

## 1 教育委員会関係分

### (1) 付託事件審査

- ①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長（1番目の教育総務費及び6番目の教育諸費関係事業について） ～別紙

## 質 疑

### ○仲山委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

決算書のほうの181ページにあります事務局費、特別支援教育推進事業に当たるかと思うんですけども、人件費の先ほどの話で、前のほうに出ていましたけれども、光っ子教育サポート事業についてお伺いしたいと思います。

こちらの成果のほうで、184ページに、サポート事業の内容、それから現場でのどういうんでしょうか、効果とか、そういうことについて書いてありまして、大変すばらしい事業だと思っておりますけれども、次のページの185ページに配置の状況が示してあります。この配置の状況でいきますと、毎年一緒ではないんですけども、配置の人数が変わっておりますんですが、サポートを必要とする児童生徒の人数にかかわっているのかなと、想像はするんですけど、そのあたりの事情、それからサポートを必要とする児童生徒の市内の人数あたりをお伺いしたいと思います。

### ○和田学校教育課長

光っ子サポーターについて、お答えをさせていただきます。

本市が取り組んでおります光っ子サポーターですけれども、その配置につきましては、まず特別支援学級が開設されている学校、常に個別の支援が必要な児童生徒が在籍する学校、病気等の理由により児童生徒に安全な学校生活を保障する必要のある学校、著しく配慮が必要な児童生徒が複数在籍する学校等、さまざまな視点に基づきまして、各学校の状況、要望を踏まえまして、年度末に配置校、配置人数を決定しております。その年々によりまして、配置校、配置人数が変更しているということです。

また、特別支援学級の在籍児童生徒数、また通常学級における特別な教育的支援を要する児童生徒は年々増加しておりまして、平成29年度におきましては、市内で250名を超える児童生徒が、配慮が必要であると各学校からの要望は受けております。

以上でございます。

### ○仲山委員

ありがとうございます。ちょっと数字に今、驚いているんですけども、今、各学校全てを回っているわけではないんですけども、学校の状況がそんなに、どういうんでしょうか、ほぼ見て落ち着いているという状態に見受けられるのは、やっぱりこのサポー

ト事業がある程度効果を上げているんじゃないかなというふうには感じられます。

この事業の意味というのは、大変大きいものだと思いますので、ただ、人数が増えているというところで、配置の人数がこれから少し気になってくるところかと思いますが、今この効果を維持できるように努力をしていただければと思います。ありがとうございました。

以上です。

#### ○田邊委員

おはようございます。お願いします。予算書の181ページ、教育総務費、事務局費の備考、上から2番目の地域間交流事業383万5,200円について、数点お聞きします。

1点目ですが、この事業について、中学生及び教職員等の費用負担はあるのでしょうか。

#### ○太田教育総務課長

海外派遣に係る経費について、29年度におきましては、1人当たり53万5,200円の経費を要しております。生徒でいきますと、30万円を助成しておりますので、保護者負担は23万5,200円になります。また教員が1人同行しておりますので53万5,200円を、全額市のほうから負担をしております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。結構な額なんですけど、こういったものは大事と思われるんですけど、極力負担のない方向で考えてほしいと私は思っております。負担軽減に今後は努力してください。

それで、2点目ですけど、この12名程度の中学生を海外にという派遣しているんですけど、ことは11名と聞きましたが、参加した中学校と、また、参加しなかった中学校など、そういったものがあるなら教えてください。

#### ○太田教育総務課長

参加した中学校で申しますと、大和中学校、室積中学校、浅江中学校、島田中学校、附属光中学校でございます。

残念ながら、光井中学校につきましては、平成29年度においては、参加はございませんでした。

#### ○田邊委員

わかりました。この海外の取り組みというのは少し興味があったんですけど、ホームステイをするというかたちなんですけど、極力、全校参加するようなかたちで取り組んでもらいたいなと私は思います。国際感覚の育成を図ることを目的としているので、これから事業効果のPR、宣伝を行って、広く参加を、参加しなかった中学校にも呼びか

けをもっとお願いします。

3点目ですが、この派遣先についてですが、カナダと、今、説明を受けましたが、私はそれをちょっとわからなかったんですけど、このカナダ以外のところとかいうのはあるんでしょうか。そういったものは、過去にカナダ以外のホームステイ、そういったものをしたことがあるんでしょうか。

#### ○太田教育総務課長

派遣先の御質問でございます。派遣先を固定しているわけではございません。今現在、カナダのコックイトラムというところに派遣をしております。

この場所については、日本からの留学生もそうなんですが、ほかの国の留学生等もこのコックイトラムという町では、数多く受け入れをしております、こうしたことから、ホストファミリーのその受け入れ体制が万全であったり、あるいは行った先でのいろんな勉強や体験、こうしたこともさまざまなことが確保されております、海外派遣については適地だというふうに考えております。

もう一つ御質問があった、過去にほかのところがあったかという御質問でございますが、ちょっと詳細についてはわかりませんが、そのほとんど大半がこのカナダであったというふうに記憶しております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。適地で安全も守られて、ほかの国からもそういった留学生が来ているというので、そこのカナダの場所がいいというのはわかりました。

私は、3点ほど質問をしましたが、この事業については、費用の負担のない方向で考えてほしいことと、光市の中学校全体の参加するようなかたちをとってもらふことと、今の適地であるということで、派遣先についてはそれがいいのかなと私は思います。

これは終わりました、181ページの同じ決算書ですが、教育総務費の事務局費の備考欄、下から4番目です。これの光地域英語教育研修事業、これが119万6,404円についてですけど、2点ほどお聞きします。

2020年度から次期学習指導要領が完全実施され、小学校から外国語活動がスタートするというので、本事業が、この平成29年度決算で、これで終わりということなんですけど、平成29年度は、具体的にどんな事業の概要であったか、教えてください。

#### ○和田学校教育課長

光地域英語教育研究事業についての御質問ですけれども、この事業につきましては、文部科学省の委託を受けまして、室積小学校、室積中学校、光高等学校が英語教育拠点地域として指定を受け、研究に取り組みました。

具体的な取組みとしましては、カリキュラムづくり、指導内容、教材の開発、効果的な指導方法等の研究を進めてまいりました。11月8日には、研究大会を開催し、その成果を発表したところです。

本研究の特色としましては、教職員のつながり、児童生徒のつながり、教材によるつながり、事業方法のつながりを意識した小中高の連携の取組みによって、英語の授業が楽しいと感じてくれる子供たちの割合が増えるなどの効果が得られております。

また、事業内容、事業方法の工夫としましては、二人組、四人組での活動を多く取り入れた学習の形態でありますとか、リアリティーのある場の設定などの工夫された授業づくりなどは、今年度から先行実施をしております本市の外国語教育の目指すべきモデルとなっています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。つながりを重視して二人組、四人組などを行ったということで、よくわかったんですけど、本年度の事業の概要は、今、わかりました。3年間の成果も、本年度の成果とやっぱり変わらないものなんですか。

3年間、この事業を行った上での成果は、結局、今年度の成果につながると思うんですけど、実質的に変わらないのなら、変わらないでいいんですけど、3年間を通した場合の成果というのは、また違うんでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

3年間の研究を組み立てていく上では、初年度、2年度、3年度とそれぞれ課題を明確にして取り組んでまいりました。先ほど申し上げました成果は、3年間をトータルで見た成果と捉えていただければと思っております。

いずれにしても、試行錯誤しながらも、着実に成果が上げられ、現在、先行実施しています本市の英語教育、そして、平成32年度から完全実施されます小学校における外国語教育の大きな試金石になったと感じています。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。2020年度から、次期学習指導要領を、先ほども言いましたけど、完全実施され、小学校、中学校から外国語活動がスタートする、この小学校における外国語教育の早期化、または高学年における外国語の教科化に向け、市が実施主体であることなので、指導内容の工夫、指導方法の開発に努めて英語教育の充実をお願いします。

以上です。

#### ○森重委員

1点お聞きいたします。

決算書は179ページ、スクールライフ支援事業、主要施策はページ182から183にかけてでございますけれども、光市は、適応指導教室を持たずに事前防止事業ということで、光市の診療カウンセラー派遣事業やまた不登校未然防止事業等、重層的に、どういいますかね、適切に指導を行うための、こういう特殊なといいますか、取り組みをされてお

られるわけですがけれども、ある意味、これは非常に新しいというか、実績というか、いろんな事例がたくさん出てくれば、一つの光の特色ある、そういうものになってくると思うんですが。

これを一つ、ちょっと、所管というか、社会教育費とちょっと重なってしまうんですが、スクールライフ派遣事業、心療カウンセラー派遣事業、不登校未然防止事業、これらのその対象となる生徒が、片や、青少年育成事業のほうでは教育相談事業というのもやっておられまして、そこでいろいろ電話による相談事例、また、それにあわせて面接による相談というふうなことが行われているんだと思いますけれども、このあたりの事業の兼ね合いといいますか、水際対策をいち早くということで、そういう相談事業で相談された方々も、即、この心療カウンセラーとか、派遣事業のそういう専門的なソーシャルワーカーさんたちが、どのように関わってつながっているのかという、もしそれが何かあるのであれば、ちょっと所管を跨ぐんですけれども、項目を。関連性、情動的にどうつながっているかというふうなものが、わかれば、ちょっと教えてください。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先に相談のほうから申し上げたいと思います。

電話による教育相談につきましては、青少年センターで対応しておりまして、月曜日から金曜日、時間外になりましたら、また、土日等は留守電対応になるんですが、青少年センターで対応しております。

電話相談は、結構、匿名とかが多くて、電話相談から教育相談へ移行する件数というのは、ほかのチャンネルを提案するというかたちも含めてお話しするんですが、そんなに多くあるわけではありません。

面接による教育相談については、スクールソーシャルワーカーが、2名が交代で、4月を除いて毎月1回、実施しておるといようなかたちでございます。

面接相談に来られるのは、保護者、あるいは保護者と子供さんと、お二人で来られるというような場合もありまして、リピーターも幾らかございます。状況的にはそんな感じでございます。

#### ○和田学校教育課長

今、御説明がありました教育相談につきましては、あくまでも児童生徒、保護者が、学校とは違うところで相談をしたいという場合、個人的に希望をして相談を受ける事業ですので、基本的には、スクールライフ支援員、不登校未然防止診療カウンセラー派遣等の事業とは、別の体制で対応をしています。

教育相談は、大変重大な守秘義務を背負っておりますので、それを守ることによって、児童生徒、保護者が安心して相談ができるという性質のもので、その部分での連携というものは、現在は行っていないというところです。

ただ、スクールライフ支援員派遣事業、これは、主に学習面での支援を行っております。いわゆる直接的な支援です。また、不登校未然防止事業では、社会福祉士が対応しておりますけれども、これは、環境面での支援、いわゆる外面からの支援というふうに

捉えております。

また、診療カウンセラー派遣事業につきまして、これは、心理面での支援、いわゆる内面からの支援、この3つの方向から支援を行っているという事業がございますので、これにつきましては、御指摘のとおりしっかりと連携を維持しながら取り組んでおります。今後もこの部分についての情報共有等の連携は、密にしながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

#### ○森重委員

わかりました。匿名希望等、ちょっとした相談を、あれは夜もやっているんですね。夜にやはりちょっとこう本当に悩んでいる人が電話で相談したりとか、そういうふうな部分での相談対応ということで、この直接、スクールライフ支援の事業とは、ちょっと余り、どこかで重なりがあるかもしれませんが、直接的にはないということで理解をいたしました。

光の場合は、前回もありましたけれども、適応指導教室等の建物、そういう箱物を持たずに、今、学習面、また環境面、また心理的な面というふうな、個々的にその生徒に応じた適応の指導をされるということで、いろいろ成果も出ているようにちょっとここに書いてあるんですが、ちょっと事例で御紹介できるものがあれば、ひとつお聞きしたいと思いますけど。

#### ○和田学校教育課長

これらの事業の成果ですけれども、不登校の状態におります児童生徒のケースは、本当にさまざまです。数字も幾つか上がっておりますけれども、一つ御紹介できるとすれば、出席日数がゼロという児童生徒は、公表されている28年度におきましては、1名もいないという状況です。

ただ、ゼロに近い児童生徒も当然おりますが、その児童生徒につきましても、先ほど申しました事業で複合的に対応して、社会とのつながりは維持しているところです。

もう一つ、御紹介できるとすれば、中学校卒業時点での進路未決定者、いわゆる家居という状態になる生徒ですけれども、これにつきましてもゼロという成果が見られております。これにつきましても、学校または先ほど言った事業等で、しっかり連携を図りながら生徒の進路を適切に選択できるよう、そして子供たちの将来が開けるような、対応を続けている成果であろうかと思えます。

ただ、今後、さまざまな条件、環境、それによって十分な成果が得られない生徒も出てくるかと思えますけれども、その点につきましては、諦めずに根気強く、きめ細かな対応を続けてまいりたいと考えています。

以上でございます。

#### ○森重委員

わかりました。本当にきめ細やかな、その子その子のケースに応じた対応が、確かに

可能であるというふうに思いますけど。

もう一つお聞きして、1点お聞きしたいのは、例えば、適応指導教室みたいに一つの施設に通うという場合は、そこで同じようなその子供たちの友達づくりといたしますか、そこでのそういう共有できる、協調できる、そういう環境というのも、そこではちょっとあると思うんですが、個々的にこう携わっていくというのは、そういう面でのちょっとスクールライフ支援事業で訪問することの意味というか、そこに一番重きを置く利点といたしますか、そのあたりをちょっと参考までにお聞かせください。

#### ○和田学校教育課長

基本的に不登校の状態になります児童生徒は、学校という存在が大きなストレスになっていると考えられますので、まずは、個別の支援が社会とのつながりを持つための第一歩であると感じております。その社会とのつながりを持つパイプ役としての役割を、スクールライフ支援員に担ってもらっています。

その中で、少しずつ児童生徒が社会に目を向け、行動に移すことができるようになった場合は、少しずつではございますけれども、学校という施設において個別に指導支援を行うようにしています。

その中で、これも少しずつですけれども、同じ学校の友達とのつながりもつくりつつ、学校への復帰、学級への復帰、そして社会の復帰という段階を経られるように、計画的に取り組んでいるところです。

以上でございます。

#### ○森重委員

ありがとうございました。よくわかりました。本当、ソーシャルワーカーさんや、また心療カウンセラーさん、そういうものが個人的にかかわる中で、そこからいろんな影響を受ける中で、やっぱり大きく開けていける部分もあると思いますし、確かにおっしゃったように、学校での生活に拒否というか、そういうところを本当に小さく風穴をあけていくような感じで指導されているこのスクールライフ支援事業、光の本当に特色ある事業にぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

説 明：太田教育総務課長（2番目の小学校費及び中学校費関係事業について） ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 質 疑

#### ○河村委員

決算書183ページの中段、遊具の点検委託、それから今、撤去処分等の委託料という

ことで出ました。2年ごとに専門業者にということですが、毎年の点検ちゅうのは、どういうふうにしよってのか。

それから、今回は、その撤去処分というのは、何か新しいものと取りかえちゃったんですか。それとも撤去しっぱなしじゃったんでしょうか。

○太田教育総務課長

遊具の件について御質問をいただきました。説明しておりますように、2年に一度、専門業者が点検をするわけですが、1年置きということで、その間の点検ということにつきましては、各学校のほうに基本的にはお願いをしておりますし、こちら教育委員会の職員等と、学校を訪れるたびに遊具も含めて学校の点検を行っております。

もう一点が、撤去の処分の委託料が今年度計上され、決算上、上がっておりますが、この撤去したものについては、必要なものについて、次年度に予算を計上して設置をするということにしております。

以上でございます。

○河村委員

毎年学校で、或いはその教育委員会のほうで行った際に、点検をするということですが、点検簿か何かは、そろえてやっておられるんですかね。

普段、よく学校訪問みたいにして点検をされておりますが、学校のほうから聞いたところしか回っていないような気がするんですが、教育委員会のほうで点検する箇所というのを箇所づけしたものを持って、学校、或いは学校の施設、そういったものを点検されているんでしょうか。

○太田教育総務課長

点検の方法についてでございます。これにつきましては、先の委員会で、学校施設のその点検について、共通の確認票みたいなものを作成した上で点検をしたかどうかという御提案もいただいております。あわせてこの遊具点検についてでも、そういったものの作成を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

ちゅうことは、ないちゅうことやね。確か、遊具やなんかちゅうのは、そういう点検簿をそろえるようになっちゃったと思うので、ぜひ、きちっとしていただいたらと思います。

その間のフッ化物洗口業務委託料というのがあるんですが、これ、ミラノールかなんかの洗口だろうと思うんですが、以前聞いたときに、あんまりもう効果がないんじゃないかという話を聞いたんですが、そのあたりの調査みたいなものがあつたんでしょうか。

○和田学校教育課長



ただいまのフッ化物洗口による成果という点での御質問ですが、毎年、児童生徒の健康診断において齲歯等の数を確認しております。このフッ素化物洗口を取り組んでいる市町と、取り組んでいない市町との比較において、本市の児童生徒の齲歯の数というのは少ないという部分で、一定の成果があるという結果は出ております。

以上でございます。

○河村委員

主要施策の成果の中で出っちょったのですかね。これか。主要政策の成果192ページの齲歯、平成29年度はちょっとこう増加をしておりますが、通常の学校でのそのパーセンテージちゅうのと、その比較があるんですか、今の要は、うちは口腔洗浄をやりよるから、よそよりはええとこういう話をされたと思うんですが、どの程度ええのか。ちょっと、私がちょっとそういう専門の方に聞いたところでは、もうそろそろ目標に到達しよるんじゃないかと、こういうような御意見もあったんですが、どんなです。

○和田学校教育課長

その成果の詳細な数値は、今、持ち合わせておりませんが、毎年、歯科医師会と協力しながら、齲歯の数、そして、他市との比較は、統計はとっています。それによって、光市の取組みの一定の成果は、明確であると認識はしております。

以上でございます。

○河村委員

もう随分早くからこう始めて、当初はもう大変な成果だったと思いますが、近年では余り、効果そのものについての1回検証を、どこかでやらにゃいけんのだろうとこう思っていますので、ひとつ御検討をいただいたらと思います。

その下の、先ほど土地の借り上げ料というのがあったんですが、この借り上げ料の何か根拠みたいなものがあるんでしょうか。

○太田教育総務課長

土地の借り上げ料の御質問でございます。これにつきましては、それぞれに借りている土地について評価されておりますので、借地料分、税金分を算定をして、それぞれの土地を借り上げているところでございます。

以上です。

○河村委員

じゃあ、もう一個。

先ほど、不用額のところで、学校医の報酬のところで見込みと違うたと、こういうふうに言われたんですね。51万5,000円と、歯医者の方が15万5,000円ですが、見込みと違うたというのは、大量にどこか転校していったとか、そういう話をされるわけですか。

○太田教育総務課長

小学校費におきましても、当初、予算上は420名を見込んで計上しておりましたけれども、実際の受診者が375名であったため、これについて不用額が生じたものでございます。

以上でございます。

○河村委員

通常は、産まれてからずっとこう、進学というか、進級するに当たって、そねえに人数の誤差ちゅうのは余りないはずなんで、どうかなど。制度が変わってから、制度で見込み違いというのはあったとは思うんですけどね。そうじゃなかったら、通常は見込み違いちゅうのは1桁のような数字のような気がするんで、そんなことはないと思いますが、注意をしていただいたらと思います。

以上です。

○田邊委員

決算書183ページをお願いします。

小学校費、学校管理費の備考欄の中ほど、学校管理備品購入費454万5,000円というのがありますが、これについてですが、平成28年度の決算では889万5,000円でした。差し引き435万円の減額についての具体的な説明をお願いします。

○太田教育総務課長

学校施設管理備品に関するお尋ねでございます。

全ての学校におきまして、備品のみならず、必要経費等のヒアリングを全ての学校等で行った上で予算の調整をしております。特に備品関係につきましては、各学校からさまざまな要望が出てくる中で、緊急性や重要度等を勘案しながら、かつ全体を見て決定することとなりますので、年度によって購入する物品の額、あるいは数によって増減が生じるものでございます。

御質問がありました28年度と比べて、約半減しているといったことの原因でございますが、これについては、平成28年度は遊具を設置しておきまして、これが約350万円となっております。29年度において遊具は設置しておりませんので、こうしたことが大きな要因となっております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。学校管理備品購入などは、私が思ったのに、今、備品と聞いたんですけど、2年ごとに買い換えとか、そういったものもいろいろあるものなんでしょうか。その辺もちょっと教えてもらいたいんですけど。

○太田教育総務課長

備品につきましては、学校を運営していく上で必要であるものについては、やはり予算措置をしなければならないと考えております。老朽化もあれば、突然壊れたりする物もございます。それぞれ状況に応じて予算を勘案しながら、また先ほど言いましたように、緊急性や重要度を勘案しながら購入をすることにしております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。状況はよくわかりました。28年度の決算で、それだけの差額があったので、ちょっと疑問に思ったので質問しました。この学校管理備品購入費については、計画的に購入して、円滑な施設管理を今後ともお願いします。

続きまして、決算書181ページをお願いします。

181ページ、小学校費、学校管理費の備考欄、小学校管理事務費の事業内容について、平成29年度の予算で、ストレスチェックというのがあったんですけど、面接指導謝金5万円が計上されていましたが、決算書では、このストレスチェック面接指導謝金が計上されていないことについての説明をお願いします。

#### ○太田教育総務課長

教職員のストレスチェックにつきましては、当初予算におきまして、ストレスチェック委託料とストレスチェック面接指導謝金を、小学校費、中学校費ともに計上いたしております。

このうち、ストレスチェック面接指導謝金が、予算にあつて決算にないことに対するお尋ねでございますけれども、ストレスチェックを実施した後、高ストレスと判断された教職員から面接の申し出があった場合に、面接指導を行うということになっております。29年度は、この申し出がなかったことから実施しておらず、決算書に記載がないということでございます。

以上です。

#### ○田邊委員

わかりました。教職員のこの体調管理などは、ちょっといろいろ思っているところがありまして、このストレスチェックについては、5万円といえども、予算計上していたのなら執行するべきではないかと私は思うんですけど。

今、持っているのを、ちょっと資料みたいなのを持ってきたんですけど、これ、ストレスチェック、職業別ストレスチェック、これが、こういうふうものがあるんですけど、簡単にこのマークシートにチェックするだけのものなんですけどね。これはですよ。そういったところで教職員全員に、今、どういった状況かというのは、やってもらえないかと私は思います。そういったところをどう考えているか、お願いします。

#### ○和田学校教育課長

本市の教職員のストレスチェックにつきましては、インターネットを使いまして、個

別に教職員が時間を見つけてやっている状況でございます。

先ほど、御答弁をさせていただきましたけれども、高ストレス判定者は、実際、本市でもおりますけれども、判定者が面接を希望した場合のみにさせていただきます。

面接を希望するようという働きかけにつきましては、校長を通じて依頼をしているところですが、高ストレス判定者が、どの教員であるかというものは、校長にも、私どもにもわからないように、個人情報ということで保護されていますので、全体的に呼びかけをする方法をとらせていただいております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

今、説明を受けましたけど、インターネットでそういったものはやっているというところでは、インターネットでやった場合は、そういった個人情報とかちゅうのは、漏れるとか、漏れないとかというのは、どうなんでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

その点については、心配はしていないところです。

教職員につきましては、公立学校共済組合がシステムをつくってございまして、そこに教職員がアクセスしチェックを受け、そして個別にその結果が届くというシステムになっていますので、その中で情報が漏れるということはないものと考えております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。しかしながら、先ほども説明にありましたけど、高ストレスの教員が本市でもいるというのは、もうそこで確定しているもので、そういったところで、その高ストレスに対しては、重要度というか、年に何回働きかけるとか、そういったものは個人情報なのでなかなか難しいところもあるんですけど、そういったところを今の現時点で、年に1回だけですか、これは。それとも何か月に1回とか、そういった状況を把握してみたりとかちゅうのもあるんでしょうか。

#### ○和田学校教育課長

このストレスチェックにつきましては、年1回実施しております。

その後、個人的に結果が届くころから、その前後を合わせて、各校長に、高ストレスの場合は面接指導を受けるようという働きかけは、数回行っているものと考えております。

また、このストレスチェック以外にも、日常的な教職員の業務の状況であるとか、そのときの教職員の表情、または様子、そういうものは、メンタルヘルスという観点から、校長、教頭の管理職のみならず同僚も含めて、全校体制でお互いに支え合っていくという体制づくりについては、年間を通じて校長に働きかけをしているところです。

以上でございます。

○田邊委員

はい。わかりました。そういった働きかけはよくわかりましたけど、そういった高ストレスを持っている教職員に対して、不適應とか、そういったレッテルを張るような状況とか、そういうふうなことも行ってはいないですね。

○和田学校教育課長

そのようなものはないと思っております。  
以上でございます。

○田邊委員

予算で5万円つけてあったので、このたびは、そういう決算では出ていないんですけど、それは手を挙げて申告していた方を対象とするということで、今年度はしょうがないとは思いますが、今後は、予算に計上しておるので、できるだけ決算でも見えるようにしてほしいなと思います。

そういった手を挙げなかったから、いないよとかいうんじゃないで、実際は、本市でもいるとここで認識しているので、そういったところを再度お願いしたいと思います。

高ストレスを認めたこの人については、未然に防ぐ、これが重要だと思います。まだまだ教職員の働き方改革、多忙化の解消については、こういったものが一つの材料となると私は思いますので、今後とも改善をお願いします。

続きまして、決算書183ページをお願いします。

小学校費の教育振興費の備考欄、下から6番目、通信運搬費4万8,600円について、これも平成29年度の予算書に計上されていなかったもので、こっちはなかったんですよ、予算書に。予算になかったが決算にあった。この説明をもう一度お願いしたいと思います。お願いします。

○太田教育総務課長

通信運搬費のお尋ねでございます。これにつきましては、平成29年11月に開催されました市内小中学校音楽会における楽器の運搬に係る経費でございます。

実は、当初予算におきましては、楽器運搬に係る車両の借り上げとの考え方から、借り上げ料にて予算措置をしておりましたが、楽器の運搬という業務の考え方から、役務費の通信運搬費として予算執行をしたものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

よくわかりました。その点、ちょっと疑問に思ったので。  
以上です。

○中本委員

それでは、決算書では185ページ、主要施策の成果ではページ191ページ、小学校の就学援助事業についてをお聞きいたします。中学校を同時に質問いたしましょうか。

191ページ、小学校の支出であります。29年度が4,727万4,000円と、前年度、28年度4,501万7,000円と、それから認定率が25.6%と、28年度より下がっておりますし、支給額が上がっております。この表を見れば、わからんこともないんですが、その辺の状況とか、どういう見解か、教えていただけますか。

○太田教育総務課長

主要施策の成果で御説明させていただきたいと思っております。

29年度につきましては、小学校費でございますと、その認定率が、昨年度26.32%から25.46%に下がっております。しかしながら、支給額の計でございますと、4,500万円から4,700万円に上昇しております。

これにつきましては、29年度に入学準備金の前倒し支給を行ったことによるものでございます。この欄の上から3行目の入学前というところで、304万5,000円が28年度にはなかったものとして支出をされております。これを差し引きをいたしますと、全体の金額も下がることとなっております。

就学援助につきましては、ここには3年の経費しか記しておりませんが、年々認定率が下降傾向にございます。それにあわせて支出額も減少しております。これについては、児童生徒の人数の減少等もあるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○中本委員

それでは、引き続いて中学校の194ページであります。29年度の支出が4,502万1,000円、28年度が4,111万6,000円というふうな支出であります。認定率は、もちろん下がっておりますが、小学校と同じような感じでの分析でしょうか。

○太田教育総務課長

基本的には、中学校費におきまして小学校費と同じように考えておりますが、ただ、29年度におきましては、入学前支給を差し引いても、前年よりも増加しております。

これは、また小学校費も同様ではありますが、新入学児童生徒学用品費が、小学校費でございますと、2万470円であったものが、29年度から4万600円に増額をしております。中学校費におきましては、2万3,550円だったものを4万7,400円に増額しております。そういったものも兼ね合わせた結果だというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

一番喜んでおられるのは、入学前、前倒しで支給というのが非常によかったなというふうに思っております。国の補助が、17年度ぐらいに切れたんじゃないかなと、違ふかたちでの補助が入っているのかなと、国の支援の補助。その辺が見えてこないんですが、

どんな状況ですか。

○太田教育総務課長

ただいま議員から御案内がありましたように、従前につきましては、補助というかたちでありましたけれども、現在につきましては、地方交付税ということで算定をされております。

以上でございます。

○中本委員

了解をいたしました。就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助ということですので、いい制度だというふうに思っております。適正な審査、適正な処理をお願いをし、いろんな意味で、広報等も十分努めて周知徹底をお願いをしなければなりませんし、30年度は総合的な見直しをしておりますので、また30年度をよく決算で見たいというふうに思っております。

以上です。終わります。

○森重委員

ちょっと1点、お尋ねいたします。

決算書は183ページ、185ページ、小中のこれはプール循環浄化装置の点検整備という委託料なんですけど、学校プールについてですけれども、学校プールは、今現在、各学校に全てあるということですよ。

○太田教育総務課長

全小中学校に設置しております。

○森重委員

16校ですね。小中を合わせて16校を維持管理をしているわけですが、今回、決算書で、今、上がっているのは、このプール循環浄化装置点検整備委託料として、2つで約70万円近くですかね、上がっていますけれども、これ、年間維持費として、装置いろいろあるんだと思うんですよ。わかりませんがね。夏場の電気代等も全体的にこれは全国的に見てみると、夏の電気代がえらい高いのは、やっぱりこの常に浄化しているからだというふうな分析もございます。

また、この学校における水泳プールの保健衛生管理ということも、だんだん年々厳しくなっておりますし、先ほども、アトピー等、子供たちのそういうちゃんとした衛生管理をするには、大変何か厳しい時代にもなってきて、だんだん増えてきますね、そういうものが。そういう中で完全管理していけるかということもありますし、また附属施設や、シャワーが要ったりとか、腰の下まで洗わなきゃいけないとか、足洗い場とかいろいろその附属している設備の管理も多々あるんだと思います。

それと、今みたいに台風とか、夏場は荒れ狂うと、屋外プールはやはり枯葉が入った

り汚いということですね。そういうふうなことも、今後そういう面もちょっとやはり課題になってくるといふふうに思います。

まず、学校のこの今、維持管理費というのは、これは出るんですかね。総合的でもいいんですけど、出ないですかね。

#### ○太田教育総務課長

プールの維持管理費ということでございます。ちょっと正確な数字はわかりませんが、先ほど申されたプールの循環に係る電気代については、1校、約10万円から15万円ぐらい、夏期の期間に使用しているのではないかと考えております。

点検委託料が、小中を合わせて約70万円、それと、プール用殺菌消毒材を購入しております。これにつきましても結構な額を要しております、年度によって違うとは思いますが、200万円程度かかっているのではないかと考えております。

また、あわせて、プールですので、水道料のことがあります、これについては合算になっておりますので、そこについては、今、数値を把握しておりません。

以上でございます。

#### ○森重委員

かなりのやっぱり維持費がかかっていると思います。そしてまた、昔は海でというのも、私たちの時代はありましたけど、今後、老朽化の問題云々いろんなことを考え、また、これは教職員、先生の負担というのはどういうふうになるんですかね。ちょっとその辺は、全然現場でわからないんですけど、夏場の先生の水泳というか、そのプールにかかわるその労力と言ったらおかしいですけど、授業ですから、その点はどういうふうになっているんですかね。

#### ○和田学校教育課長

委員お示しのとおり、学校のプールにおきましては、その水質管理は、教職員が行っている状況です。

基本的に、水泳の授業、または開放等でプールを使用する機会におきましては、ポンプも常に動かしている状況ですし、あわせて水質管理のために、教職員で水質検査等も行いながら維持をしている状況です。朝、出勤してから、そして夕方まで、その都度、担当の教職員が行っているという実情です。

以上でございます。

#### ○森重委員

決算ですから、29年度の予算に対して決算云々というふうなことだけではなくて、やはりこのたびは、こういうふうな災害等が起きまして、なかなか思わぬ出費が重なって行く中で、今後、決算の中で見ていく事項というのは、じゃあ何をどこをどう抑えていけるか、みたいなどころの視点がなかったら、単に単年度の予算決算だけの評価をしていたんでは、ちょっと私は意味がないんじゃないかなというのをいつも疑問に思うんで



すが、そういう観点から見ていくと、年々度、こういう当たり前のごとく行われている、そういうこういう事業が、どこがどういうふうにも縮小して、また必要でないものをまとめていけるかというふうなことが、大事だというふうに思います。

プールは、やはり今から、シラミ、ダニ、またアトピーの子の対応がありましたけれども、光線過敏症の子供たちも増えておりますし、学校における水泳プールの保健管理衛生は、なかなか今後厳しくなってくるなというふうなところもございます。プールの水に関しては、防災対策でずっと冬場も張っているというふうな状態もあって、そういう面もあるのではないかと思いますけれども、各学校に16校、プールを維持管理していく時代であるかどうか。

また、他の自治体では、民間施設を活用した水泳教室とか、学校プールの統廃合、中学校区ぐらいでしっかりしたものを管理していくというふうな方向もございますので、今後の少子化対策として、学校そのものの統廃合云々、あり方等もありますけれども、このあたりは、ちょっと今回の決算ぐらいから、しっかり次への準備といえますか、そういうものがやっぱりなされなければいけないのではないかとこのように思っております。

民間でできるところも、できないところありますし、都会では、もうみんなこのこういうスタンスでもう進んでいるわけですがけれども、指導するプロがつきますし、そういう意味でも安心できるというものもあります。

光市には、使えるのかどうかわかりませんが、あそこのスポーツ村等のプール云々もあるし、そういうところを少ししっかりもう考えていくべきではないかというふうに思っておりますけれども。今後のお考え、これからだんだん老朽化はもう目に見えていますよね。何年にこれは、大体プールというのはできていたんですかね、大体で。

#### ○太田教育総務課長

プールの設置の年数でございますが、手元に詳細な資料はございませんが、古いものでいいますと、既に40年を超えているプールもあるものと考えております。

以上でございます。

#### ○森重委員

やはり老朽化、これから維持管理の問題ということになると思います。実際には、これを中学校区に1校にしてとなると、現場の対応としては、移送といえますか、あそこに行くことをいろいろ考えますと、いろんな問題もあるんだと思いますけれども、どこかでこういうことをしっかり考えていかなければならないというふうに思います。

コミュニティ・スクールなんかでも、小中連携というのも一貫したところで、何とかこう結びつけないかなとか、ちょっと水泳ですから、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、御検討のほど、ここはしっかり要望しておきたいと思います。

何か方向性とか、何かありますか。あれば。今後の対応といえますか、お考え等があれば。

○太田教育総務課長

公共施設管理計画において、施設の総量を削減するという方向性を示しております。そうした観点からも、委員御提案がありましたプールを集約するといった考え方、これについても検討していくことも一つでありますし、そういった手法も考えていかなければならないと考えているところでございます。

○森重委員

わかりました。今、先ほど、今回のプールの循環浄化装置点検整備委託料、また夏場の電気代、そして薬剤、水道料等、いろいろなものを16校で抱えていける時代かどうかということをしっかり御検討をいただきますように、ここは要望したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

説 明：原田文化・社会教育課長兼人権教育課長（3番目の社会教育費のうち、社会教育総務費及び青少年健全育成費関係事業について） ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○仲山委員

お願いいたします。先ほど、話が一部出ておりましたが、成果の199ページ、1のエですね。一番上からになります。教育相談事業についてです。

電話による教育相談と面接による教育相談ということが、ここに挙げられております。それぞれ相談を受けるその受け方の違いによって、内容が当然違ってくることは、ここにあらわれてはいるわけですが、それぞれどういった方々が相談員をなさっているのか、そのあたりについてお伺いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

教育相談に関する御質問でございます。

まず最初に、電話による相談、ヤングテレホンの関係でございますが、こちらにつきましては、教職員のOB等の青少年センターの職員が対応いたしております。面接による教育相談のほうにつきましては、スクールソーシャルワーカーが対応をしておるといふかたちでございます。

以上でございます。

○仲山委員

スクールソーシャルワーカーの方がですね。はい。ここに出ていましたね。それぞれこういった相談を受けて、個人的なことで、学校のほうに相談がしにくいことや何かが、多分寄せられるのではないかとはい思うんですけども、それぞれの相談、個別にいろいろ

ろあると思いますけれども、受けた後、その状況の改善に向けて、その後、こういった対応、アプローチをされているのか、お伺いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

まず電話による相談でございますが、こちらにつきましては、匿名での相談が、大いにあります。

確かにその後の、例えば面接による相談のほうが、よりコアな相談ができますので、違うチャンネルを御紹介するというようなかたちでは対応しておりますが、その電話による相談がどの程度改善につながったとか、そういう部分については把握いたしておりません。

面接による相談につきましては、結構リピーターの方がおられますので、そういう方につきましては、より上の段階というか、少しでも改善できるような方向につながっていると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。多分リピーターとしてというか、相談に引き続き来ていただければ、それなりの対応が可能かというのは、お話から想像はできます。できるだけそういったようなふうにつながっていけば、面接のほうはいいんだと思います。

どちらにせよ、相談内容が、できれば表沙汰にしたくないというか、言い方がちょっと不穏当かもしれないけれども、あんまり公になりたくないということが、やはり状況としてあるかと思うんですけれども、ただ、相談内容から傾向といいますか、今、学校内での場合が特に気になる場所ですけれども、こういった課題が、現にある程度相談が行われていると、相談が来ているといった状況について、それを把握をある程度されることになるんだと思うんですけれども、そういった課題について、具体的に個別のその改善を学校にとか持っていくわけにいかないかもしれないけれども、何らかの状況を学校等でも共有していくような必要があるかと思うんですけれども、そういったようなことは行われているのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

教育相談の内容といいますのは、高度な個人情報でございますが、ほかの例えば相談できる組織とか仕組みを御紹介するというかたちはとれても、なかなかその相談内容が、例えば虐待のように法的に認められている部分ではありませんので、相談があったから、イコール情報を共有するというかたちはとっておりませんし、その共有するかたちをとらないことが、教育相談を、より受けやすい状態に保っていくための基本だと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

そうですね。その相談しやすい状況というのを確保していくということも、大変大事なことだとは思いますが。

ただ、そこで、相談の中から見えてくるその課題みたいなものについては、個別の内容に余り入れないにしても、どういうことが起きているし、どことはなかなか言いにくいでしょうけれども、そういったようなことも、ある程度、現場のほうで注意をしてもらうというのではないですけど、一部、校長であるとか、気にかけてもらうというふうなことも大事なかなとは思いますが、そのあたり、いい方策が見つかるというか、考えていただけるといいかなと。対応に急を要するような、今、言われた虐待であるとか暴力的なことなんかは特にそうかとは思いますが。そういうふうな場合には、何らかの対応をちょっと準備をしておいていいんじゃないかと思えます。

あと、先ほどもありました、スクールライフ支援事業というのと、こちらとは、多少相談の内容が違うという話もありましたけれども、連携して状況をよくしていくというふうなことは、やはり考えにくいものなんでしょうか。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほども申し上げましたけれども、この教育相談の場所自体も、教育委員会の事務所ではない場所で行うということも含めて、相談者が、より相談しやすい状況をつくる中で、個人情報守秘義務については強く求められている部分でございまして、そのあたりでスクールライフ支援員との情報共有ということは、いたしておりません。

以上でございます。

#### ○仲山委員

はい。わかりました。やはりその相談自体が意味をなさなくなるということになると、それはもう大変具合の悪いことだと思いますので、ただ、先ほど言ったように、急を要するような対応があった場合には、それはそれなりの何か対応の方法というのをちょっと模索しておいていただければと思います。

あと、2点ほどあるんですが、よろしいですか、続けて。

成果だと、199ページの青少年補導員というのが、青少年非行防止と被害防止という、下のほうのオという言葉で挙げられております。この青少年補導員の組織、目的、役割と、そのための活動、またその活動のための経費等、予算としてどれがそうなのかわからないですけども、その経費の使途というか、使い道をお伺いしたいと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

青少年補導員は、関係機関や関係団体等から推薦された方々を教育委員会が委嘱して、青少年の健全育成に関する補導活動等に從事していただいております。

人数については、補導員としてふさわしい人をそれぞれの機関、団体から、毎年度、約250名程度推薦していただいております。

お尋ねの具体的な活動としては、長期休業中の地域におけるパトロールとか、街頭補導、市内の大きな行事、お祭りとか、そういう場における補導活動を行っていただいております。

おります。

青少年補導員のスキルアップ等も含めて、年2回、市内全体での研修会を行っております。各地区でもそれぞれ実施されているような状況ではございます。

予算的には、1人当たり1,300円の光市補導員連絡協議会交付金というのを、各コミュニティ協議会に配分しておるといふかたちでございます。その256人分が決算額で申し上げますと、33万2,800円になります。

以上でございます。

#### ○仲山委員

補導員となっております、補導を行うというようなことにはなっておりますけれども、実際には、予防的な意味合いが強いかと思うんですけれども、今、行っていらっしゃるの、僕も子ども会の役員の方に回ったあのパトロールがそうだったんじゃないかと思うんですけれども、実態的に補導すべきそういったようなことを予防するのに、余りうまくつながっているのかな、どうかなというところがちょっと気になるころなので、予防的な意味であれば、もう少し違った活動も考えられるかと思えます。或いはパトロールの仕方等も工夫があればいいのかもしれませんが、そのあたりも含めて、補導とはいうものの、補導というよりは、その補導予防というような観点で、これからの活動をちょっと洗い直していただければいいかなと思えます。

次にまいります。今度は、成果の200ページ、光市青少年健全育成市民会議というのがあります。あることは存じ上げているんですが、いわゆる青少年健全育成地区会議であるとか、あることは承知しているんですが、その市民会議として、或いはその地区会議なんかも含めてでしょうけれども、その組織がどういうふうになっているのか、目的や役割、そのための活動、それからここに挙げられている補助金の使途について、お伺いしたいと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

この会議につきましては、光市内に居住又は住所を有する全てのものを対象として、会議の目的に賛同する個人及び団体会員をもって構成しております、組織的には、運営委員会、常任委員会、各委員会及びそれぞれ下部組織として、先ほどもおっしゃられました地区会議を置いております。

市民会議は、心身ともに健全な青少年の育成が全ての市民の連帯責任であることを認識して、青少年みずからが社会とのかかわりを自覚するとともに、次代の担い手としてふさわしい自立した個人として自己確立できるよう、市民の総意を結集して青少年の健全育成を推進することを目的としているものでございます。

温かく心の触れ合う明るい家庭、地域づくりの推進、青少年の安全安心を確保したまちづくりの推進、青少年自身が社会の一員として感じて、たくましく生き抜く力を身につけられる事業の展開等を図るため、具体的には、挨拶運動とか、青い羽根キャンペーン、市長と語ろう青少年の集いや、青少年健全育成推進大会等を実施しているところでございます。

補助金の130万円につきましては、青少年健全育成推進大会や中学生リーダー養成講座の助成などの事業費として支出されております。

以上でございます。

○仲山委員

今、先ほどありました個人会員、これは、いわゆる町内会でまとめて集めたりしているあの部分にかかわる個人会員というふうに理解して。そちらのほうのお金というのも、この130万円とは別にあって、それが運用されているということなんですか。そのあたりはちょっと事情をお伺いしてもいいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

今、委員おっしゃられました1人世帯当たり300円で、会費を集めております個人会員の会費につきましては、それぞれの地域のコミュニティ協議会で集められたものを市民会議の本体に納めていただきまして、そのほぼ同額をそれぞれの地域の地区会議に配分して、地区会議での予算としていただいております。

○仲山委員

今のお話だと、つまり、ああやって1戸300円集めているほうのお金に関しては、それぞれの地区での財源になっていると。この130万円に関しては、その先ほど言われた推進大会であるとか、挨拶運動その他の事業で使われているというふうなことです。ありがとうございました。わかりました。

以上です。

○河村委員

今のちょっと続きをさせてください。もう企画委員会というのはなくなったの。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

企画委員会は、市民会議の組織としてはございます。

○河村委員

企画委員会が中核でいろんな地域の青少年部会、コミュニティで事業推進しておったと思うんですが、最近、その企画委員会の顔が見えない。どの程度、会議を開催されています。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

ちょっと今、手元に30年度の予定ぐらいしかないんですが、それで申し上げますと、4回でございます。

ごめんなさい。失礼しました。29年度もございました。年4回でございます。

○河村委員

どうも最近、数が少ないのか、中身が少ないのか、よくわかりませんが、地域のコミセンにある青少年部会とこういうものなんですが、年々その事業そのものが少なくなっているといっています。従前は、企画委員会のほうでいろいろ御提案をいただきながら地域の青少年問題に対応しておったんですが、最近全くそういうふうなアドバイスもなくなっているような気がします。ちょっともう一回見直しをしちゃったらええような気がするんですがね。

この130万円の中には、1年生の防犯ブザーは入ってなかったかいね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

市民部生活安全課とも連携しておるのは把握しておりますが、この130万円の中に入っているかどうかについては、ちょっと資料がありませんのでお答えしかねます。

○河村委員

それともう1点、さっきの中の教育相談のところ、27年、28年、29年と、こう書いてあるんですが、その他のところが一番実は多い。分析の中身ですよ。書き方として、3件あったら、家族関係というところで3件はええんですが、あと1件ずつのところを含めて、その他のところにどんな項目があるのか、ちょっとこう出していただくと、ちょっと飲み込みがいいかなど。ちょっとその他のところの29年度でいいですけど、中身をちょっと分析を言ってもらっていいです。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

申しわけございませんが、その他について資料を持ち合わせておりませんので、お答えいたしかねます。

○河村委員

じゃあ、後で、その資料として提出をしてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

先ほどの質問については、回答を後ほどということなので、執行部からの発言を求められ次第、回答いただきたいと思います。

○河村委員

決算書の191ページ、青少年ホームの草刈り等の委託料ですが、上から2段目ですね、9万5,500円、これ青少年ホームのところの草刈りちゅうのはどこをやったんですかね。通常であれば、利用者が、たしかテニスコートや何かは草刈りをやっていたと思いますが、それをちょっと言ってもらっていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員おっしゃられるように、テニスコートにつきましては、それぞれのコートの部分は利用者が環境整備をしております。法面等、周囲の部分についての草刈り等でございます。

○河村委員

法面とか周囲と言われても、そんなにたくさんはないんですが、これはシルバー人材センターの委託料になるんです。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

シルバー人材センターだったと記憶しております。

○河村委員

年に何回です。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

回数は、ちょっと数字がないんですが、1回か2回ぐらいだったと思います。

○河村委員

そんなにないのいね、量が。草を刈らにやいけんところがよ。だから、何でこないに金額があるんかのうと思ったぐらいです。よう精査してください。

それから、その下の教育県民大会は、これは何をやったもんじゃったですかいね。何か目玉の講演会か何かありましたかね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員お尋ねの講演会につきましては、記念講演は人間国宝の山本晃先生にお願いしております。あともう一つの実践発表等につきましては、室積小学校・中学校等の連携した英語教育の関係での実践発表をしていただいております。

以上でございます。

○河村委員

青少年健全育成費の中ほど、オリエンテーリングパーマネントコースというのも毎回、これよく質問しておるんですが、主な支出が草刈りじゃったような気がしますし、毎年、これ同額が出ておるんですが、確認作業について、ちょっと話をしたことがあるんですが、どんなですか、12万8,250円のその中身ですが。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

オリエンテーリングコースの安全整備とか、草刈りとか、オリエンテーリングのマッ



プ等の維持管理とか、ポストの案内板の塗りかえ等が内容となっております。  
確認につきましては、写真の提出を求めて内容を確認しております。  
以上でございます。

○河村委員

従前に写真を撮ってという話もしてあったんで、一応きちっとしてあるというふうに理解をします。

万が一、そういうのを見ることがあるかも知りませんので、よろしくお願ひしたい  
と思います。

以上です。

○中本委員

それでは、主要施策の成果についての197ページ、伊藤公カップ英語スピーチコンテ  
ストの開催でありました。第1回目が、平成22年が第1回目、今年度で第8回目を迎え  
たんでしょうか。参加者が、大体年々同じような人数であったというふうに思いますが。  
県内、県外、市内、市外含めて、参加者の中身がわかれば教えてください。

それから、今まで8回やっておりますので、その成果等を分析しておられましたら、  
そのあたりもお願ひをいたします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員お尋ねの参加者の内訳は、資料をお持ちしておりませんのでわからないんですが、  
申しわけないんですが、27年度からの数字については、そういうかたちでほぼ横ばいの  
状況でございます。スピーチコンテスト自体につきましては、英語教育、特に室積小・  
中と、光高校でのつながりの中で進めております英語教育のプラン及び海外派遣、カナ  
ダへの海外派遣等ともリンクしまして、本市の生徒の英語についてのスキルアップとか、  
国際性を身につけるというかたちの中で貢献していると判断しております。

以上でございます。

○中本委員

伊藤公の生誕地である光市です。伊藤公が数々の功績を残しておりますし、伊藤公が  
英語が堪能だったということで、この英語スピーチコンテストが始まりました。英語の  
普及もちゃんと小中高含めて、ちゃんと指導するのも、これは当たり前前の義務教育の中  
でやっていることでありますので。

伊藤公カップという冠がついておりますので、それに大きな評価、期待をせんにやい  
けんじゃろうというふうに私は思っております。事業費も、ちょっとなかなか見えない。  
中身の予算がどうなっているのか見えない。ずっとやってまいりまして、いずれ10回を  
近々迎えますね。そういったことで、やっぱりせつかく伊藤公の資料館がありますので、  
せめてそこで一回、「○周年記念」でやる必要があつて、市内外にPRするというのが  
必要ではないかというふうに思っておりますし、やっぱりちゃんと情報発信しないと、

だんだん歴史、あるいは文化に遠ざかっていってしまう。非常に怖いなというふうに思いますので。決算でありますので、事業費について、中身がわかれば。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほどからの河村委員のお尋ね、今お尋ねになりました伊藤公カップの関係の参加者の市内外の内訳と、その決算の状況については後ほどお答えいたしますので、申しわけないですが、少しお待ちください。

○中本委員

それでは、後ほど教えてください。これ余り大きな事業で予算もかかってないなというふうに思っております。予算をかけないでお金を使わないで事業を行うということは、非常にいい状況なんで、そのやっぱり伊藤カップがついている以上は、少しはやっぱりもうちょっと中身を精査しながら、決算でありますので、その決算を踏まえて、次にまたどう生かしていくかということもお願いをしておきます。

それでは以上です。

○森重委員

1点だけお尋ねいたします。主要施策は199ページ、すいません、こだわって申しわけないんですけども。決算書は191なんですけど、ここのヤングテレフォン等、アの電話相談によるところは理解するんですが、イの面談による教育相談のところ、面接相談内容は、継続4名で新規が25名。その内容が、やはり不登校、登校しぶり、人間関係、または性格、行動、集団不適応、学業、この内容であって、合計80名の方、幼児からですけども。ここが、これは面接ですから匿名ではなく、これだけの相談の事業を実際にやられておられて、ここがスクールライフ支援事業とは、どっかではつながっているのかもしれないんですけども、そのあたりはどう理解したらいいのかというのがちょっとよくわからなかったの、先ほど教育のところでも、ちょっと質問してみたわけなんですけども。

こここのところの相談者というのは、いわゆる学校に入られまして、スクールライフ支援事業にかかわる方々ではないかというふうに思うんですけどね。それが事前に、この時点でスクールソーシャルワーカーさんが2名、実際に面談でいろいろ御相談をされていて、そのところの横の連携が全く別事業として展開しているというのは、何かちょっともったいないような気がするわけなんですけど、そのあたりはどう捉えたらよろしいでしょうかね。そこだけちょっとお聞きします。

○和田学校教育課長

学校教育課所管のスクールライフ支援事業、または心療カウンセラー事業と、文化・社会教育課が持っております事業との関係性ですけれども、先ほど申したとおりでござ

いますが、重なっている児童生徒も当然いるかとは思いますが。ただ、あくまでも学校、または関係機関に相談しにくいことを、個人情報を守られる面接指導で相談をする。その相談の中で、今後、関係機関を紹介しますが、どうしようかというような話の流れの中で、学校へとか教育委員会へとか関係機関へというような流れになった場合は、当然、情報を共有する場合もございます。

基本的には、あくまでもその相談される側の主体を大事にするということですので、最初から連携があるという取組みではございません。事業そのものの性質が違いますので、それを尊重することによって相談しやすい体制になると考えております。

以上でございます。

#### ○森重委員

それでは、通学している児童生徒がなかなか不登校の状態に陥った、もしくは学校に行くのをしぶり始めたところから、スクールライフ支援事業がスタートをするというふうに捉えたらいいですかね。

#### ○和田学校教育課長

当然、その児童生徒の状況を学校から要請、要望を受けてスクールライフ支援事業は動き始めますので、そのような流れで事業を進めております。

以上でございます。

#### ○森重委員

ちょっと、素人的にはちょっとわからないところもありますけど、まあまあそういう別物の流れで行っていることはわかりました。

ただ、この面接による教育相談事業ですね、このア、イですか。これは、経費的には、すいませんけど、どのぐらいのものがかかっているのかだけを、ちょっとお聞きしておきたいと思うんですが。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

電話相談につきましては10万1,233円、ヤングテレフォンの電話代がかかっております。

面接相談については、ソーシャルワーカーの2名にかかる報償費だけなんですけど、数字的に今ちょっとお出しできません。申しわけないです。11回分なんですけど。

#### ○森重委員

わかりました。それはやはりヤングテレフォンも大事ですし、こういう窓口は青少年健全育成の部分で大事だというふうに思います。

要するに、今、光では、子ども家庭課のほうでは、「きゅっと」というふうな子供総合相談窓口も持っているわけなんですけど、そのあたりが、市民の側から見たら、幾つもの窓口があって、それは確かに助かるというふうなものもあるんですが、逆にどこでも、

その総合的な窓口でこういうものが対応できるのであれば望ましいと思いますけども、多分、財源の関係で特定財源を使ったり何かして、一本で、一般財源だけでという話ではないんだというふうに思うんですけども。そのあたりの総合相談窓口でこういうものが対応できて連携が保てるみたいなどころにはならないのですかね、ここは。そこをどこに相談、どこに聞いていいのかわかりません。教育かわからないし。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

総合的な子供相談窓口として、「きゅっと」は存在するわけですよ。そういう中で、教育と福祉の一つの区分けが国の段階でできているという中で、あとは連携をいかにとるかというかたちで情報共有を上手にしていって改善していかなきゃいけない部分だと思っています。

すいません。それと、先ほど教育相談カウンセラー関係の分ですが、スクールソーシャルワーカーの関係は、年間24万5,300円でございます。

以上でございます。

#### ○森重委員

わかりました。金額的に高い安いではなくて、やはり青少年健全育成の観点から、またしっかり子供たちを事前に早目に、そういうふうなこの防止していくという意味で、決して高い金額がかかっているわけではないと思うんですけども。

縦割り行政ということで、いろんなところで共有しなければいけない問題、情報に関して、バラバラと窓口があって、それでなかなかその辺のネットワークといいますか、タグが組めてないみたいなどころがあるような気もするんですよ。それは、やはり今後の大きな課題であると思いますし、こういうふうな議論をしたり協議したりするときに、複数に部門が跨りますので。

だから、今みたいに、非常にこっち側も質問するときも、何かよくわからん、どこでどういうふうに質問しようかなというふうなところもあるんですけど。市民の側に立てば、やはり子供の相談窓口は、ここにすれば全てというふうな、ワンストップでしたかね、そういうふうなもので、ぐっと裏でつながる、それが教育であれ何であれ、やはり共有できていくということのほうが、ある意味、理想ではないかというのは思いますよね。

それはそういうことで、ちょっと今回の決算を受けての要望としてとどめますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

#### ○田邊委員

どうもこんにちは。先ほど伊藤公カップの英語スピーチで少しちょっと気になったところがあるんですけど。主要施策の成果、197に詳しく載っておりましたが、これについてなんですけど、先ほど、第8回と言われましたけど、伊藤公が生誕のまちとしては光市なんですけど、伊藤公生誕の地区といたら大和なんで、これ、かねがね大和の方か

ら、これ大和でやらないんですかとかいうのがあったんですけど、8回のうちに大和では開催したことはあるんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長  
ございません。

○田邊委員  
大和でその開催するという選択肢とかというのはなかったんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長  
大和での開催について、開催が検討されたかどうかも含めて、ちょっと詳しい経緯がわからないんですが、ここ数年は、Y I Cの保育ビジネス専門学校、階段教室になっております使いやすい視聴覚教室をお借りして開催しているかたちでございます。

○田邊委員  
わかりました。そういった声があったんで、ここでちょっと伝えておきます。よろしくをお願いします。  
続きまして……

○委員長  
田邊委員、ちょっとお待ちください。ここで発言を求めておりますので。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長  
すいません。先ほど大和での開催について、ございませんというかたちでお答えしましたが、ちょっと記憶があやふやな部分がありまして、ちょっと断言は差し控えさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長  
すいません、大変失礼しました。大和での開催は、今まではございません。

○田邊委員  
わかりました。市民の声でそういった声があったんで、ここで伝えておきます。  
続きまして、193ページの決算書、放課後児童クラブ管理運営事業5,942万5,000円について、数点お聞きします。以後、「サンホーム」と言わせてください。お願いします。  
1つ目、臨時職員の人数は、先ほど46名とお聞きしました。この人数について、パート、嘱託職員等、これをちょっと教えてもらいたいんですけど。よろしくをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

29年度は、臨時職員は、延べで申し上げますと48名で、それ以外に嘱託が1名おります。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今のその人数についてですけど、29年度を通して十分に対応できたと思われませんか、どうでしょうか。そういったところをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

サンホームに登録しております児童が全員サンホームに来るということは、まれでございます。一定の対応はできていると考えております。

○田邊委員

わかりました。それで、サンホームの数は13カ所ですけど、光にも条例はあるんですが、山口県の放課後児童クラブ運営指針、これには36人以上70人以下が3人以上ということになっております。十分、13カ所だから足りていると思うんですけど、続きまして、その勤務体制を詳しく教えてもらえたらありがたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

平日でございますと、勤務時間は、1年生の授業終了前、おおむね14時半ぐらいから18時半ぐらいまで、延長保育がぎりぎりまでいきますと19時までの勤務というかたちになります。児童数が40人以下の場合は3名、40人を超える場合は4名というのが本市の基本的な考え方でございます、支援員の配置につきましては。

○田邊委員

わかりました。そうしたところで、再度この勤務体制についても、1年を通して十分だったかというところは、どう思われますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

勤務表をつくる中で、それぞれのサンホームの職員が工夫しながら対応しておりまして、サンホームでの対応に欠員が生じる場合はほとんどございませんでした。

○田邊委員

十分欠員のときもその対応ができたというのは、今言われたんで安心しましたけど。この1人当たりの臨時職員の年収など、今おわかりならをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

嘱託の1名を除きまして、全て臨時職員で時間給でございますので、人によって上下はあることはお含みおきの上で申し上げますと、1人当たり平均年収100万円程度でございます。

○田邊委員

100万円で、勤務日数とかというのわかりますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

日数的なものは、数字は、申しわけないですが、今持ち合わせておりません。

○田邊委員

100万円というのを12カ月で割ったとしても10万円は切るというかたちで、かなり安いなと思うんですけど。この金額で子供たちを預かる職員としての適当であるかというところは、どう思われますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

同種の職種として、幼稚園の教諭とか保育士とかがございます。そういう中で、そういう時間給も勘案しての結果だと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。大体のその体制と金額なんかもわかったんですけど。そういった賃金で時間は14時から18時、それぞれ欠員が出るとかわるというかたちで、そういったことで、1年を通して勤務に支障、そういった報告はあったかないか。いや、大丈夫だったとかいうのが、これちょっと厳しい状況にあるんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

おっしゃられるように、今、景気が上向いている中での募集については、なかなか厳しいところがございます。ただ、運営上の支障は来したことはございません。

○田邊委員

だから、人員を新たに採用するときには支障がある、運営上の支障はないということでのよろしいでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

おっしゃられるとおりでございます。

○田邊委員

それなら、今後、人員を確保するための考え方は、どういうふうに考えておる、どんなふうに考え、この決算を終えての考えというところは、何かありますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

基本的には、賃金の問題だとは認識しておりますが、なかなかその運営の全体経費の中で賃金を上げるのは、非常に難しい状況にあるというのを御理解いただくのと、もう一つは、そういうかたちの中で、今年度の10月1日からは時間給を、若干ではありますが引き上げております。

以上でございます。

○田邊委員

山口県の最低賃金は、恐らく802円だったと私は記憶しておるんですけど、去年が777円であったかなとは思いますが。そういった絡みの上での10月1日からは時間給が上がるという認識でよろしいわけですね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

サンホームの支援員の中に、有資格者とサンホーム支援員の資格を持っていないものと2段階でおりますけど、有資格者につきましては同額でございますが、資格を持っていない職員については、780円から810円に引き上げたところでございます。

○田邊委員

今、48人でパートが1人ということで、有資格者は何名おられますか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

すみません。先ほどの放課後児童支援員の有資格者の関係でございますが、職員のうち資格の受講済みが28名で、移行措置がありますので、みなし有資格者が12名、計40名が有資格者となっております。

それと、先ほどからちょっと回答がおくれておりましたものですが、先ほどの青少年健全育成市民会議の関係のブザーの経費の件でございます。これについては、ここ数年は、山口県市町総合事務組合から無償提供を受けておりますので、ここの部分からの予算の支出はございません。

それと次に、教育相談、電話の関係の教育相談のその他につきましては、これはいたずら電話とか無言電話とかがこの中に入っております。

次に、伊藤公カップの関係でございます。市内外の参加者の内訳でございますが、弁論の部は市内が3、市外が5、合わせて8でございます。暗唱の部は市内が6、市外が7、合わせて13でございます。29年度はそういうかたちになっております。

それと、伊藤公カップの決算の状況なんですが、審査員等の謝金が2万5,000円、開



催に係る消耗品が1万249円、以上でございます。

○田邊委員

先ほど私、パートと言いましたが、嘱託職員の言い間違えなので、ここで訂正させていただきます。お願いします。

続きまして、有資格者、みなし、あわせて40人ということは今聞きましたが、48人がそういった臨時職員で1名が嘱託職員ということですが、臨時職員と嘱託職員との職務の違い、こういったものはあるのでしょうか。そこのところをお願いします。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

嘱託職員は、光井のサンホーム、第1サンホームに1名いるだけでございますが、光井は、サンホームが2つありまして、第1、第2を統括的に指導する部分も含めての嘱託職員でございます。

○田邊委員

ということは、いわゆる現業職みたいな、嘱託職員の場合は子供のそうした遊んだり、そういったことを世話したりとかいうのは、やっていないという認識でよろしいのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

他の支援員と同様に、子供の対応はしております。そういうかたちの中で、他の指導員を指導したり、指導方法を協議したりする中で中心的な役割を果たしていただいておりますというかたちでございます。

○田邊委員

臨時と嘱託は同一労働であるということでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

パート職員を臨時というくくりで構いませんが、臨時職員と嘱託職員は、今申し上げましたように、嘱託職員は子供の保育をしながら、なおかつ全体的な統括的な職務をしておるといのかたちでございます。

○田邊委員

わかりました。大体の状況は把握できました。しかしながら、こういった枠組みも案外アウトなところがあって、いわゆるあの人は子供の面倒を見れるんだなという感じで、そうしたところで、今後はそういったサンホームの運営全体の底上げが、私は必要があると思います。また、環境改善においても、この場で強く求めておきます。

以上です。

○委員長

ただいまサンホーム以外のことについても回答ございましたが、よろしいですか。

○河村委員

すいません、ちょっとサンホームの件で、どっか収納とあれが載っていたと思ったんですが、どこに載っちゃったのですかいね。サンホーム、なかったかいね。収納状況をちょっと教えてもらっていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

サンホームの保育料の収納状況のお尋ねだと思います。収納率で申し上げますと、29年度の現年度分が99.18%、繰越分が4.08%、あわせて97.08%となっております。以上でございます。

○河村委員

サンホームの、たしかお金ちゅうのは、何ちゅうかおやつ代じゃったよね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

保育料が月3,000円かかります。8月だけは夏休みの関係で5,000円となります。これとは別に、おやつ代として1,500円というかたちでございます。これは保育料ではございません。

○河村委員

では、保育料の収納が99.18で、過年度分が4.08ということなんですか。じゃあ、おやつの方は。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

おやつ代については、市の歳入に入っておりませんが、未納があるとは把握しておりません。

○河村委員

この未納の過年度分について、ほとんど入金がないというのは、卒業したりすると、あれは卒業ちゅうのはおかしいね、昔は低学年だけじゃったんだから、卒業しちよらんから。これはどっか載せてるんですか、この収納状況について。主要施策の成果か何か、ない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

決算参考資料の3ページの分担金及び負担金のところに教育費負担金として記載して

おります。

○河村委員

これは誰が集金するの。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

催促とか納付指導は文化・社会教育課の職員がいたしております。

○河村委員

とすると、あなたのところでやりよるっちゅうことじゃから、普通、税務課の職員なら、よう電話して年に何回オルグ行くとか、こういう話がありますが、どんな状況なんですか、その滞納者については。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

対応としては、電話催促とか臨戸訪問とかのかたちをとっております。

○河村委員

だから、頻度は。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

電話に関しては、かなりの頻度がありますが、訪問に対しては、それほどあるわけではございません。

○河村委員

恐らく保育園の保育料と一緒に、通常の業務のある人が全く違うあり方をするっちゅうのは結構難しい、動作としてね。内部でよく協議をしていただいて、ほかの部署で行けるもんなら行っていただくか、或いは、月に1回でええから、そういう日を決めてちゃんと歩くとか、そういう対応策を、ぜひ考えてほしいと思います。

学校給食は全部払う、あるいは現年度分でも99.18だから給食と同じぐらい入っちょるんで、ほぼ今は満額入るのかもわかりませんが、ここ、おらんのならしょうがないですけどね、おってちゅうんじゃったら、きちっと対応していただいて、払うというところまで持って行っていただいたらと思います。

以上です。

説 明：原田文化・社会教育課長兼人権教育課長、穉山図書館長 ～別紙

質 疑

○仲山委員

お願いいたします。文化振興費のところにあります文化センターのほうのことを、成

果のほうでちょっとお尋ねをいたします。

209ページですか、ちょっとめくって。209ページ、文化センター管理運営事業というところですね。入館者数がここに出ております。27年、28年と比較的近い数字が出ていて、29年度入館者数が3,000人余り減っていると。実は、この27年の前の26年から27年も減ってはいるんですけども、この29年度入館者数が減った事情だとか原因について、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

入館者数の減少につきましては、各事業においてそれぞれ増減がありますが、光市作家展などのいわゆる企画展示におきまして、前年と比べて約1,700人減、施設の貸し館展示による展覧会等において、約2,000人の減少となっております。

減少の理由としましては、企画展示においては、28年度は「全部見せます光市文化センター所蔵美術展」を11カ月にわたり開催したことなど、企画展の期間等が異なることから入館者の減少となったものと考えております。

また、施設貸し館展示による展覧会等におきましても、個人展覧会の件数の減少及び不定期の開催等から団体展示会の件数が減少したことによることが考えられるところがございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。今のお話で、自主企画も貸し館も含めてですけども、企画展示をされているのは、数もそうかもしれませんけれども、一つには広報だとかそのあたりも響いているのかなという気がします。

センターのこういった自主事業の企画であるとか、展覧会の企画であるとか、そういったようなことに関しては、ここの文化センターは指定管理のほうに出していらっしゃると思うんですけども、指定管理者のほうか企画はやるものかと考えておりますが、教育委員会のほうとして、何かかかわっている、或いは働きかけているというか、義務づけているというのではないかもしれませんけれども、その教育委員会のかかわり方というのを伺います。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センターにおける企画展示につきましては、文化センターに所蔵しております資料の活用や市民参加型の事業等を中心として、指定管理者において提案されて決定しているものではございますが、例えば、本年度の明治維新150年を見据えた事業の展開等、所管課としても指定管理者と意見交換する中で決められておるものでございます。

○仲山委員

わかりました。特に、今の話なんかは、伊藤公資料館なんかとの連携なんていうところで、多分もう少し上手に広報していくと、見に行かれる方も増えるんじゃないかとい

うあたりだとは思いますが、そのあたり、努力の余地がある程度あるんじゃないかというふうに思います。

指定管理に期待するところとして、やはりその管理を受けた管理者のほうが、独自の発想と努力といいますか、そのあたりで成果を上げていただくというところは重要なところかと思しますので、教育委員会としても、そのあたりしっかりと働きかけていってもらえればと思います。

じゃあ、もう1点、文化センターについてなんですけれども、今のページめくっていきまして、213ページに館蔵資料の点数というのが出ております。数字の上では、館蔵資料の点数が、これは増えたのか、増えているんですね、一番下の米印のところでは若干増加ということにはなっているんですけれども、この米印の、収蔵しても云々、未整理、未登録の資料は含んでいませんとかいうただし書きも含めて、館蔵資料の点数の増加あたりについて、何が増えたのかとか、あるいは購入はあったのかとか、そのあたりのことについてお伺いできればと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

館蔵資料の関係でございますが、28年度より増加したのは、購入品が4点、寄贈品が110点、その他3件となっております。購入につきましては、29年度に4点ございます。難波覃庵の南画が2点と久芳道信の日本画が1点と、光市美展の対象の受賞作1点、計4点、これでございます。

#### ○仲山委員

今、購入に関しては4点増えた。市美展の対象作品も買い取るということもあって、これはやはりつくられるかたちで出品される方の意欲にもつながるかとは思いうような購入の仕方だと思うので、大変いいんじゃないかと思うんですけれども、この表の中で、寄贈と寄託、そしてその他というふうに欄がつくってあるんですけれども、分けてあるんですけれども、寄贈というのは恐らく寄附されたんだと思うんですけれども、寄託というのがちょっと、どういったことを具体的に、どういった条件がついているのか、ちょっとそのあたりが知りたいのと、その他というところに入っているものは一体どういったようなもんなんだろうかということをお教えいただければと思います。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

寄贈と寄託の違いにつきましては、寄贈が所有権の移転を含んで、無償で美術品等を譲渡することございまして、寄託につきましては、所有権を所蔵者に留保したまま、管理を受ける施設で保管及び展示等を行うものでございます。

それと、表のその他の部分につきましては、これは主に市が寄贈を受けたり所有したりしているものを文化センターにおいて管理、保管するというかたちで整理を行っているものでございます。

#### ○仲山委員

それまでは、館蔵品と登録されてなかったものが、文化センターのほうでしっかりと保管するようになったというのが、その他というふうに考えたらよろしいのでしょうか。

あと、寄託に関しては、その条件は今おっしゃいました。所有権は持ち主のままで、預かって保管をすると。個人ではなかなかいい状態で保管するのが難しいというケースも美術品等いろんなものについて、あるかと思うんですけれども、預かったものに関しても、展示だとかそういうことに関しては、文化センターのほうで展示に供したりとかいうことは、全体としては一応いいということで預かっていらっしゃるんですかね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

寄託につきましては、施設側のメリットとしては、おっしゃられたような寄託品についての公開が可能となったり調査研究が行える等の部分がございます、所有者側のメリットには、保存に適した環境で管理していただけるというような部分があって、相互のメリットが合致した場合に寄託を受け入れるというような判断をしているかたちでございまして、全てを受け入れるというわけではございません。

○仲山委員

それでは、そのまとめたところで、資料の購入や寄贈、寄託の受け入れというのは、これは指定管理者のほうで判断というか、されるのか、教育委員会のほうで判断されるのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市への寄贈というかたちで考えれば、教育委員会及び市長事務局での判断となると考えています。

寄託につきましては、指定管理者が一定の判断をしております。

○仲山委員

購入に関しては、やはり教育委員会でお金がかかるといいますか、指定管理のお金の中で買うわけではないのでしょうか、教育委員会なんですかね。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほど申しあげました29年度の4点は、指定管理料の中から支出しております。

○仲山委員

あり方としては、文化センターの館蔵品になることを考えれば、指定管理料から買うのはちょっと何かどうかなと思ったりもします。そのあたり、ちょっと整理をしていたいただければと思います。

あと、前から何度かお伺いしています、未整理、未登録の資料の整理・登録は指定管理者の業分に含まれていると考えてよいのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センター条例の中に、文化センターの業務、役割が規定されておりまして、その中で指定管理者につきましましては、基本協定の中でそれを実施することとなっておりますので、指定管理者の業務、役割でございます。

○仲山委員

指定管理が変わるときといいますか、ちゃんと整理をし直して、そのあたりしっかりと業務として進めていただくようお願いしたいと思います。

あともう1点、人権教育費、決算で言えば199ページ、成果で言えば230ページになります。人権教育推進事業ということで、補助金が3つ、これ事業それぞれ性格が違うのであれでしょうけれども、比較的人権の教育ということに関してかかわっているくくりが、今3つに整理されて、3つの団体というか、くくりで事業が行われているようなんですけれども、それぞれの研究会、実行委員会、名前で言うと、光市学校人権教育研究会と光市人権教育活動実行委員会と光市人権教育指導者研究会ということになっておりますけれども、それらの研究会、実行委員会の守備範囲は、概ねこの成果のほうで書かれてはいるんですけれども、それぞれの研究会、実行委員会の構成員といいますか、こういった方々で構成されている組織で、補助を受けている活動を含めて、ほかの活動もあるかと思っておりますけれども、どういう活動をしているのか、お伺いしたいと思います。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

まず初めに、光市学校人権教育研究会についてでございます。構成としましては、市内の幼小中の教職員で組織しております。教職員の人権意識の高揚と学校人権教育の研究及び実践を目的としておりまして、指定校によります実践発表や研修会の実施、あるいは人権教育資料の作成等を行っております。

次に、光市人権教育活動実行委員会は、市長部局、教育委員会の人権担当者、校長会の代表者、人権教育推進協議会会長等で組織しておりまして、学校教育及び社会教育関係者を対象とした人権に関する各種研修会、協議会への参加支援等を行っております。

最後に、光市人権教育指導者研修会は、市内の学校、PTA、企業、社会教育団体等から選出されました会員で組織しておりまして、地域の実情に即して人権教育を推進するため、指導者の要請、資質の向上を目的としております。具体的には、人権を考える集いやハートフルデーなどの事業を支援することにより、人権教育を推進しているところでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ちょっと名前が近くて活動も比較的、一応、社会というか、地域社会であるとか教職員であるとか、くくりは多少、当然違ってはいるんですけれども、これらが一体となって動いているような感じではなくて、それぞれがそれぞれでやっているような感じにも何か見えるといいますか、そのあたりは、多分教育委員会のほ

うでとりまとめていらっしゃるんだと思いますけれども。どう言うんでしょう、盛んに今やってはいらっしゃるんですけれども、なかなか具体的に市民の方々が、僕も行ってみますと、同様の方ばかりが何か参加しているような感じがあるので、やはりこれも、広報というか参加者の、参加者というか広め方というのが、広報の仕方、どういうことをやっているんだというようなことだとか、お知らせなんかが、ある程度、積極的に行っていないといけないんじゃないかなということを常々感じております。そのあたり、しっかりとやっていただければと思います。

以上です。

#### ○中本委員

成果の217ページ、伊藤公についてちょっと質問いたします。明治維新150年に向けた振興事業であります。その中でロゴマーク、あるいはグッズの製作をされておりますが、その使用方法、使い方について、ちょっと。さらに、どのような効果が出たのか、ちょっとお聞きをいたします。

#### ○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公のロゴマークにつきましては、公募いたしまして、決定してから、その活用につきましては、マグネットクリップとボールペン、その2点に使用したものを製作しました。そのグッズにつきましては、伊藤公資料館でのイベントの初日の参加者への配布とか、伊藤公カップの参加者への記念品としての配布等もしております。また伊藤公資料館でも販売をいたしております。

そういうかたちの中で、マグネットを1,000個つくりまして、ボールペンを3,000本つくったわけですが、現時点として、マグネットにつきましては、もうかなり残数が少なくなっております。ボールペンにつきましては、現時点では1,000本弱ぐらいが残っております。ことし明治維新150周年ですので、その部分も含めて有効な活用を図っていこうと考えております。

以上でございます。

#### ○中本委員

イベント参加者等にお配りをされたということでもあります。いろんなところでいろんなグッズを配っておりますが、せっかくなのでいいグッズをつくったということでもありますので、もうちょっと有効活用しながら会館に入館されるような方法をとる必要があるかなというふうに思っております。

カウントダウンの記念事業が27年度から始まりまして、第4展に向けてやっております。29年度が第3展でした。今回、どのような効果が出たかなと、自分なりに分析をしております。入館者数を見ていただいたらわかるというふうに思います。29年度が8,000と、28年度が6,885ということで、入館者が増えることは非常に喜ばしいことだというふうに思っておりますので。そんなことを含めて、ちゃんといろんな入館者が増える、いろんな企画を含めて、150年でもありますので、しっかりとやってこられた成果が



出たのかなと、そういう声も聞きたかったんですね。

まだまだ入館者を上げていかなければなりません。せっかくのいい施設でありますので。今後を含めて、入館者が増えるような施策を含めてお願いをし、特にこの内訳の中で、小中の生徒、27年度が1,321、28年度が737、29年度が904と。生徒数の減であります。余り無理なあれじゃないと思いますけれど、かなりの小中生が400人以上減っておりますので、質問をいたしません。小中の中で、やっぱりもうちょっと伊藤公のいろんな資料館を利用しながら、歴史を勉強しながら、身近にありますので、何かのかたちでその教育に生かせる、或いは入館者を増やすような方法も含めて、教育委員会で再度検討をしていただきますようお願いいたします。

以上で終わります。

○河村委員

今、続きですので、今のところを。茅葺屋根をふきかえましたよね。地元の方と、それからどっか本職の方でやられたんですが、ちょっとこの内訳を教えてもらっていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

茅葺屋根のふきかえの修繕料として、179万8,423円支出しております。これは29年度だけの支出でございます。年度をまたがって行っておりますので。あと、ふきかえに伴うボランティアの関係でございましたら、飲料代として、食糧費7,908円支出しております。

以上でございます。

○河村委員

定期的に、恐らく何年かで、またやってくるわけですが、ある意味で言や、継承みたいなかたちを残していかないと、お茶代だけで、たんびにふきかえは恐らくできんと思いますのでね。茅の保存と、それから今のとりかえというのは、きちんと年度を追って、十分対応を考えておいていただいたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

決算書197ページの伊藤公資料館の中の燻蒸委託料というのが46万5,000円、不用額が32万5,000円で、屋内でやったちゅうことなんですが、これはどうしたんですか。燻蒸する道具を屋内に据えつけたちゅうんですか、それも一時借り入れとかそういうやつやったんですか。ちょっと中身を教えてもらっていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

シアターホールの椅子を全部のけまして、あそこにシートの的なもので覆いをして、そ

の中で燻蒸を行ったというかたちでございます。

○河村委員

ということは、1回限りで終わったと。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

はい。その1回限りでございます。

○河村委員

どっかで再利用できるようなもんだったら、再利用ができるような方法がよかったような気がします。要望だけにしておきます。

それから、その上の公園管理の委託料93万9,200円、それから清掃委託312万2,388円、ちょっとこれ中身を教えてもらっていいですか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

公園管理の委託につきましては、草刈り、剪定、消毒等でございます。草刈りが54万5,000円。草刈りは2回でございますして、剪定が1回で37万2,600円、消毒が2万1,600円でございます。それが公園管理委託料でございます。

清掃委託料につきましては、伊藤公資料館の建物の定期清掃、これが94万6,512円、伊藤公資料館の内外の清掃が148万1,436円、駐車場と屋外トイレの清掃が61万5,600円、機械設備管理関係の清掃が7万8,840円でございます。

以上でございます。

○河村委員

草刈りの2回の54万5,000円ちゅうのは、これ地元に発注しちよる分のことを言うての。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

いや、これは業者でございます。自然公園の結構広い部分になりますので。

○河村委員

裏のずっと山の上のほうのことを言うてんだね。この間、あそこの館長さん、えらい威張っちゃったからね、わしらがやったって言うてね。そうじゃなかった。

それから、さっきのあれに行きましようか。主要施策の成果の205ページの文化財保護事業の中で、神籠石の保存活用事業というのがあります。結構、広いところですから大変な作業じゃろうとは思いますが、神護寺というのが昔、中にあったんですけど、それについての何か関係するものがありますか。

○原田文化・社会教育課長兼人権教育課長

申しわけないんですが、把握しておりません。

#### ○河村委員

ちょっと最近、何か第二奇兵隊というような話で、そういう方面に話が行きがちなんですけど、もともと神護寺があったと、こういうお話なんで、そういう保存活動ができたらいいなと、こう思っておりますので、頭の片隅に入れといていただいたらと思います。

それから207ページ中ほどに、普賢寺の庭園というのがあるんです。文化財の指定をして、まあ「雪舟の庭」と、こう言われている部分なんですけど、結構、雪舟の庭の中でも、枯山水でいいところだという評価が出ておるんですけど、門前の畑があるんですけど、何ちゅうても草だらけでね、どねいもならんのいね。で、誰が管理しよるのか、今ごろなんで、そのボランティアで草刈りをやったりする人もおってんでね。もしもできるなら、結構広いんですよ、500坪ぐらいありますから、あそこへ誰か現代作家でもいいから枯山水の庭でもつくるとかね、何かそうせんにゃね、あれだけ荒れ放題じゃ、とても人が来て、どうぞ中入ってくださいというようなかたちにはならんと思うんですよ。話として聞いちょいてもろうたらと思います。

それから、211ページの文化センターなんでしょうね、これはね。各種教室講座というところで、子供陶芸教室というのがあるんです。夏休みに成形と絵つけをやっておるんですけど、私、光井におって、光井のコミセンにも陶芸窯があるんで、やっておるんです。最近、参加者がどんどんどんどん減ってきておるんですよ。それで、もしもこれどこで窯を扱っているのかわかりませんが、一つでね、例えばスポーツ公園の松涛窯をそういう類いのもので利用させてもらうとか、何か統廃合ができるんじゃないかと思うんですけど、これの陶芸教室ちゅうのは、どこでどういうふうにしよってのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

#### ○原田文化・社会教育課長

会場は、文化センターを使っておりますが、焼いておる窯までは、申しわけないですが、把握しておりません。

#### ○河村委員

じゃあ、その窯に支払いがないちゅうことになるよ。窯で焼かんにゃあ、最後まで完成ということにならないんで、今のような意見があったということ、ちょっと頭の隅に入れておいてもらったらと思います。

それから、213ページ、文化センターの館蔵品の話がありました。これ、去年、一昨年は僕さんざんやって、いやいや、市のもんだという話も出ちよったんです。そのときに整理をしいと、要は4点購入したと、こういう話をされました。いや、それは指定管理の中で出したんじゃないから、いや、文化振興財団のもんじゃないと。そんなばかな話があるはずがないんで、市のものでいいですね。

市のもので、じゃあ購入するときには、何を根拠に買うんかと、ここもやったと思うんですよ、今までよ。ほれで、そういう文化財なら購入する手続があるのよね、誰かが価

格決定せんにゃいけんのじゃから。それはどういう手続を経て購入しちゃったの。

○原田文化・社会教育課長

4点の購入につきましては、委員おっしゃられるような、多分、意図されておられるのは、評価の組織とかそういうことだろうとは考えますが、そういう部分につきましては、29年度の4点については指定管理者の予算の範囲内で、低額ということもあって、そういう場は設けておりません。

○河村委員

低額じゃからええとかという問題じゃなくて、買ったものの価値が幾らなのかという評価が大事な。これが、1万円じゃったけ、それが価値があるという話じゃないのいね。お墨つきを経て購入するというのが普通の話なんで、今まである、要はさっきのその話でいくと、資料点数が17点増えておるんですが、寄附を含めて、もらったものでもそれは財産、光市の。そうすると、寄附でもろうたもんでも、そこへ書けんにゃいけんのいね。今ある、例えば現時点で1万4,295点あるちゅうんじゃから、そうするとその評価をしたものがどっかにあるのいね、台帳と一緒に。前回聞いたときには、台帳はちゃんとあるとこういう話じゃったから、じゃあその台帳には評価額は入っていないちゅうことになる。そのあたりのところをきちっと整理するのが仕事なんで、もう一回、これ整理し直してくださいね。

それから、今、寄託という話で、保存に適した環境で、しかもそれは指定管理者の判断で預かると、うちの文化センターは保存に適した環境で管理ができない。温度管理ができませんのじゃから。そうすると、預かったものが虫食いになったりとか、あるいは毀損したときはどうするようになっちゃうわけ、それは。

○原田文化・社会教育課長

寄託ですので、民法上の善管注意義務は当然ながら発生すると考えております。  
以上でございます。

○河村委員

そうなんよ。発生するんよ。やから、例えば文化振興財団との間に指定管理の契約をしても、じゃあ、その中でリスク管理をうとうちよるか、と、こういう話よ。今、恐らく新しい更新の手続に入りよるよね、その中にはそういうものは入っちゃう。

○原田文化・社会教育課長

寄託についての特化した具体的な項目については、なかったように記憶しております。

○河村委員

リスク管理ちゅうのはまさにそこが問題なんで、過去にも、うちの文化センターで、例えば、通常の秋とか温度の一定したとき以外に、じゃあ展示会やろうかといったとき

に、ええものは貸してくれんのいね、温度管理ができませんから。それを承知の上でいろんなことを全部組んじょかんじゃあ、万が一、リスクが発生したときの問題ちゅうのは、一番大事なことじゃから、きちっと整理をしてください。

さっき言った指定管理者に、今、財産管理を当然さすわけですから、そのあたりの整理についてもきちっとこの際、新しい更新に入る前に整理をしておいていただきたいと思います。

それから、ふるさと郷土館です。214ページ。

本館の常設展示の中で、廻船の資料とか、つくったときに1,000万円ぐらいのお金を出して、館蔵品を買うたのいね。その保管状況は、何か作ちよる。普通、会社なら毎年棚卸しをして保管状況をチェックするわけですが、そのあたりの指定管理の仕事の中に入ちよるかどうかを含めてどういう状況。

#### ○原田文化・社会教育課長

指定管理に関しては、それぞれの物品等の管理は業務の中に当然入っておりますことから、きちとなされているものと判断しております。

#### ○河村委員

なされておるものと判断するわけじゃけど、じゃあ、それをどうやってその目で確認をするんかという、これ、あなたの仕事じゃから、契約をするときにどういうふうな状態になっているかというのをしっかり確認をしてもらったらと思います。

もうできてから二十何年になりますから、傷みが出ちよるかもわからんし、それが普通の傷みなのか、ちょっと通常の傷みじゃないというのか、そういうのも全部リスク管理じゃから、その辺の管理はしっかりお願いをしたいと思います。

それから、図書館ちょっとやちよこうね。図書館の駐車場がありますよね。図書館の下にある駐車場はどこの管理。

#### ○礪山図書館長

図書館周辺の駐車場について、図書館と文化センターの間にあるのは、図書館の管理する駐車場、それから文化センターのローソン側といいますか、広い駐車場は、文化社会教育課の管理でございます。それから、図書館の海側といいますか、図書館向かって右側に駐車場がもう1カ所あります。これが、図書館の管理の駐車場でございます。

以上です。

#### ○河村委員

そうすると、南側の駐車場に建物が建ちよるね。あれは、賃貸か何かになっていませんか。

#### ○礪山図書館長

御質問の建物というのが、どれを意味しているのかちょっとよくわからないところがご

ざいますが、図書館については、駐輪場は図書館の管理でございます。建物というのはちょっとよくわからないところがございます。

○河村委員

1個しかないよ、建物は。昔で、今どういう名前が建ちよるかわかりませんが、高齢者就労事業か何かの。海側よ。

○礪山図書館長

図書館に向かって右側の海側のほうの駐車場に建物がございまして。これは、高齢者就労事業の建物というふうに認識しておりまして、その事務作業員の方が利用されておられます。詳しいことはちょっとわかりません。高齢者就労事業なので、所管外の管理と認識しております。

○河村委員

管理は福祉じゃけ。土地を管理しよるんじゃから、例えば、じゃあ、その土地を貸したら、貸し賃をもらいよるとか、そういうのはないの。全く、治外法権で、あれは貸しちよるわけ。

○礪山図書館長

御質問の、その建物に対する土地の使用料については、図書館としては歳入にはもらっていないので上げておりません。

以上です。

○河村委員

恐らくそうじゃろうと思うんじゃけど、それはそれでええの。

○森重副市長

少し、今、河村委員さんから図書館の前提として、図書館の下にある駐車場の管理はどこがしよるんかねから始まったので、図書館長も少し返答に苦慮をしているわけですが、そのことを少し除いて、高齢者就労事業そのものは、現在、市の事業として高齢者の方々の働く場の創出と生きがい対策ということで、福祉保健部のほうで、今、事業を行っているところでございます。

その今作業場が市内に数カ所ございまして、少し記憶が曖昧ではあります、大半が公有地にその作業場を設置をしておりますことから、他の小屋についても、手続上の問題は別にいたしまして、現状、その使用料等はいただいていないというのが現状でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

ただ、今、図書館長のほうが、管理をしているけれども、そのあたりについてはということでございますので、このあたりはしっかりそれぞれの所管が、図書館以外のところも、高齢者就労事業に伴います作業場を持っておるわけではありますから、しっかり

そのあたりの手続は踏んでいきたいというふうに思っております。  
以上でございます。

#### ○河村委員

ほかの7カ所やったかな、作業場については、ある意味でいやあ、仮設、もうずっと長期にわたって仮設が続いていますけど、あそこの建物は仮設とは言いながら仮設じゃない。しかも、作業員が出入りをする建物でもない。そのあたりのところの整理はもうついたものどころか思っておりましたが、今もついてもついでないということは、何らかの対策を考えなければいけないと。要するに、通常の作業員が今もう何人じゃったか、結構減ってきたんで、60人ぐらいじゃったと思うんですが、その人たちを休憩したりする作業の合間というのは当然の話ですけども、じゃあそれを管理する人たちがどこでどうするかというのは、全く別次元の話なんで、ちょっとそこあたりはよく整理をしていただいたらと思います。

それから、230ページ、人権教育です。

さっき話を聞いたんで、ある程度理解をしたんですけども、毎年、DVDじゃったですか、テープや何かを買っております。30万円ぐらいお金を出しておったと思うんですが、従前は、人権教育の総会やったりするときに、買ったものを見せよったんですが、今、全くそういう見学会のようなものもないんですが、27、28、29で結構ですけども、どの程度貸し出しをしているのか。ええです、人権教育のテープを買っています、毎年、新しいのを2本とか3本とかを買っているんで、その貸出状況をちょっと教えてもらっていいですか。

#### ○原田文化・社会教育課長

申しわけございませんが、資料を持ち合わせておりませんので、お答えいたしかねます。

#### ○河村委員

恐らくその程度の話なのいね。今、買うのは買いよるんじゃけれども、もうそれを見る機会もだんだんなくなって、通常の皆さんにどうぞとこう言っても、いや、また同じようなもんじゃったらという発想で、余り見たがらんところがあるんですいね。やはり、役になった人は、はあ見るのが仕事じゃけえ。そこでちゃんと見せるというのは、もうしょうがない、なった限り。しかも、映画そのものは物すごい名前の知れた人が皆、俳優でやっておられるんで見応えが結構あるんです。だから、やっぱりそういう機会をつくってあげることは、少しでも貸し出しをふやせる機会にもなるんで、ぜひ、そういう対応をしていただいたらと思います。

それから、ちょっと本題というわけじゃないんですが、文化を高める会というのがあります。すいません。29年度の会員数が1,035人で、文化を高める会の補助金が220万円、恐らく三百二、三十万円ぐらいの予算なんですけど、今までもいろいろお話をさせていただいています。夏期大学は結構お客さん、たくさんお見えになるんですが、それ以外で

なかなか集客がないところが結構たくさんあります。

221ページの12月15日の映画上映会というのが120人。ちょっとこれ中身を教えてもらっていいですか。それと、9月21日の独演会、103人。ちょっとあわせてお話を聞かせてください。

○原田文化・社会教育課長

9月21日の落語独演会のほうですが、これは桂小春團治以下2名の方に御出演いただきまして、古典芸能の一つである落語の鑑賞会を開催しております。おっしゃられるように、入場者数は103名でございました。

12月15日の映画の上映会につきましては、上映映画は「10ミニッツ」、「大城湯けむり狂騒曲」、これは下松の大城が舞台となっております映画でございまして、これを上映しております。これは、小ホールで上映いたしまして、入場者数が120人で、光市出身の室積光氏が脚本を手がけたものでございまして、光市民も多く出演していることから、市民ホールでの上映となったものでございます。

以上でございます。

○河村委員

そうか。僕はこれ見に行ったわ。中身はえかったけど、これは何、無料じゃったわけ。行った人は当然無料じゃったんじゃないけど、フィルム代というか。

ちょっとほいじゃあ、9月21日とこの12月15日の支出が載っています。

○原田文化・社会教育課長

資料には載せておりません。

○河村委員

いやだから、要するに支払いは何ぼじゃったですか。

○原田文化・社会教育課長

落語のほうが講演料が45万円でございます。映画のほうは下松フィルムコミッションと共催のため、無料でございます。

○河村委員

例えば、落語のほうで3,000円にしても103人、はなから赤字の話で、いろんなことをやることはええことなんですけど、じゃあ、見合うたものになっていないというときに、どうあるべきなのかという、話が。

28年度も70人ぐらいたったよね、たしか。落語をやったときに入っていなかったんです。恐らく同じような状況なんだと思うんですけど、もう1個、がんざきくらぶちゅうんじゃったかね、がんざきのほうは自主事業として自分たちでやっている。そうでないものを全く光にやらんから、子供らに見せんにゃいけんということで呼んできたちゅう



んなら、ある意味価値があるから、ほやけど、ほかにもやりよるのに同じようなものをやるちゅうのは、それは価値がないんよ。

そうすると、赤字について誰が責任とるかという話にもなるんです。そのあたりのところをしっかりと、誰がこの組み立てをしてやるかという問題とセットなんで、今、文化を高める会そのものが理事会で何でも決められるようになってちよる。会費から何から全部決められるようになってちよる。そうすると、全くもう手が及ばん状況の中で、向こうが勝手に決めたことで220万円毎年それを出さんにやいけんのんかと。それはないんで、どういう今の契約の仕方をしよるか知りませんが、220万円を好きに使うてくださいよというあり方はもうない。もうそこはきちっと改めて、例えば去年の分で見たら、こういう状況じゃったら、もう100万円しか出せんと言うぐらいのきちとした対応ができないと。言うちよくよ、次はもっと厳しい話をするからね。

以上です。

#### ○田邊委員

図書館費について聞きたいんですけど、お願いします。

決算書199ページです。そして、主要施策の成果は226ページからです。

図書館費については、支出済額が8,367万円となっております。この中に、ハードの面でトイレの整備をやっておられると、3,169万円か、これを差し引いた時点で5,200万円ぐらいな運営と僕は見ておるんですが、その中で、主要施策の成果226ページの平成29年度末資料点数、これは増えております、682点。

それで、その隣のページ、227なんですけど、過去3年間の推移、利用推移です、これは。この推移が貸出点数がマイナス12万となっております。入館者数は増えとるんです。6,000人ぐらい増えていますが、そういったところで除籍数、この5,862除籍したと。それで点数の増加、こういったところで何かミスマッチがあったとか、そういったのがあったのかなあとお思いまして、ちょっとその辺のところをお願いします。

#### ○礪山図書館長

ミスマッチではございません。図書館の資料、29年度末が20万493点になりました。御質問のように、227ページで、入館者数、貸出点数、それぞれ今言われたとおりでございます。入館者数はふえました。ありがたいことと図書館としても喜んでおります。ただ、貸し出しについて、28年度と比べると減りました。ただ、私どもでは、27年度と28年度を比べまして、28年度が増えました。それは、28年度から貸出点数を10冊から15冊に変更いたしました。その成果だと、28年度は思っております。ただ、それが29年度はもとに戻ったのかなと、なぜだというようなことで、分析し、職員同士でも話し合っております。

いろんな要素があるかもしれませんが、多くの方が入館していらっしゃいますので、これが貸し出しに結びつくように、図書館としても努力していこうというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○田邊委員

よくわかりました。今年度の決算ではそんな結果が出たんですけど、今後、また多くの市民が利用され、学習や憩いの場ですので、充実した図書館運営に努めてください。以上です。

説 明：村崎体育課長、清水学校給食センター所長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、成果の235ページ、サンセットビーチランH i k a r iであります。29年度で3年目、3回目を迎えるということでした。予算が10万8,000円ということありますので、この少ない予算の中で、最大の効果を出しておられるんじゃないかなというふうに私は思っております。

光市の白砂青松の海岸、そして西日本屈指の虹ヶ浜海岸で行われるスポーツイベントは、中国地方でも初めてだというふうにちょっと聞いておりますが、その成果をちょっとどのように分析しておられるのか、あるいは今後どういうかたちでその成果を生かそうとしておられるのか、ちょっとお聞きします。

○村崎体育課長

サンセットビーチランH i k a r iについての御質問でございます。実は、29年度は2回目ということで恐れ入ります。

○中本委員

そうでした。

○村崎体育課長

これは2回目ですが、確かに参加者数が1回目に比べまして若干減っております。開催時期としましては、海開きの前後ということで、大変暑い時期にやらせていただきました。皆さんも御存じのとおり、近年、その暑さは異常なほどの高温でありまして、実は、参加された皆さんも、1回目で参加された方がかなり暑さで体力を消耗されまして、かなりきつかったという話がありましたので、2回目につきましては、御案内のとおりリレー形式、団体の部を採用させていただき、多少は楽という言い方はおかしいんですが、団体で楽しんで走っていただければというかたちでやってみましたが、やはり时期的なもので、暑さにはかなり体力を消耗するということと、それから砂浜を走るということが相当きつというので、思ったように参加者数が伸びなかったのが実際でございます。

ただ、走られた皆さんのアンケート等によりますと、大変きつかったようですが、走っていただいた時間帯がちょうど夕日が沈む直前ぐらいで、大変ロケーション的にはよ

かったということと、見に来ていただいた皆さんにも、見るにはええなという話もありましたので、やはりこういったかたちの海を使ったイベントというものは、何とか継続できればいいなというふうに思ったところです。

先ほど、お話いただきました予算についてですが、この2回目ではコースの整備にほとんど使わせていただきましたので、実は、今年度はもう既に終わっておりますが、なるべく快適に御参加いただけるようなかたちで、温水シャワー等も設けたりできるようなかたちにはさせていただきまし、今年度の話ですが、ファミリーの部を設けるなどして、少しでも楽しんでいただけるようなかたちにしていってまいりましたところ。

以上です。

#### ○中本委員

今年度で3回目でしたね。29年度で2回目、今年で3回目を迎えて、もう終わりました。非常にいい成果が出ておりますので、ずっと応援に行って、灼熱の太陽の下で砂浜を走るといふ光景はずっと見てまいりました。

予算的には、余り予算はつけてありませんが、ちょっともう少し参加者に対して何かいろんな工夫をしながら、当日の抽せん、全員で抽せんをやって、ふるさとの何かいいものがもらえとか、或いはゆーぱーくの無料券を含めてあげるとか、参加賞に抽せんであげるとかというような方法も考えられるというふうに思っておりますがいかがですか。

#### ○村崎体育課長

恐れ入ります。ちょっと私のほうの説明不足でありました。ゆーぱーくのほうは、御協力いただきまして、若干安く入浴券つけていただきました。私もなかなかうまく協議ができていない部分もありまして、おっしゃりますように、さまざまなかたちで光市のPRをもっとできるようにはしたいと思っておりますので、関係の所管と協議検討させていただけたらと思います。

以上です。

#### ○中本委員

最後の競技の終了後に、競技会場の応援者の皆さん含めて、選手含めて全員でゴミを拾いましょうということで、いつも大会ではきれいにしましょう、ゴミを持って帰りましょうとかというような注意はいたしますますが、参加者全員、応援を含めて、当日、海岸を掃除しようというようなことをされました。私も掃除して、ゴミを拾って帰っておりますが、それはどういう協賛であったのでしょうか。

#### ○村崎体育課長

御指摘いただきましたゴミ拾いの件ですが、昨年2回目は、KRYさんのほうで、日本財団が主催のイベントですが、海と日本PROJECTという活動の一環で、競技参加者や、応援の皆さん、役員も含めて記録が出る間までの時間、わずかですが、そういった時間を活用させていただくということで、ゴミ拾いをして、きれいな海が日本の

宝ということで、やらせていただきました。今年は、そこにセーリング連盟も加わっていただきまして同じようなかたちでさせていただきました。

以上です。

#### ○中本委員

すばらしい協賛事業であったというふうに思っております。ホームページ等で「海と日本PROJECT in やまぐち」というような中に載っておりました。ぜひ、こういういいことはずっと続けていただきますようお願いをしておきます。

この項は終わります。

それから、もう1つ、成果の233ページ、スポーツ少年団、団体があって、指導者がかなりおられます。ここでは、スポーツ少年団の指導者214名、団員812名ということがあります。スポーツ少年団の認定員の養成講習会というのが年に1回あるというふうに思っております。全国的にいろんな指導者の問題等々があります。光市はまだそこまではいっていませんが、しっかりと指導者の研修をやらなければいけないというふうに思っておりますので、29年度は6名ということですが、今の指導者の中で全員が受講されて取得されているのかどうか、その状況もちょっと教えてください。

#### ○村崎体育課長

主要施策230ページ、233ページのスポーツ少年団の指導者等についてでございます。今、御指摘いただきました平成29年度は、指導者の全体の数が214名でございます。これは、日本スポーツ少年団に登録されている指導者数の総数でございます。その中で、いわゆる日本体育協会の有資格者として認定員という制度がございますが、そちらを資格取得されている方が132名、光市はおります。残りの方につきましては、あくまでも登録者として人数に含まれているということでございます。

委員さん御承知と思いますが、それぞれスポーツ少年団には、この資格を持った指導者が2名以上は必要ということでございまして、毎年、それぞれの各スポーツ少年団の事情等もありまして、数名、去年でしたら6名が認定員の養成講習会に御参加いただいているということでございます。毎年1回、周南地域でやっておりますが、全県6地域だったと思いますが、それぞれで認定員の講習会をやっておりますので、適正な指導ができる講習等も兼ねて、この認定員の養成講習会に参加いただくように御案内しているところです。

また、山口県のスポーツ少年団本部が実施します講習会につきましては、年に1回そういった指導者の研修会を行っております。各地区でやっておりますものですから、それぞれ各団には御案内しまして、極力指導者の皆さんには御参加いただくのと、また、保護者の皆さんにもあわせて御参加いただくように案内をしまして、子供たちの健全育成がよりよいものになるようにということで、団活動の推進をお願いしているところでございます。

以上です。

○中本委員

認定登録者132名と、それからその残りが指導者登録だというふうに思います。できるだけちゃんとした認定員の養成講習を受けていただくように、御指導を、お願いをしていただくように思います。

指導者、大変難しい、今現状であります、1回認定、養成講習会を受けて講習の修了証をもらいますと、ずっと団に所属しておれば、そのままずっと継続でいきますので、できれば3年に1回とか、あるいは5年区切りに1回とか全体の指導者講習を、例えば光市で行うとか、そういうことも心がけていただきたいと。非常に指導者としての心得は、ちゃんと指導者として持っておられますが、ややもすると、というようなこともありますので、そのあたりをお願いして終わります。よろしくお願ひいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

指定管理をする中で、修繕費が324万円、決算書203ページの中段、上がっております。それで、各施設というのは、総合体育館、スポーツ公園、大和運動公園、勤労者体育センター、サン・アビリティーズ光とあるわけですが、年に1回は点検業務か何かしよってですか。まず質問。

○村崎体育課長

指定管理として、それぞれ施設を管理していただいておりますが、年に1回といいですか、一応、毎月の月報であるモニタリングで、それぞれ施設で瑕疵があったりした場合には報告をいただくようにしております。また、突発で破損等ありました場合には、連絡をいただいて、体育課職員が伺って現地を確認するというかたちにしております。

○河村委員

このあいだ、今のサン・アビの非常口の話とか、2階のカーテンの話とか、恐らく言うても言うてもやってくれんから、言うてきちゃったのいね。ちゅうことは、相当期間放置したという状況じゃったと、私には見受けられたんです。

今のリスク管理の話で、50万円以上でなけりゃ、自分の今度負担じゃから、小さい補修じゃったら上げずに、50万円ぐらいまで待つてやろうというこういう発想になるのいね。そうならんためには、必ず定期点検に行ってチェックしてくる、それがなかったら、それは絶対にやらんいね。大きいのは市が直すわけですから、そのあたりの今度のあり方の問題、指定管理、また新しくするわけですから、そのあり方のときに、必ず点検を年に1回が年に2回でもいいんですよ、別に。毎月やるというから、僕は毎月ほんなら期待するから、こんだら点検簿でも見せてもらおうようにしたいと思うんで、そのあたりのところをしっかりやっていただけたらと思います。

それから、主要施策の成果の236ページ、一番下段に体育施設整備事業ということで体育施設利用者の安全で快適なスポーツ環境整備のため、体育施設の整備を行いました

ちゅうて、今のトイレの撤去なんよ、コバルトラインの。体育施設の整備を行いました、何、とこう普通は思う。コバルトラインのトイレ、何でうちがとこういう問題も当然あるんですが、本格的なコバルトラインの管理は一体誰がやって、そのトイレの代替はどうするのかという、たまたま自分のとこへ支払いがあったから、それをやめるために今回撤去したという話じゃなくて、根本的な光市の問題として捉えて、これを今度はどこがやるの、管理。

#### ○村崎体育課長

おっしゃるとおり、コバルトラインはスポーツ施設ではございません。それで、長い歴史の中で、これはそもそもは、私たまたまその関係所管にいたことがありましたので、通常は、言っているのかどうかあれですが、農林水産課であると思いますが、このトイレの清掃とかは、もともとスポーツ公園の事務局が環境整備をなぜか請け負っておりました、そのままの流れで体育課に来ておったということです。しかも、コバルトラインで、梅まつりのときにウオークをさせていただいておりますので、その流れで体育課がこのトイレの管理をしているというかたちになっておりました。

御存じの方もおられるかもしれませんが、相当、損耗がひどかったので、トイレに入ると、トイレごと崖に落ちるといった危険性もございました。この際ですから、体育課のほうで撤去をさせていただいたということです。

このコバルトラインにつきましては、そのほかのトイレ、何カ所かございますが、商工観光課のほうで設置されているトイレがございます。その辺の管理については、壊した後の管理についてはちょっと協議はできていないんですが、私どもがコバルトラインを使ったウオークをするときには、その日のみで簡易トイレを何カ所か設置して、イベントができるようにはしているところです。

以上です。

#### ○河村委員

イベントのためというよりは、従来、コバルトラインをつくったときに、トイレ整備というのは一緒にセットでできた話なんで、最近でも散歩に歩く方結構たくさんいらっしゃるんで、その引き継ぎを含めた問題はきちっと整理をしていただいたらと思います。それから、体育課のほうはそのくらいです。

学校給食へちょっと行きます。

隣の237ページの光産食材の使用率は上がらなかったと、こういう話なんですが、去年も聞いたような気がするんですが、今の食材の購入の仕方で、何か従前と変化があるのかないのか。というのは、調理するほうからすると、全部揃ったものが来ればきれいに調理ができると、こういう問題があるわけですが、要は、光市のほうで作ってくれたもの、光市産の食材を購入をして、足りないものを今の業者のほうにお願いをするということができないのかどうか。

#### ○清水学校給食センター所長

地場産食材の活用ということでの御質問でございます。

御存じのとおり、センターでは4,000食、4,000人分の給食というのを調理、提供しております。その関係から、基本的には食材ごとに品種等は同一のものを使っております。現在は、地元、里の厨、JAに先にお声がけをして、それだけのロットの集まるものについては、優先的に食材として利用しております。

これを混在してしまいますと、やはり食材によって種類が変わってきます。そこで調理の行程も変わってくることから、基本的には同じ品種の食材、同一のものを活用しておるというのが現状でございます。

以上です。

#### ○河村委員

現状はわかっちゃるんです。だから、今の調理を委託に出したということは、そういうこともできるんじゃないかなと。今までは、極力働きやすい環境づくりというのも大事なんで、同じ形、同じものをということが優先されたんだと思いますが、外部に委託するようになったんなら、もう少し地産のほうを優先することができんのかなあと、こう思いますので、一度、検討していただいたらと思います。

それから、決算書205ページ、負担金補助及び交付金の中段、先ほど、測量登記等委託料6万696円の話をされたんですが、これ何、所有権の移転まで全部給食センターがやらんにゃいけんわけ。

#### ○清水学校給食センター所長

必ずしもこちらがということではないんですけども、給食センターとして、最終的に販売をしておりますので、こちらのほうで予算を確保して登記をしたものでございます。

#### ○河村委員

最後の実績は、普通財産で処分しちよったんじゃない、違う。

#### ○森重副市長

新学校給食センターをつくった後に、古い学校給食センターについてどうするのかという議論をする中で、民間に活用してもらおうということを前提に、売却をするという方向性を出したわけですが、その中で、実は隣接をしております浅江小学校の駐車場の不足という課題がありましたことから、全筆を売却するのではなく、一部を駐車場用地として分筆をしなければならないという状況が出ましたことから、このあたりの費用について、市のほうで支出をしているということでございますので御理解いただきますようお願い申し上げます。

#### ○河村委員

でね、というのは、今の2年間の、小学校に駐車場貸そうかとか言ったときに、2

年間の特約みたいなかたちで、要は駐車場として使えなかったのいね。そうするとその手続的には、もしも普通財産でやるなら、はなから普通財産に落として、上物を撤去して、それから整地をしてという手続が、普通のノーマルの話の中でどうも何か知らん、やり方がおかしいなど、こう思わざるを得ないんで、こういうふうにやったときにはええんですよ、最後までじゃあ教育委員会で行政財産として処分すりゃあええ。そのあたりのところは、ちょっと筋が通ったほうがいいなあと思います。

それから、その下の給食用設備購入費、食缶をという話じゃったんですが、新しいのが壊れたんですか、それとも従前のやつが壊れたん。

○清水学校給食センター所長

これは平成24年から継続的に、分割して計画して購入していたものの31缶分でございます。

○河村委員

以上です。

○委員長

最後に、教育委員会所管分全体を通して質疑のある方については、御発言を願います。

○河村委員

教育諸費です、決算書205ページ、ちょっと下段。

補助金291万6,000円についてのちょっと内訳を教えてくださいいいですか。

○太田教育総務課長

私学振興対策補助金に関する御質問でございます。これの内訳といいますか、充当先ということの御質問だと理解をしております。聖光高等学校の平成29年度の予算編成時におきまして、補助金につきましては、備品等に充てることなく、生徒の学力向上あるいは教職員の資質向上に資することに対して充当するといったことを、お互いの意思確認を行っております。

こうしたことから、本年度、聖光高等学校にこの件について確認をしたところ、当初から予定しておりました奨学金が250万円、教職員の研修費として41万6,000円、これを充当したということを確認をしております。

以上でございます。

○河村委員

奨学金250万円というのは、ちょっと内訳を教えてくださいいいですか。

○太田教育総務課長

決算書上にはそういった項目について記載がございますけども、その細目につきましては



ては、本日ちょっと手元にございませんで、またその件については、今後確認をさせていただきますと考えております。

○河村委員

市の奨学金もありますよね。高校生なんで、どっか寄宿しているとかということを含めても、それほど高額な奨学金が出るとは思えませんが、じゃあ、奨学金制度そのものは理解しちよってです。

○太田教育総務課長

具体的なその細目については承知をしておりますけれども、29年度については、奨学金として、学校が2,000万円ほど出しているということについては確認をとっております。

○河村委員

野球が秋の大会も準優勝じゃったし、とてもうれしい状況だと思うんです。今、サッカーも活躍してもらいよるし、そのことと、今のこの奨学金制度とはちょっと違うんで、奨学金ちゅうのは基金に積んで、そっから1カ月が1万円とか2万円とかという支払いをする話いね。この250万円をその基金に積むお金というんじゃったら、ちょっとそれは使い方としては適当でないよ。そんなものに今市の税金を使うちゅうのは考えられん話じゃから。

今日言うて、今、中身を聞いてこいという話にもならんじゃろうから、そのあたりについての法的な根拠を含めて、整理をしちよいてください。このお金が適切な処理だと言われるようなかたちで整理をせんと、高等学校に市からの補助が出ていったその先が奨学金であったと、しかも、その奨学金の基金に積み上げたということのきちっとした根拠を整理をしてください。

それから、一つ聞くんですが、体育館なんかを使用するときに、中学校は無料じゃったと私は理解をしちよるんですが、市民ホールをお借りするときに有料じゃったちゅうんですが、その辺の理解があります。

○原田文化・社会教育課長

各学校が使用する場合につきましては、使用料をいただいております。

○河村委員

ます。それは何が違う。体育施設は無料じゃけど、今の市民ホールのような文化施設は有料だという何かが、条例か何かである。

○原田文化・社会教育課長

条例の中で、学校が減免というかたちの規定がございませんで、中学校についてはいただいております。

○河村委員

義務教育じゃから、今の体育館はもらいよらんのよね、そうじゃないん。

○村崎体育課長

一応、平成24年に有料化させていただいたときに、減免の関係では規定をつくっておりますが、総合体育館、大和のスポーツセンターについては、練習については半額をいただくと、中体連の主催の大会、それから、あとスポーツ館、勤労者体育センター、サン・アビリティーズ光、当然、学校体育施設については無料ということで分けております。いわゆる施設の規模等につきまして、中学生が大きい体育館を全て占用すると、一般の方が使えなくなるということもありまして、ですから、大会等については減額等もしておりますが、そのほかについては、一応、練習については2分の1の減額にさせていただいております。

以上です。

○原田文化・社会教育課長

先ほど、中学校についてはいただいておりますというかたちで申し上げましたが、正確には、減免申請があれば30%の減免というかたちでの対応はいたしております。

○河村委員

統一したほうがええと私は思うんです。できれば、義務教育なんで。私、去年から文化協会のほうへ入れさせてもろうて、今、文化祭が始まるんです。秋のちょうど10月、11月のある意味でいえばエアコンも要らん、暖房も要らん、一番ええ時期を優先的に無料で貸してもらえるわけいね。そのことと比較して、ちょっとこれは行き過ぎかなど。本当は、普通の行政と一緒に。最低の料金で最大の効果を上げようと、こういう発想がどっかになきゃいけないので、同じような制度をぜひつくっていただいたほうが望ましいと思います。

それから、ちょっと戻って悪いんですけど、部活をもう今、中学校の部活です。定員が減って行って、自分とこでできんからちゅうんで、部活の入部停止というのがかかっています。入部停止がかかってええんですが、実際には体育館ちゅうのは学校に1個しかないんですいね。だから、通常利用するのは、バレー、バスケットなんかが体育館を利用しておるんですが、近隣の学校と一緒にやると助かる、毎日使えたりするんで、何かそういう制度ちゅうのは考えられんのですか。

○委員長

河村委員、決算との関連を。

○河村委員

要するに、去年、要はその利用状況の中で、部活が減っているんです。そのあり方と

して、近隣の学校が一緒になって部活をするということができないのかなど。方針としちゃあ、出とったと思うんですけど。

○村崎体育課長

恐れ入ります。今のおっしゃっている施設が、いわゆる学校施設なのか、はたまた勤体とか。

○河村委員

いやいや、学校施設。

○村崎体育課長

学校施設ですか。

○河村委員

答えにくいかね。

○和田学校教育課長

学校の体育館で行う部活動について、他の学校の部が合同で練習をすることについては、数は多くはないですけども、現在も行っているところでございます。

○河村委員

現在じゃなくて過去の話でええんですけど、今、入部停止をしたところがありますよね、部活で。だからそういうところで、要は、多様性を求める人のためには、近隣と学校の合併をして練習したり、チーム編成することが必要かなあと思ったんですが。

○和田学校教育課長

全国中学校体育連盟、同じく山口県中学校体育連盟においては、種目は限られますけれども、合同チームの編成は規約上認められておりますので、現在でも合同チームをつくって、先日の新人大会についても出場しておるという状況でございます。

以上でございます。

## 討 論

○田邊委員

追加認定第4号平成29年度光市一般会計歳入歳出教育委員会所管分の決算について、反対討論をいたします。

教育行政にとって大事なことは、子供たちの知徳体の調和がとれた、まさに生きる力を育むことです。そのためには、教職員の多忙化によるメンタルヘルスの管理、直近では、9月27日の読売には、タイムカードの導入が、もう市区村で全国で17年度は10%だったが40%にはね上がっているというところも見られております。

そして、本市においては、放課後児童クラブのまた環境改善等、教育費の底上げが十分必要ではないかと、私は思っております。

そして、総務省が公開している各市町村の財政状況資料によると、こういったものがあるんですけど、総務省が出している、そういったもので全国平均が過去5年、それほど変化がない状況の中で、光市と同じ類似団体93自治体で、光市は93分の91であります。その内容は、教育に関する市民の1人当たりの単価が低い、光市の平成29年度決算の構成比、これを開いてください、審査意見書です。審査意見書の94ページ、お願いします。

94ページを見ると、教育費の構成比、これは平成29年が、この決算が6.7、平成28年、7.1、平成27年、8.3と教育費の構成比率、これは過去にも何度も言いましたが、これを上げるべきだと私は思います。

以上です。

採 決：全会一致「認定すべきもの」

## (2) 報告事項

### ①平成30年度教育委員会事務事業評価結果

(対象：平成29年度事業分)

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

- ①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

### 質 疑

#### ○仲山委員

おはようございます、よろしくお願いいたします。

決算は73ページ、成果のほうでは25ページに載っていますが、市民と気楽にミーティング、あるいはまちづくりに関する意見、提言の募集ということで載っています。特に、まちづくりに関する意見、提言の募集というのは、前年にはなかったかと思うんですけども、広報の紙面に市政への意見等の記入をし、返送できるような様式を掲載して募集をしたというようなことで、得られた意見が34件ですか、あったというふうに出ておりますけれども、この意見、提言の内容はどのようなものであったか。

また、市民の声の受け方の多重化といった面から、市長へのメール、市長と気楽にミーティングなど、いろいろとあったかと思えます。そういうところも含め、どのような生かし方、あるいは公開といいますか、市民へのフィードバックというか、そのあたりについてどのように行っていらっしゃるかお伺いします。

#### ○岡村企画調整課長

昨年度行いましたまちづくりに関する意見、提言ということで御質問いただきました。

これは、まちづくりに関する御意見を幅広く募集いたしまして、今後のまちづくりの参考にしようということで、29年9月10日号の広報に記入様式を掲載して、意見、提言を募集したものでございます。

最終的に34件の意見、提言がございましたが、その内容ということでございますので若干説明をさせていただきますと、福祉保健医療に関するものとしては、例えば子供医療費助成制度について、小学生までは所得に関係なく助成をしていただきたい、あるいは病児保育サービスの充実、こういったような御意見がございました。例えば、あと、防災や交通の関係では、高齢者の買い物、通院のための交通支援、あるいは島田川の関係の安全対策、そういった御意見もございました。あと、教育関係では、図書館の整備でございますとか、いじめが起きないような環境づくり、こういったような御意見がございました。

こういった御意見の公表あるいは生かし方ということでございますが、この提出状況については、まず、11月25日号の市広報で、意見、提言の件数等の情報を掲載させていただきました。その辺とあわせまして、庁内の関係各課に情報提供いたしまして、今後の取り組みの参考にしてもらおうように依頼をしたところでございます。

公表の仕方としては、平成29年度まちづくり市民アンケートを行いまして、その結果の報告書を年度末にまとめたわけですが、その中で、このときに寄せられました意見、提言につきましても、市民アンケートの自由意見欄の内容等とあわせて公表をしていたところでございます。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。比較的要望的なものが多かったというふうな感じなんですか。多分、いろんな意見、提言というのが市民のほうから届くと、或いは、それがちゃんと生かされていくといったようなことが行われていくことが、やはり重要かと思えますので、そのあたりのことを考えますと、この後アンケートのことも少し聞こうと思っていますけれども、アンケートの集計の中に、内容的には含めて公表をされているということでもありますけれども、市民の側として、参画の意欲をできれば高めていきたいということを見ると、何かアクションというのがちゃんと伝わるようなことを考えていかないと、言ったはいいけれどもなかなか響かないという感じにならないように、ぜひとも進めていってもらえたらと思います。

次にまいります。

今出ました、光市まちづくり市民アンケートについてです。

29年度は、市民アンケートの回収率の向上策として、アンケートを送付した全員に対して、後日、返信を呼びかけるはがきを送付したということで、回収率が前々年、或いは、前年の43.6、39.8という、パーセントが51.9%と大幅に向上がしたということが、今書いてあるわけですがけれども、この結果について、ほかの工夫もあったかと思えますけれども、そういうことも含めて、された側としてどのように考えていらっしゃるか、どういうふうに捉えていらっしゃるか、まずお伺いしたいと思います。

#### ○岡村企画調整課長

市民アンケートの回収率を高めるための取組みということで、29年度にこういった事業を実施したわけですが、最終的に、回収率については御案内いただきましたように、28年度と比べて10ポイント以上アップをすることとなりました。分析をしてみますと、どの年代についても、28年度よりも回収率のほうはかなり高まっております、そういうことによりまして、アンケートとしての精度も高まったというふうに思っております。大変、回収率の向上という面では効果的だったというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。僕もこのはがきのアイデア大変すばらしくて、逆に言うと、こんなに上がったのかと驚いているぐらいなんですけれども、それだけ増えた分というのを考えますと、こういう社会調査的なものに関しては、母集団というか、返ってきたもとの性質が変わっている可能性があるというようなことがよく言われます。

このアンケートの場合に関しては、これまで意見を受け取りにくかった方から届いているということで、この割合自体がそれほど大きく影響するとは思えなくて、内容によっては考慮する必要はないかなとは思いますが、そのあたりのバイアスというか、影響というのもそのデータによるとあるかもしれないので、それについては少し考えておいていただいたほうがいいかなと思うのと、より声が、このことは先ほども申し上げましたけれども、受け取るための工夫というのも、今後とも引き続き進めていってもらえたらと思います。

次にまいります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○仲山委員

決算書の73ページ、総合計画推進事業のお金の中で行われていることだと、210万旧9千何がしの中で行われている事業だと思うんですけども、第5期光市まちづくり市民協議会について、成果のほうで30ページになります。その第5期まちづくり市民協議会は、一般公募による3人に加えて、16歳から39歳までの400人の方を無作為に抽出し、因習にならない文章を想起した結果、大諾をいただいた7人を合わせて、全委員38人のうち10人が公募と、公募に準ずるといふ委員で構成された委員会でした。

これまでのそういった協議会だとかいうものの中で、こういう構成というのはおそらく初めてだったんじゃないかと思えます。この委員構成の工夫の結果、協議会の、協議の状況として変化といいますか、効果があったというところあたりがあったかと思うんですけども、どのように評価されているか、お伺いしたいと思います。

#### ○岡村企画調整課長

まちづくり市民協議会で無作為抽出の方法を取り入れた分の成果というような観点だろうと思えます。市の会議におきましては、肩書とかやはり役職がある方に委員を委嘱することが比較的多いかと思えます。そうした結果として、組織の年齢構成などの面で偏りが多かったりしたようなこともあったんですが、この無作為抽出制度を取り入れることで、まちづくり市民協議会においては、現役世代の方を数多く参画していただくことができたというふうに思っております。

こうした結果として、一人の市民として、あるいは一人の家庭人として、そういったことに基づいた新鮮な意見なども、いろいろいただけたのではないかなと思っておりますし、そういった思いを総合計画の策定の中に生かすことができたのではないかなというふうに考えております。

また、もう1つの効果として、やはりこういったことで参画をしていただいた方が、例えば、引き続いてその後のまちづくり市民協議会に参加をしていただいたりとか、市政に対する関心を高めていただく一つのきっかけにもなったのではないかなと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。先ほど説明にもありました、参考資料の34ページのほうにも、市民と行政の双方向参画といったことで、行政改革大綱実施計画の実施状況というところにも取り上げてあります。各種審議会や市民協議会の委員等について、公募により、意欲ある市民の市政参画を推進するという方向性も持っていらっしゃると思います。

このたびのこのまちづくり市民協議会の成果といたしますか、それを考えますと、同じ予算執行の中でも、より効果ある市民との協働といたしますか、一緒に考えていくということ、市民参画につながっていくかと思しますので、他のそういった協議会、審議会等の公募についても考えていただければと思います。要望しておきます。

次に、これは決算書の75ページ、企画費の中の移住定住促進事業の中で行われました出会いの場創出促進事業、先ほど報告にもありました、29万円決算で上げられております。成果の35ページのほうに、出会いの場創出促進事業として、概要について書いてございます。市民団体や市民個人による結婚を望む人たちの出会いや交流をする事業であるというようなことが書いてありまして、前年と比べて、参加人数が125人から156人、カップル誕生数も11組から15組というふうに伸びております。

この事業の目的に照らして、この結果についてどのように考えていらっしゃるかというところをお伺いします。

○岡村企画調整課長

この出会いの場創出促進事業でございますが、お示しをしておりますように、29年度につきましては5件のイベントについて助成をしまして、156人が参加、15組のカップルが誕生したということで報告を受けているところでございます。このカップルが、その後結婚に至ったかどうか、そういったところまで後追いをしているわけではございませんが、少なくともこの事業を通じて若者の出会いというものを後押しすることはできたのではないかなというふうに思っておりますし、また、この事業を通じまして、市民グループあるいは市民団体のいろんな活動も支援できたというような側面もあったのではないかなと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。今おっしゃったその付随する効果というの、大変大きなところかと思えます。今後、この事業が、最終的に目的から行きますと、定住へというふうにつながっていくことが、より望まれるところかと思えます。そのあたりについて、この事業が成果としてそこにつなげるための、考えていらっしゃるようなことがあつたらお伺いしたいと思えます。

○岡村企画調整課長

この事業に参加をされた方のお名前でございますとか、カップルのその後の状況につ



いては、やはりプライバシーの問題もあつたりいたしますので、今、情報収集を積極的に行っているわけではございません。そうしたことで、イベントが終わった後に、なかなか参加者個人に向けての直接的な働きかけというのは、少し難しいのかなというふうに思っておりますが、一方で、イベントを開催するときに、主催者の方に対して市のいろんなこの情報を提供する、資料の配布について御協力をいただく、そういったことはできますし、行ってもおりますので、そういったことを通じて、この市内への定住定着というものを進めていければと思っております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。この補助金を出してやっている事業ですので、やはり成果が上がっていくことが望ましいと思います。今おっしゃった、そのときに配布するであるとか、お知らせをするであるとか、そういうことが主になるかとは思いますが、そのあたりも含めて、より効果を上げていくようお願いしておきたいと思っております。

次に、決算の79ページ、成果のほうでいいますと43ページになります。

電算システム管理事業の調達評価支援コンサルティング業務委託料129万6,000円というのが上げられております。電算システムの経費の適正化ということで行っておられる、委託されている業務だと思っておりますが、適正化についての効果がこの数字の上であらわれていると考えてよいのでしょうか、これは。お願いします。

#### ○邊見行政改革・情報推進課長

こんにちは。御質問の調達評価支援コンサルティング業務委託についてでございますが、こちらは電算システムの新規導入や改修に当たり、一般競争入札することが難しく、多くは既設のシステムの構築を行った特定の業者との随意契約となることから、情報分野に精通したコンサルティング業者に委託して、見積もり価格の精査や不要項目の削除、修正等を行い、業務の最適化と電算経費の縮減を行うこととしているものであり、効果といたしましては、こうした客観的なコンサルティング結果に基づいて、事業者とその後の具体的な交渉を行えることから、仕様書の適正化や経費の縮減という面で大きな効果を上げていると考えております。

これまでの実績を振り返りますと、年度ごとの削減金額にはばらつきもありますが、この対象業務の規模や内容も異なっており、一定の効果はあったものと考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。なかなか適正な価格というのが難しいところだと思っておりますので、こういう仕組みを導入していらっしゃるんだと理解はしております。この委託先はどのようなところなのでしょう。また、手順やプロセスについて、ざっくりとでもいいですけども、わかりやすく教えていただけますでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

こちらの業務委託におきましては、平成18年度から開始しており、平成18年度から26年度までは、随意契約により、本市の第三セクターである株式会社山口県ソフトウェアセンターに委託をしておりました。平成27年6月に、同法人が解散することに伴い、平成27年度からは一般競争入札として、通常の商品入札の手続により、委託業者の選定を行っており、以降はIT経営コンサルティング事務所に委託を行っております。

以上でございます。

○仲山委員

今ちょっとお伺いした中の手順というか、プロセスというか、そのあたりについて、余り専門的で難しくてわかりにくいことなのかもしれませんけれども、わかりそうな範囲でも結構ですから、いわゆる見積もりというか上がってきたものを、数字をチェックするだけではなくて、先ほどの説明で一部ありましたけれども、細目について正していくというようなことを行われるというようなことなんでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

委託業務の内容ということの御質問だと思いますが、この委託業務では、業者から提示される設計書や仕様書、見積書などについて、その内容を精査を行ってもらったり、そこに掲げてある各項目の価格の精査等をチェックしてもらっております。

以上でございます。

○仲山委員

多分、私、今、設計の初歩の仕事をしておりますけれど、我々が見積もりをチェックしながら内容が不要なものがないかとか、多分やっているのと同じようなことをやってくださっているのだなというふうに、ざっくりとは理解しているのじゃないかと思いましたが、ここに出ている表を見ますと、当初見積総額というんですか、それは年によって変動があるようではけれども、業務委託料のほうには変化がないようなんですが、重量というか、量に関して従っているわけではなくて、もう定額になっているように見受けられますけれども、契約ではどのようにになっているのか、あるいは今後、変動に対して、特に29年度、金額も件数も少なかったわけではけれども、このまま、多い年もあれば少ない年もありということはあるのかもしれませんが、そのあたりについて、契約ではどのようにになっているのか、今後の契約についてどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○邊見行政改革・情報推進課長

委託料の額につきましては、決算額129万6,000円ですが、こちらにつきましては、原則として200万円以上のシステム改修で、10件程度ということで契約を行っておりました。

その精査についてですが、契約書の中で、件数の増減による年度末の精算を行わないというような契約内容としております。

今後についてでございますが、今後については、お示しのように多くのシステムが共同利用型クラウドシステム等に移行することから減少していくものと考えております。こうしたことから、今後につきましては必要に応じて、例えば対象業務を特定したスポット契約とするなど、費用対効果を考えながら、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

#### ○仲山委員

ありがとうございました。今お伺いして、内容的にはこれからのことも了解いたしました。

ありがとうございました。以上です。

#### ○田邊委員

おはようございます。決算書と主要施策の成果を眺めて、私なりにいろいろ考えたことがあるので、ここの場で少し質問させていただきます。

主要施策の成果の4ページから5ページをお願いします。

一般会計の決算規模よりざっくりと言いますが、私の考えたところもその後質問します。主に市税、地方交付税、市債等についてです。

決算額で、歳入で、市税は79億8,400万円、地方交付税40億8,000万円、市債19億400万円、その他の歳入で、計218億8,617万円となっております。

市債について、主なものは、242ページをお願いします。臨時財政対策債10億3,030万円、ここに明細は書いちょるんですけど、そういったことで、この臨時財政対策債についても少し触れておきますけど、交付税措置があるとか言われるんですが、この臨時財政対策債も、一応、地方交付税の分割後払い的なものと私は思っております。所管が満了するまで、厳格な資金管理及び財源補填は20年から30年となっております。戻ります。合併特例債で、病院事業3億6,540万円、コミュニティー整備事業1億3,590万円、岩田駅周辺都市施設整備事業1億1,300万円です。市債の現在高は244ページから245ページにあります。平成28年度末で234億200万円、平成29年度末決算で234億589万円、市債はトータルで、平成29年度において389万円増となっております。そのうち合併特例債49億498万円、臨時財政対策債が113億4,459万円です。これは、全体の市債ということです。

4、5ページに戻りまして、歳入に、性質別のところをお願いします。公債費20億9,919万円を返済している。このうち、利息、利子です、1億9,900万円。利子、これは元利償還額の10%です。現状、平成29年度決算、市債19億円発行して、公債費20億9,900万円の義務的経費、利子1億9,900万円という状況。また、審査意見書91ページをお願いします。ここにある市債、20款市債です。市債比率、前年度比28分の29で、122.8%ということで、質問に入ります。

決算審査参考資料29ページから質問したいと思います。

平成29年度の実質単年度収支が、約3億4,000万円の黒字となっている。最初にこの要因、先ほど答えられましたが、もう一度お願いします。

○山岡財政課長

委員より、実質単年度収支の黒字の要因ということで、御質問いただきました。

この黒字の要因につきましては、29年度は歳入が全体的に前年度に比べて増加したということもございますが、先ほども申し上げましたとおり、一般財源配分方式を導入したことによりまして、積立金の取り崩し額が大幅に減っております。これによりまして、実質収支がプラスになったと考えております。

あと、取り崩し額につきましては、災害等によって繰り入れる場合がございますが、そういうものが29年度はほとんどありませんでしたので、当初予定どおりの財政運営が行えた結果だと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。一般財源配分方式で、それが結果が出たということです。

今答えられたように、災害の場合は基金を崩してその分を補わないといけないから、29年度はそういったことがなかったということで理解しました。

それで、今言われる一般財源配分方式、これについては今年やり始めた、29年度からというのですけれど、まだそんなに長くないとは思われるんですけど、デメリットみたいなものはあるんでしょうか、何か。

○山岡財政課長

ただいま委員より、一般財源配分方式のデメリットという視点で御質問いただきました。

当初、今回、29年度が初めてということで、なかなかこういったデメリットが目に見えるかたちで把握できておりませんが、考える範囲では、当該年度の一般財源を配分いたす方式でございますので、入ってくる一般財源が、当初予算から少なかった場合には、事業の縮小等の検討もしなければならないということが、まず考えられます。

また、当初予算に見込んだ一般財源の歳入自体が、その予定どおり入ってくるかどうか、最終的には決算までわからないという不安定な部分もございますので、考えようによってはその辺がデメリットという点になると思っております。

以上でございます。

○田邊委員

まだ1年経過して、結果が出たというところで、デメリットなんか考えるとかまわずないとは思いますが、私が思った中で、いわゆる配分額を超えた場合の二次要求が発生した場合の対応などは考えとってんでしょうか。

○山岡財政課長

もし財源不足が発生した場合ということで御質問いただきました。

もし財源不足が発生した場合には、財政調整基金等しっかり基金を積み立てておりますので、それをしっかり活用し財政運営をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。基金が必要ということは十分わかりました。

それで、今回、一般財源配分方式を導入したということで、各部の事業内容が、財政課として従来どおり把握とかというのは、そういったところの問題はないんでしょうか。

○山岡財政課長

各部の事業内容を従来どおり把握しておるかという御質問だったと思います。

当初予算編成段階で、各部の事業についてはしっかり精査させていただいておりますので、内容については把握しておるものと理解しております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

それと、道路や公園などの管理運営する部局の予算の場合は管理費が大変多いと思うんですけど、一般財源配分方式にした場合、耐えられるものなのかなというところが私も疑問にあるんですけど、その辺のところは、少しお答えしてください。

○山岡財政課長

事業課における予算の配分について、適正に対応できているかという内容の御質問だと思います。

一般財源配分方式は、一般財源の状況を把握した上で、歳入を把握した上で歳出に対応しておりますので、歳入が削減されれば、それにあわせて事業課の部分も歳出削減されるということでございますので、基本的には事業課の部分につきましても対応できておると考えております。

以上であります。

○田邊委員

わかりました。今、流れとして一般財源配分方式のところを少し総括して聞いてみました。

それでは、その一般財源配分方式によって、市民サービスの低下につながっていないかというところはどうかお考えでしょうか。

○山岡財政課長

一般財源配分方式の主なものにつきましては、事務的経費な部分の削減を対象にしておりますので、市民サービスを低下させるための方式ではないと考えておりますので、市民サービスの低下はないと考えております。

以上であります。

○田邊委員

わかりました。市民サービスの低下がない、わかりました。今後ともよろしくお願ひします。

その一般財源配分方式の適切な設定、インセンティブの適切な設定、こういったインセンティブというのは、財源が残ったときに幾らかを次年度に上乘せするという感覚で私は思っているんですけど、そういったところで適切な設定が可能か、また、インセンティブを今後使うかと、そういったところはどうなんでしょうか。

○山岡財政課長

一般財源配分方式は、当初予算において歳入を見込んで、それを歳出に割り当てて、配分するというものでございますので、歳入を見込んだ段階と歳出のバランスをとることから言うと、インセンティブという意味での財源余りは残していないという理解になると思います。

また、そのインセンティブと言われる部分については、決算ベースで繰越金というかたちで残ると思っておりますので、その繰越金については、しっかり法に基づいて財政調整基金等に積み立て、次年度への財源の活用に使ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。他の自治体はインセンティブでそういったほうに上乘せするようなこともやっているんですけど、光市においては、まだ1年目なので、今後の期待をしておきます。

続きまして、決算審査参考資料28ページからお聞きをします。

財政力指数は地方交付税の依存度を示しているもので、1に近づくほど自治体の財政力が安定するものと考えております。実質単年度収支が黒字であるということを踏まえると、財政力指数は上昇するものとイメージをしておりました。しかしながら、この指数は0.68と下降している、このことについて端的な理由をお教えください。

○山岡財政課長

財政力指数の低下の要因ということで御質問いただきました。

委員御承知のとおり、財政力指数につきましては、交付税の基準財政需要額と基準財政収入額との割合で示されるものでございます。今回0.68と前年度より低下いたしました要因につきましては、法人市民税が前年度低下しており、その法人市民税が今年度の基準財政収入額に算定する際に適用されますので、それが影響して3カ年平均で低下し

たというものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

それについてなんですけど、3カ年平均でということなんですけど、各年の数値というのは、ちょっとわかるんでしょうか。

○山岡財政課長

各単年度ということになりますと、平成29年度につきましては0.664ということになると思います。

以上であります。

○田邊委員

平成28年度、わかりますか。

○山岡財政課長

0.689だと思います。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。689、664、下がっちゃうという認識でよろしいんでしょうか。

○山岡財政課長

数値的には下がっておると思います。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました、すみません。

次に行きます。経常収支比率は市の財政の弾力性を示すものとして注目しておりました。平成29年度は95.1と、ポイントは改善している。しかしながら、29年度も人件費、扶助費、公債費の事務的経費、これは財源の確実に要るお金なんですけど、これが45.9%を超えているなど、決して安心できる数値ではないと思われま。

こうしたことを踏まえて、数点お聞きをします。

市債が今年度約3億5,000万円余り増えているが、これは病院出資債ということで考えてよいか。

○山岡財政課長

市債の前年度から増えた要因ということでお答えしたいと思います。

臨時財政対策債が昨年度より2億8,000万円増加したことによるものでございます。

○田邊委員

臨時財政対策債が増えたということですね、わかりました。

しかし、結果論としてなんですけど、実質経常収支が3億4,259万円なんですけど、実質年度収支が。それと数字が似通っているので、市債の増減が。そういったところで、私の分析によると、相殺されたんじゃないかというところが思われるんですけど、そのところは今言ったかたちで理解したほうがよろしいのか。

○山岡財政課長

委員より、実質単年度収支が約3億4,000万円、市債の増加分がこれに近いので、その影響があったかどうかという御質問だと理解いたしました。実質単年度収支は、先ほども申しあげましたように、決算後、財政調整基金への積立金と積立金の取り崩し額を相殺したものでございますので、直接的には市債だけの影響でこの数字になったということは、ちょっと考えづらいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。単純に入りと出を考えるとところで、入りが増えたあれかなと。その分、入りが増えなかったら、それだけ実質単年度収支が増えてなかったんかなとかいうところも思われるんですけど、単純に考えてです、そういったところが思ったんですけど、それはこのあたりでよろしいです。

それで、自主財源確保の観点から、寄附金については注目するところではありますが、主要施策の成果、これはふるさと応援寄附金、そんな感じのところなんですけど、主要施策の成果の33ページを見ると、これはふるさと光応援寄附金の金額、平成29年度、約2,100万円となっておりますが、市の財政状況に鑑みると、この寄附金なんかは収入にもろに入るやつなんで、あらゆる手を尽くして財源確保に取り組むべきということが考えられるんですけど、そういったところ、どうなんでしょうか。33ページ、28年度は2,400万円、29年度で2,100万円ということなんですけど、これをもっとやれば、自主財源として確保できるんじゃないかと思うんですけど、そういったところをどうお考えでしょうか。

○岡村企画調整課長

ふるさと光応援寄附金に関するお尋ねでございますが、寄附の金額が28年度から29年度にかけて約400万円ぐらい、確かに下がっております。このあたりを、もっとあらゆる手を使ってということでございますが、もちろんそういった面で、当課といたしましても、例えば品ぞろえをもっと広げていくとか、PRを進めていくとか、そういった努力はしておりますし、これからもしてまいりたいと思っております。

その一方で、やはり国のほうからもいろいろこの状況の過熱というものを懸念するような指導もなされておりますので、そういったものをしっかり遵守しながら、取り組み



のほうは進めていければと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

ふるさと寄附金のほうは、自主財源確保のために、企画としては、ぜひとも取り上げるところだと私は思っております。

それで、将来の負担率について、ちょっとお聞きしたいところがあるんですが、これです、一般会計等財務書類報告書の11ページをお願いします。1番、純資産変動計算書からわかること、それから、2行飛ばして、純資産の減少は、現在の世代が将来の世代にとって利用可能であった資産を消費して、行政サービスを楽しむ一方で、将来の世代にその分の負担を先送りされたことを意味しますと書いてあります。そして、イを見ましょう、その。純資産変動の結果。これは10ページにあるんですが、純資産コストが財源を上回ったことから、本市の本年度の純資産は、前年度に比べて9億2,358万円減少しましたと。ここで減少しましたと書いてあるんですが、これについては、9億2,358万円減少したんですけど、将来の世代にその分の負担が、29年度において負担がされたか、そこはどうなんでしょうか。

○山岡財政課長

純資産の減少が将来世代の負担の増加につながったかということでございますが、委員仰せのとおりでございます。

○田邊委員

負担につながったということで、わかりました。

そして、もう一度この参考資料をお願いします。参考資料の29ページ、平成29年度は、先ほども言ったように3億4,259万円の實質単年度収支で黒字が出たということではあります、平成25年度に17億8,900万円、これは差し引きでプラス15億円、それから3年で、ほとんどその15億円がなくなったという結果がここに出ておるんですが、第3次行政改革大綱の中で、平成33年度末時点の目標額20億円と定めておりますということなんですが、来年度が30年、あと4年、ことしは3億円、あと4年で17億円。今の状況のまま変動がなければというところなんですけど、そういった目標はいいんですけど、こういったところで、今の硬直状況などこういったところを把握しておるかというところをお願いします。

○山岡財政課長

第3次行政改革大綱の中で、財政調整基金の目標を20億円と定めておりますが、それに対して、現在の段階で硬直の状況にあるかということでお答えしたいと思います。

目標額は申しあげましたとおり20億円で、平成29年度につきましては21億円で、当初の目標を達成することができました。ただ、本年度、災害がございましたので、現時点では16億円まで減っております。これにつきまして、今後とも歳入の増加と歳出の削減

に取り組みまして、目標額が達成できる金額までしっかり引き上げてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○田邊委員

わかりました。将来負担率とか、いろいろ喫緊でかなりいろいろな問題も抱えていて大変とは思いますが。そういったところで、今回は実質単年度収支3億円上げたということですが、今後はまた庁舎建てかえなどで35億円という話があったと思いますが、財政状況が悪化していくことも十分考えられますので、その上での市民サービス低下を招かないように、当然のことですが、市民が安心して暮らせますようにお願いします。

以上です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○中本委員

それでは、1点だけ質問をいたします。

利用計画のない普通財産の計画的な処分ということで、29年度は遊休財産処分ということで1,400万円を計上されております。先ほどの説明の中で、財産売り払い収入の中で一定の理解をいたしてはおります。ページは収入歳入48ページなんですが、財産の売り払い収入ということで、不動産の売り払い収入の説明を先ほどいただきました。土地開発公社の寄附の宅地がありました。その収入をとということでありました。不動産の売り払い収入の中で、土地開発公社の寄附の物件を除いた、残りの財産収入、そのあたりがわかれば教えてください、ちょっと詳しく。

#### ○山岡財政課長

委員より、土地開発公社の売り上げ収入を除いた部分の財産収入額について御質問いただきました。

ちょっとどういうお答えがいいのか、質問と答えがかみ違うかもしれませんが、当初の目標の1,400万円という視点から、前にお答えさせていただいております随時売り払いをした場合の金額ということでお答えさせていただきます。

平成29年度の普通財産における随時売り払いの状況ですが、年度当初は8件を売り出しました。そのうち、7月に土地開発公社から、先ほど御質問がありましたとおり、7件の寄附を受けました。年度内でそのうち8件を売却いたしました。その8件のうちの4件は土地開発公社になります。最終的に、年度末の随時売り払いの残地自体は7件ということになっております。

この8件の売却収入が約7,700万円で、土地開発公社の地がそのうち4,000万円となりますので、差し引き3,700万円が随時売り払いで売った金額ということになると思えます。

以上でございます。

#### ○中本委員

そうしますと、総合計画の中で、5年間で7,000万円ということで、累計の7,000万円、29年度から33年度ということでありました。年度で言えば1,400万円ということで、一応、計画以上の売却が得たということでありますので、非常にいいことだというふうに思っております。

財政状況が、あるいは経済状況がすごく厳しい状況の中ではありますが、やっぱり遊休財産に計画的に処分を進めていかなければならないというふうに思っておりますし、或いは、また、遊休の財産、土地を民間業者へも貸し付けというような方法もありますので、しっかりとその辺を踏まえて、計画どおりの遊休財産の処分を考えてやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

#### ○河村委員

33ページで、下段のふるさと光応援寄附金のところで、641件、2,079万7,000円の寄附があると。寄附者の希望に沿った事業に活用すると、こういうふうに書いてあるんですが、これ、通常の一般寄附じゃあないんかいの。これは全部、何か要望があったらその要望に応えるような中身になっちゃうわけ。

#### ○岡村企画調整課長

ふるさと納税の用途についてでございますが、用途については4つの中から選択をしていただくようにしております。主要施策の成果の34ページになりますが、おっばい都市宣言の理念を踏まえた少子化対策に関する事業、自然敬愛都市宣言の理念を踏まえた環境保全活動に関する事業、安全安心都市宣言の理念を踏まえた安全で安心して生活できるまちづくりに関する事業、それからその他ということございまして、この趣旨に沿った事業の中から、市のほうで適当と思われる事業に割り振らせていただくようなかたちをとっております。

以上でございます。

#### ○河村委員

中身は普通の一般寄附だと、こういう解釈なんですね、わかりました。何か、こういうふうにとるともつともな雰囲気が出るけど、そうじゃなくて、実際にはもう普通の一般寄附と。わかりました。

それから、これは決算資料の79ページ、先ほどあった最下段の調達評価支援コンサルティング業務委託料129万6,000円と、こういう話があります。決算参考資料の22ページ中段に、情報推進費の中で、一般競争で、ITと。ITというものを、前をめぐってみると、16ページの最上段にIT経営コンサルティング事務所と、こういうふうな、おそらく個人経営のような、なるんですが、入札の落札率も100%。もう少し詳しく、今までがそうでなかった、ソフトウェアセンターでやりよったものを、今度新しくというこ

とですが、この業者は一般競争に耐えられる業者なわけですか。1社しか応募がなかったちゅうような、当初から考えられる業者はもうそこしかなかったと、こういうお話なのか。そうすると、かえって随契のほうがええような気がしますし、これを見る限りでは、例えば、社長さんのお名前でも出していただかんと、これがええのか悪いのか、そのものがよく理解できないんですが。

○邊見行政改革・情報推進課長

入札の状況でございますが、こちらにつきましては平成27年度が2社、28、29年度は1社の応札になっております。それで、ここでIT経営コンサルティング事務所という表記になっておりますが、委員仰せのように個人事業主様でございます。相手方につきましては、過去から情報関係の仕事をされておりました野中洋さんです。

○河村委員

所在地はどちらです。

○邊見行政改革・情報推進課長

現在は個人事業主なので周南市でございます。

○河村委員

今、これは見積もりをとったということなんですか、それとも、誰かうちのほうで積算ができる人がおってちゅうこと。この120万円の根拠。

○邊見行政改革・情報推進課長

当初のいきさつはちょっと把握しておりませんが、当初から同程度の事業規模を想定しておりまして、この程度の金額で見積もっております。

○河村委員

頭を使う技能とはいいながら、今はソフトの発注とかというのもたくさんあるんで、そうすると、誰かがその金額の検証をできる人がおらんやいけんわけいね。それを誰がやるんかとかいう話で、今の話から行くと、誰かがやりよるといふんじゃなくて、従前からこういう金額で移行しよったからそのまま入札にかけたと、こういう話になるわけじゃないですか。それが適切かどうかという判断をどこかで仰ぐというのは、この2,000万円以上のソフトの事業が適切かどうかという、それを判断するまた業者がおってというかたちじゃから、どこまで行っても根っこがない、そんな事業費のような気がするんです。普通は工事請負と一緒に、この事業をやるためには何時間かかるとかいうようなものから積算根拠というのは出てくるはずなんです。そういう、何かもっともらしいものをどこかで要るんだろうと思います。そうせんと外に出せんような気がする。そういう人がおってんじゃない、そういう積算をする人が。

○邊見行政改革・情報推進課長

積算をする事業者というのは全国的にはいると思うんですが、光市の今のシステム改修の規模でやってくれるような事業者ということになると、逆に数が限られておりまして、ちょっと一例を申し上げますと、共同クラウドのほうでも、やっぱりこういう調達評価のコンサルを契約しておりますが、こちらについては東京のほうの業者で、もっと高額な金額で契約をいたしております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。

それでは、先ほどの財産管理があったんですが、審査意見書の77ページ、公共用財産で、これが、要は普通財産の明細を1回ほど見せてもらったんですが、なかなかどこの土地がどこの土地と理解ができにくい。例えば、私よく今、新宮のところへ、今の不法占拠があるところのもうちょっと先に行くと、児童公園があったんですよ。その児童公園は、もう管理ができんからというんで返したんです。そういう返した土地は、普通財産になったんですか。

○山岡財政課長

使用用途の廃止になった行政財産については普通財産に移管ということになっておりますので、ちょっとその現場自体を私自身把握してはおりませんが、行政目的がなくなったとなれば、普通財産に移管されたということになると思います。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、その普通財産は売ってもいいとこういう話になるわけですが、そういう手続というのは、段取りはどうするの。

○山岡財政課長

委員仰せのように、普通財産については売却することは地方自治法上可能となっております。そういう土地につきましては、財政課のほうで預かりまして、売却するかどうかについてはまた新たに検討する必要があると思いますが、売却するということになれば売却していくということになると思います。

以上でございます。

○河村委員

売却をすべきだろうとこう思うんです、そういうのが増えてくりや当然。公有財産の売却はさっき説明があったように、いや、今年は何ぼでと、金額を決めんでこうやっておられるわけですが、今、全体的には地価が下がるばかりなんです、そうは言いながら抱えちよってもどうしようもないんで、できるだけ売ってしもうたほうがええと思

うんです。そのあたりの普通財産の中でもすぐ売れるところとそうでないという仕分けをして、すぐ売れるものについては、何かしつかりしたものを公表できるようなものにしたらええと思うんですが、なっている、そういうふうに。

○山岡財政課長

すぐ売れるものと売れないものについての御質問ということだと思いますが、実際、すぐ売れるものについては随時売却地といたしまして、ホームページ上で公開しております。ただ、実際の持っている普通財産自体の中身を細かく分析して公表して売るといような行為は、現在のところしておりません。

以上でございます。

○河村委員

ちょっと、あっちこっち飛んじよるんで、私も頭の中で整理をしたものでいくんですが、空き地の財産管理ということで、400万円以上、確か今、草刈り代があったと思うんですが、今年はちょっと雨も多くて、私の家でも、こないだ2回目の草刈りをやってんです、やむにやまれず。うちの周りも、もともと公社が持っていた土地がたくさんあったんですが、今、財産管理で年何回草刈りをやるようになっちゃったですかいね。

○山岡財政課長

今年度は定期的に刈るものと臨時的に刈ったものを含めまして、定期的が52件、臨時的なもの18件で、合計で70件の草刈りを委託しております。

以上でございます。

○河村委員

70件しかない。結構、普通財産のこないだもろうたりリストの中でも随分ありましたが、それはきちっと管理をされているということではない。

○山岡財政課長

草刈りの必要があると認めたところ、住民からの要望が多いあたりが、定期的に必ず年2回刈るということで52件、それと、木が倒れそうとか、そういう新たに臨時的な要望があったものは18件ということで、現在のところ対応しておるところでございます。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、黙って大人しゅうしよったら、誰も刈ってくれんという状況になるんで、じゃあ、年に何回か見回りはしよってんですか、財産の管理するのに。

○山岡財政課長

普通財産自体の数かなり多くございますので、1件、1件見て回ってはおりません。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、地域に迷惑をかけているかどうかも確認できんと、こういう話になるんですか。

○山岡財政課長

現時点では、地域の方からお声いただいたものに対して処理しているという状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

繰り返しになるね、言われんところについては知らないという解釈なんじゃね。

○山岡財政課長

現時点では、見回ってはいないということになると思います。

以上でございます。

○河村委員

役所というのは、そりゃあ、動きやお金かかるのはようわかるんですが、反対に、お金をかけんためにも、そういう適正管理というのが必要だと思います。裏を返したら、市民から協力してもらうのに、役所も何もせんのじゃけえ、わしらも知らんという反応ないように、ちょっと適正管理については御検討いただいたらと思います。

それから、会計のほうにちょっと聞かんにゃいけんと思って、あれしよったんですが、普通、請求書を出してから出金するまでにはどの程度日数がかかるものです。

○福原会計課長

支出のルールとしましては、一般的に30日以内であります。至急に支払うとか、例えば年度が今年度になります。災害等至急の場合は3日から7日程度で対応させていただいております。

以上です。

○河村委員

これも、要は、そういう請求した人からの要望によって、3日になったり1週間になったり、黙っちゃったら30日かかるとか、そういう話なんです。

○福原会計課長

契約等の、例えば委託とか工事の場合は期限がうたっておりますので、それはそういったルールに当然基づいてやっておりますし、資金繰りの関係でそういう要望があった

り、内部的に急ぐからというかたちで約束等があった場合は、法に基づくルールの範囲で対応をしております。

○河村委員

急ぎのときにはそれなりの対応の方法があると、こういう理解をさせていただきました。

それから、75ページの上段、地域間交流事業で、横芝光町との交流で、消耗品、通信運搬費入れて3万8,000円、3万9,000円ぐらい出ているんですが、これは災害のときに見舞金をいただいて、そういう意味では、気にはかけてくれているなとこういう思いがあったんですが、余りお互いに関心がない、下で、1階の受付のところに写真展もやりましたが、余りとまって見る人もおっちゃんなかった。どうなんですか、普通、秋祭りとか、秋のええ日にちには、お互いに同じ日に行事をやったりするんで交流そのものが難しいんですが、例えば夏にはうちに来るとか、秋には向こうに行くとか、何かきちっと日にちを決めて交流会のようなものच्छゅうのは持てないものでしょう。持てないという、決算じゃから。ということでええですか。

○岡村企画調整課長

横芝光町との交流について、向こうに出向いたり、こっちに来られたり、委員仰せのように、定期的に定めて行き来というのは現状ございません。例えば、周年記念行事とか、そういう折々に、何かのタイミングで行き来をしているというのが今の状況だというふうに思っております。

以上でございます。

○河村委員

それから、今、広報の話が出まして、71ページ上段、行革費の中の広報折り込み配布仕分け委託料、各戸配布5万3,751円च्छゃあ、えらい安いんですが、ちょっと中身を言ってもらってもいいですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

広報配布折り込み委託につきましては、2万297部を、市広報10月10日号に折り込みを行いました。そのときの広報折り込み配布委託料5万3,751円でございます。

○河村委員

各戸配布じゃないじゃろう、本当は。印刷会社が調査員のところに配るお金が5万3,751円じゃろう。県報がありましたよね、どこか。50万円ぐらい金額があったんですが。収入か、県広報の配布委託金52万457円、これは、根拠を教えてもらっていいですか。52万円に決まったという根拠。

○岡村企画調整課長



これにつきましては、1世帯当たり4円ということになっておりまして、それに世帯数を掛けまして、それが1回当たりの配布料金。それに、全体で6回、年間に配布しておりますので、それがベースになるんです。あと、消費税との関係があるんで、それに若干の調整が加わりますが、基本的には1世帯4円に世帯数を掛ける、その6回分ということになります。

以上でございます。

#### ○河村委員

それは折り込みじゃからとこういう値段なんです。うちの今の配布調査員の委託料というのが2,000万円あるよね。それからすると、随分安いような気がします。

#### ○岡村企画調整課長

これは県広報を各世帯に配るということの手数料でいただいているもんだと思いますんで、うちのほうとしては、その調査員の配布委託料のほうへ、金額的には充当させていただいているというようなかたちをとっております。

以上でございます。

#### ○河村委員

今の折り込みのやつは他にも何件か支出があるんです、5万円何がしのやつは。うちの、今、85円、調査員の手当が。それについても根拠をという話をしておったんですが、余りその根拠についての、出しようがなかったのか、報告がないんですけれども、状況的には調査員の人は何割かまだ残っておられますが、ほとんどの人が、自治会長さんが配布をされているんです。自治会によっては、自治会の中に繰り入れたり、あるいは半分定額、いろんな繰り入れ方があるんですが、自治会の活動にも生かすような取り分をやっておるんで、何か根拠めいたものがあると、配布する人が受け取りやすい状況というのがわかるんですが。何か、根拠めいた数字というのは出てきませんか。

#### ○岡村企画調整課長

85円の根拠ということで、委員さんのほうからもこれまでいろいろ御質問をいただいているところなんですけど、これについてはちょっと回答の繰り返しになる部分もございましてけれども、広報のあり方というものを見直しているところでございますので、そういった中で、これからそのあたりの調査員に配布をお願いする際の委託料について、根拠なども含めて整理をしていければと考えております。

以上でございます。

#### ○河村委員

最後に、補助金適正化法というのがあります。随分たくさん補助金を出しておるんですが、そのあたりの適正かどうかという、当然、財政の中でそういう判断をされていると思いますが、どんな状況ですか。

○山岡財政課長

補助金の適正化につきましての御質問をいただきました。

まず、補助金、一般補助金等につきましては、予算編成の段階で補助金の調査様式を出していただきまして、それに沿って財政課のほうでしっかり分析しております。

また、法令外の負担金等につきましては、県全体で法令外負担金の調査をしていただいた上で、補助金の適正化が認められたものを、市としてその補助金に対して支出をしておるところでございます。

以上であります。

○河村委員

うちの補助金は、一応、県のほうで適正だと認めたものについて出しているということ、そうじゃないの。もう一回、ちょっと。

○山岡財政課長

今、市の補助金が全て県の指定を受けているかというふうに御質問いただきましたが、県の指定を受けておるのは、例えば国民健康保険団体とかへ県全体で支出している負担金とかについては、県の法令外負担金の審査を受けて、その後、支出しておるといふものでございます。

市の個別の補助金につきましては、市の財政、予算編成の段階でしっかり検討してから支出しておるといふことでございます。

以上であります。

○河村委員

たまたまさっき聞いちゃったかもわかりませんが、聖光高校の補助金の中で、そのうちの200万円を奨学金にと、こういう話があつてびっくりしたんですが、うちはうちで奨学金を持ちよるので、ちゃんと手続を踏んで、あるいはそれで不具合なら、うちのほうの手続を変えたらそれで済む話ですから、使い道がないなら切ったらいいいし、ある意味で言えば、適化法に照らしてもちょっと状態が悪いような気がするんですけど、ただ金額ありきの話で、使い道は向こうのこといねと、こういう話、やっぱり税金だから、そういうわけにはいかないの、そのあたりも御意見があれば聞かせてもらったら。

○小田政策企画部長

適化法の話に関しましては、これは適化法は国の法律であつて、光市が受ける補助金の適正な活用ということでもありますので、市のほうからは、民間団体であるとか、いろいろなところに対する補助金に関しましては、公益性であるとか、そういうものを見て、補助することができるという自治法上の規定に基づいて支出しているということでもあります。

じゃ、補助金のあり方そのものが本当に適切なのかということに関しましては、今、

方向性的には、各種団体も含めまして、運営補助から事業補助へという転換を図るよう  
に努力をしておりますし、審査につきましても、負担金・補助金調書というものを別に  
作成をして、効果であるとか、内容であるとか、あるいは団体であれば、その経理の  
状態であるとか、繰越金の高であるとかというものを含めまして、審査をした上で出  
しているというかたちはとっておりますけれども、なかなか課題といたしましては、各種  
団体補助、固定的な団体に対する補助金の支出については、先ほど言いましたように、  
なるべく事業補助にという転換を図っておりますけれども、全てが全て課題解消して  
いるというふうには思いません。引き続き、そのあたりにつきましては事業補助化も含め  
まして、適正な補助金の支出については努力をしまいたいというふうに思います。

以上です。

#### ○河村委員

ほとんどがそういう事業補助に転換が済んだものだと、こう思っておりましたが、最  
終的には今の社会福祉協議会の事業費、なかなかそういうわけにはいかない、今の要は  
共同募金や何かの配分とか、自分のところでやむなく仕事をせんにゃいけんというもの  
もあるので。じゃが、そういうものをできるだけ改めて、事業費補助にするというのは  
当然だろうと思います。

今の高等学校のやつは、私立高等学校等経常費助成費補助金というんですが、都道府  
県なんよね、しなければいけないというのは。そのあたりのところもきちっと、これか  
ら先の整理の仕方としてはぜひ御検討いただけたらと思います。

以上です。

#### ○森重委員

すいません、1つだけ。決算書は73ページ、先ほどの財産維持管理委託料の400万円  
の草刈りのところですけど、この中に、今、定期的なものと臨時的なものが70件という  
御答弁でしたけども、この中で公園関係というものはあるんですか、ちょっと聞いてみた  
いんですけども。

#### ○山岡財政課長

公園関係は行政財産になりますので、都市計画課のほうで処理しております。この中  
にはございません。

以上であります。

#### ○森重委員

この中には入っていないということですが、公共用財産で、意見書の77ページには、  
公園のところの実績というか面積ですよ、かなり広いものを、都市公園からいろんな  
公園があると思いますけど、意外にいろんな自治体で公園の見直しというのかなり行  
われておまして、公園も一応精査してみる必要があるんじゃないかと思うんですよ。  
普通財産に移して、財産処分できるところはしていけるものがあれば、公園というのは

もう一度見直す必要があるのではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。（所管外と発言する者あり）

それでは、所管外ということですので、とにかく身を軽くしていくことという観点も非常に重要なところがございますので、そのあたりはまたいろいろ所管を通しましても、またいろいろ一般質問等でもやっていきたいと思えます。

それと、決算ということですから、今回……

#### ○委員長

森重委員、先ほどの件、執行部のほうから御回答がありますので、お待ちください。

#### ○小田政策企画部長

公園の関係の話でございまして、所管外ではありますけれども、インフラも含めまして総合管理計画、建物を中心にはつくっておりますけれども、インフラも含めての総合管理計画でありますので、公共施設マネジメントの観点から、総合的にいろいろ考えてみたいというふうに思えます。ありがとうございました。

#### ○森重委員

ありがとうございました。総合管理計画の観点からも、ぜひよろしく願いをいたします。できる限り、どこまでも貪欲に、それは見る目を持っていったほうがいいと思えます。

それと、決算ということですので、今回、29年度決算ということで、新たな取り組み等をされた、先ほどの一般財源配分方式のいろいろ分析、お答え等もいただきまして、よくわかりました。

それと、あわせて、決算審査参考資料の41ページですけれども、ローテーション方式、これも今回29年度事業分から3分割をして、ローテーション方式でいろいろと分析・評価をしていくということなんですが、この方式について少しお聞きしていいですか、詳しく。

ここを見ますと、今まで26年から28年、約370ぐらいあったものを事業数を3分の1分割、133を業務評価をしていくということなんでしょうけれども、そのあたりの取り組みの狙いといいますか、なぜこういうふうな取り組みをされるのか、大体わかるような気がしますけど、そのあたりを認識をしていきたいと思えますけど。

#### ○邊見行政改革・情報推進課長

御質問がありましたので、お答え申し上げます。

事務事業評価につきましては、ローテーション方式ということで、基本的には単純に全事業を3分割して、機械的に3グループに分けて、それを1グループずつ評価する方式としております。

ただ、新規事業と、その年度に終了する事業については別枠として、評価対象事業に加えて、事務事業評価するというような構えにしております。

これまで、全事業を毎年度やっていたわけなんですけれども、所管課によっては負荷がかなり大きくなるどころが部分的にごさいます、そういったところが大変であるというようなことございまして、この方式を試行的に導入をしたところです。

例えば、これまで課単位で10以上の事業数があったような課が、昨年度までは10あったんですけれども、今回の評価では半分に5になっております。課によっては、1つの課で15事業92業務の評価を昨年度はしていましたが、そういうところも今回は6事業35業務と、半分以下に負担が減っているようなかたちになっております。

全体的には、ある程度、事務事業評価が浸透してきてございまして、一定の継続事業については評価がだんだんよくなってきたような状況もあり、こうしたことから対象事業を3分割をして、3分の1ずつ当面やってみようということで、見直しを行ったところでございます。

以上でございます。

#### ○森重委員

業務負担を軽くする、確かに課によっては非常に業務数が多いところもあると思うんですけれども、今回、先ほどの一般財源方式のところでもありましたけど、入りが少なくなってくると業務の縮減につながっていく、また預金である基金がいろんなことで減っていくと、どうしても抑えざるを得ない、イコールそれが市民サービスの低下につながらないかということで、先ほどなるべく努力をするということでお答えいただきましたけども、いろんなことがある中で、20億円という基金を積んでいくことが今後大変な時代だなというふうにも思うわけなんですけども、事業業務を今ローテーション方式導入を言われましたけど、事業数をまだ身軽にしていくという方向のお考えはここで聞いていいのかわかりませんが、そのあたりはというふうにお考えですかね。

#### ○邊見行政改革・情報推進課長

ローテーション方式につきましては、当面、3年の実施の予定をしておりますので、3年間はこの方式を続けたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森重委員

そうですね、3年間はやらざるを得ないですね。

私が思うのは、今後、全庁挙げていろんな業務に取り組むというのは、災害のときはまさしくそうだったわけなんですけども、限られた職員数で、いろんなことが今から起きてくる中で、業務も事業もなるべく身軽に、負担がないものにしていくという視点で、いろんなことを総合的に抜本的に考えていかないと、今回は29年度の決算なんですけども、今年度のそういういろいろ、今年度イコール今後のそういういろんなことを考え合わせて、決算のときにいろんな角度から考えていかなければいけないんだというふうに思うので。これは3年間ですから、3年間続いていくわけなんですけども、今回だってそういう予算は組んでございまして、不用額も見させていただきました。

ここでは予定どおりの業務がほぼいろいろ問題なくできて、こういうところで不用額が出ましたという通常どおりのこれは決算になるわけですが、例えば今年度みたいな感じになってくると、大きな出費がありましたから、これとこれとこの事業を皆抑えましたというふうな結果が不用額のほうで出てくるということですね、今後は、いわゆる。ではないですかね。緊急でないような業務は抑えていこうというふうな方向が出てくるわけではないかというふうに思いますけども、そのあたりは。

○委員長

決算との関連についてはどういうふうになりますかね。

○森重委員

決算と関連づけて言ったつもりなんですけど、幅広く考えたら、数字的に言ったら、今はローテーションから入ったんですけど、ローテーションから入って、業務数から今入ったんですけど、こういう話をどこでしたらいいのかというと、話すところがないんですね、決算でもどこでもない。予算では出ませんから。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

それでは、3年間のローテーション方式の導入に関しましてですけども、このような新たな取り組み制度をしっかりと活用していただきまして、事業の精査もその中でしっかりしていただいて、費用対効果の出る市民サービスにつながっていくような、そのような対応をしっかりとしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○田邊委員

決算書の73ページをお願いします。広報紙発行事業なんですけど、29年度の予算には市民特派員謝金というのがあったんですけど、決算書にないというところと、あと、これは広報・広聴管理事業、下から2番目の庁用器具費6万6,000円、これが予算にはなかったんですけど、そのあたりのところをお願いします。

○岡村企画調整課長

お尋ねいただきました市民特派員謝金でございますが、市民特派員については、広報の作成に市民の方に参画をしていただくということで、市民の方から募って、そういった役割をお願いしていたんですけど、29年度において特派員制度を一旦休止をして、新たな市民参画の方向について調査、研究をしようというようなことで、29年度、特派員の募集・任命等を行わなかったということでございます。

それから、庁用器具費でございますが、こちらは広報で使用しておりますカメラのフラッシュの購入に充てたものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

あと数点ありますけど、続きまして財産管理事業なんですけど、これの損害賠償責任保険、自動車損害保険についてなんですけど、予算のときに車127台と聞いたんですけど、決算で124台という話がありました。

それと、損害賠償責任保険のほうが、予算時には474万9,000円ということになっておりました。しかし、決算では71万3,220円、その下の自動車損害保険料、これが決算で373万5,000円、しかし予算のときにはただ単に保険料と書いてあって、443万5,000円だったんです。

そういったところと、車の台数と、その下の火災保険料426万7,000円というのが予算ではなかったが、決算では上げられていると、この3点なんですけど、この3点の説明をお願いします。

○山岡財政課長

まず、自動車損害保険料なんですけど、年度間の増減がありましたので、車の台数については変わっております。

予算上では全体をまとめて保険料として計上させていただいておりますが、決算上では個別に区分して出させていただいたということになっております。

以上でございます。

○田邊委員

もう一度、火災保険料のところはどうなんですか、それも一緒なんですか。だから、予算では2項目で出したものが、決算で3項目に分けたというかたちと捉えてよろしいわけですね。

○山岡財政課長

委員仰せのとおりでございます。

○田邊委員

わかりました。

続きまして、81ページをお願いします。クラウドなんですけど、地域イントラネット管理事業については、予算と決算の開きが374万円ありました、トータルで。それと、予算のときに、共同利用クラウドシステム導入支援業務負担金、また山口県情報セキュリティクラウド利用負担金が予算の項にあったのですが、どこかほかのところに入れているわけなんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見行政改革・情報推進課長

地域イントラネット管理事業の増加理由でございますが、これにつきましては、地域イントラネット保守委託料のところで光ファイバーケーブルの移設を行っておりますが、これが当初の見積もりよりも増加しているために、事業費が増加したものでございます。以上でございます。

○田邊委員

ありがとうございます。わかりました。

○河村委員

さっきの78ページの下段の賠償責任保険料、道路の1,989kmとおっしゃったんですが、これは基準は何ですか。市道、農道、或いは、生活道といろいろあるわけですが、市長が道路管理者であるところについて全部をと、こういうことなんですか。

地域のほうで、市道以外は自治会が皆守りを今させられよるわけですが、今、負担に悲鳴を皆上げちよる状況の中で、こういう保険に入るということは、要は管理料を含めて市のほうでという考え方に、保険の趣旨からいくと、要するに市が管理しきれんものまで、この間のグレーチングの事故のような格好で支払いが出たときに、出せんというようなことがあるのかないのかを含めて、お答えをもらっていいですか。

○山岡財政課長

道路賠償責任保険に関する御質問をいただきました。

まず、保険料の対応する道路でございますが、市道、農道、林道、その他といたしまして、法定外公共物の赤線等が対象となっております。合計で1,988kmということになっております。

そのうち、保険の対象となるものにつきましては、道路、あるいは道路の管理の瑕疵、例えばグレーチング等がございましたが、それらにより生じた偶然の事故により、通行者など第三者が死亡、あるいは障害、または財物の損壊等が生じた場合について、市が道路管理者として、国家賠償法等、法律上の賠償責任を負担することによって、支払わなければならない損害賠償金等に備える保険ということになっております。

以上でございます。

○河村委員

わかりましたが、赤線を入れると、1,989kmというのじゃないんじゃないの。今の話の中には、通常的生活道といいますか、要は車が通るか通らんかという部分じゃなくて、単に人がといたら、赤線なんか切りがないほどあるような気がするんですが。

○山岡財政課長

委員仰せのように、1,988kmの分類を申しますと、市道が346km、農道については137kmで、林道については1km、残りの1,504kmがその他の法定外公共物となっております。



で、赤線等を含んだかなりのものはその他ということに区分されて、保険の対象となっております。

以上でございます。

○河村委員

わかりました。では、普通の生活道について1,500kmと、それは位置づけとしては赤線という位置づけなの、その他の道路というのは。

○山岡財政課長

位置づけが赤線かという御質問をいただいたと思うんですが、市が所有、使用、または管理している里道、赤線、園路等になっております。

以上でございます。

○河村委員

とすると、赤線の要は管理者は市長だということでもいいですね、解釈は。つじつまが合わん、そうでないと。

○山岡財政課長

保険の対象としている道路の範囲で、市が所有または使用している道路ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

赤線は移管をされて、今は市の持ち物だから、今、全くあなたが言った言葉と齟齬はないので、そうすると、そのものの管理者は市だというふうに解釈ができるが、どんな。市の所有でしょう。

○山岡財政課長

保有者は市ということになるということで、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

保有者が市になるということは、さっき、道路管理者イコール責任賠償保険の1,989kmというふうに聞こえたが、そうじゃないと。これはもうちょっと整理をして、今度、示してくれる。今のその他道路についての維持管理を誰がするのかと、こういう話とも連結するので、もうちょっと次の回までに整理をしていただいたらと思います。

以上です。

○田邊委員

先ほど、もう一点、抜けていました。73ページの車どめ設置工事、これ予算になかったんですけど、9万9,000円、簡単に。なかったと思うんですけど、私が見たのに。説明をお願いします。

○山岡財政課長

委員より、工事請負費、車どめ設置工事の御質問をいただきました。これにつきましては、29年度に光寿苑の跡地について、車どめのバリカー、要は車の進入をとめる設置工事を行ったものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

理解しました。わかりました。

討 論

○田邊委員

追加認定第4号平成29年度光市一般会計歳入歳出（政策企画部所管分）決算について、反対討論をいたします。

経常収支比率は改善されておりますが、義務的経費45.9%、財政力指数は0.682減少している、一般財源配分方式によるスリム化された決算については一定の評価はしているところではありますが、長期的な視野で見たときに、市民サービスの低下や職員の意力低下につながるのではないかと懸念しております。

また、新たな財源確保を全国自治体が模索し、ふるさと納税PRが過熱する中、我が市では制度を拡充したにもかかわらず、寄附件数や金額が減少していることから、他市以上のPRが必要ではないかと感じ取られました。

以上のことから、平成29年度決算は、指数の上では改善は見られるものの、市民に安心が与えられるような財政水準ではないことから、この決算には反対の意見を申し上げます。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について（市民部所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長、小田生活安全課長、高橋室積出張所長、杉本税務課長、古迫市民部次長兼市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○仲山委員

よろしくお願いいたします。

決算書75ページの地域づくり推進事業の中になると思うんですけど、成果のほうの36ページに、市民活動補償制度への加入というのがカというところで書いてございます。29年度賠償事故件数が3件、傷害事故件数が11件となっていますけれども、どういった内容であったかということをお伺いしたいと思います。

##### ○縄田地域づくり推進課長

市民活動補償制度の賠償、傷害の内容等でありますけど、まず、賠償事故は3件ほど支出しております。内容は、自治会での清掃活動の中で草刈り機を使用中に小石をはねて、自動車の窓ガラスを割ったのが1件、それから同じく自治会の清掃活動中でありまして、側溝の泥等を除去するため、側溝ふたを路上に上げていたところ、付近を通行した車のタイヤが接触してパンクしたというもの、それともう1件は、地域で祭りを開催した際、借りていたテントが破損したという、この3件であります。

傷害事故の11件につきましては、クリーン光の開催時において蜂に刺されたというものが7件、それから同じくクリーン光ですけど、草刈り機を使用していた時にはねた小石が目当たり負傷したというものが1件。それから、残りの3件につきましては、地域での行事において転倒等による骨折などであります。

以上です。

##### ○仲山委員

ありがとうございます。こういった自治会やクリーン光、こういったときの分だという内容を今お伺いしました。

今言われたように、市民活動に携わる市民の活動中のけがや賠償事故の補償というふうに説明にはありますけれども、対象となるものといいますか、カバー範囲、それから補償金額の限度というか取り決めというか、そのあたりはどうなっているか。その補償制度の内容をお伺いしたいと思います。

##### ○縄田地域づくり推進課長

市民活動補償制度の内容等ではありますが、まず、補償制度の対象は、市内に活動拠点

を置く市民活動団体等が自主的に行う公共性のある活動としておりまして、自治会のコミュニティ協議会などが行う活動も対象としております。

主な補償内容であります。まず、賠償事故につきましては、対人賠償が1人につき6,000万円まで、1事故につき3億円まで、対物賠償が1事故につき500万円までとなっております。

また、傷害事故につきましては、死亡補償が1人につき500万円、入院補償が1日につき3,000円、通院補償が1日につき2,000円となっております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。保障の程度が確認できました。ありがとうございました。この活動保障制度への加入という書き方になっていきますけれども、これはどこがやっている制度なんでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

市民活動補償制度は、光市が民間の保険会社と契約し実施するということになっております。つまり、光市が民間の保険に加入し、市民の皆様はその保険を活用していただくというかたちです。

以上です。

○仲山委員

この保障制度の保険の掛金というのは、ちょっと僕が見方が悪かったのか、幾らぐらいなのか。どこかに載っているんでしょうか。保険料。

○縄田地域づくり推進課長

保険料でありますけど、これは決算書の75ページの下段、地域づくり推進事業費の中の上から7行目にあります保険料63万6,510円、これが市民活動補償制度の保険料となっております。

以上です。

○仲山委員

これがこの保険のためだけの予算と考えてよろしいんでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

そういうことでございます。

○仲山委員

ありがとうございました。了解しました。

この保障制度が案外知られていないという面が地域等であるかと思えます。周知のほ

うも毎年何らかのかたちで行っておられるんだとは思いますが、確実に皆さんに知ってもらえるように進めていただければと思います。

次にまいります。決算書の75ページ、地域づくり推進事業費の中に入っていると思うんですが、成果の36ページのほうにございます、キの環境美化ボランティアサポート事業というのがあります。うちの町内でも有志で以前取り組んでいたことがあるので、概略その活動に対しては了解しているつもりなんですけど、身近な環境美化の自主的な取り組みを支えるという効果的な取り組みだと私は思っているんですが、ごみ袋だとか軍手、がんぜき、ほうきなどの支給といいますか、そういうのが主な事業にかかる経費かと思いますが、こういったものにどれくらいの経費がかかっているのか、お伺いします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

環境美化ボランティアサポート事業でありますけど、決算書の75ページの下の段の地域づくり推進事業の中の上から4行目、消耗品費20万8,953円のうち5万8,519円をこのボランティアサポート事業として支出しております。この内訳でございますが、まずごみ袋が6,200円、軍手が2,138円、竹ぼうきが8,164円、熊手が2万331円、てみが3,974円、のぼりが1万7,712円となっております。

以上です。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。のぼりというのものもあるんですね。のぼりは知りませんでした。経費としてはそれほどかかっていないけれども、これは大変、環境の美化に皆さん自主的に取り組むときの助けになっているというふうに感じていました。

また、これは建設所管のほうなんですけど、アダプトプログラム公園美化促進事業というのが始められていますけれども、対象が重なる、似た環境美化事業だと思います。そちらのほうは業務委託になるんですか。そういったようなかたちになるかと思うんですけども、そちらのほうに移行したというような例はあるんでしょうか。あるいは近いところで活動している例みたいなどころで、その相談みたいなことがあったかみたいなことについてお伺いします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

環境美化ボランティアサポート事業と建設部で行っております公園美化促進事業の関係だと思いますけれども、現時点では環境美化ボランティアサポート事業から公園美化促進事業へ移行したものは、相談を含めございません。

以上です。

#### ○仲山委員

はい、わかりました。多少ハードルも高くなるというか、義務的になることが多いので、なかなかそのあたりは難しいのかなと思います。中には、意欲的などころに対してはそういったことも考えてもよいのではという例も、中にはあったりするのかと思いま

すので、所管同士で多少連絡をとるなり、もう対象が重なる場合も結構あったように思うんで、そのあたりは連絡を取り合って進めてもらえたらと思います。

次にまいります。決算書の79ページ、地域づくり推進事業の中の生涯学習推進事業費のところに含まれると思うんですが、成果のほうで38ページのほうに掲げられております。生涯学習推進事業の中の4番のアというところですが、学習機会の確保というところに、3つ取り組んでいらっしゃるセミナー、講座が出ております。子育て支援セミナーというのが新設されて、おっぴ都市の講座としてふさわしいというか、いい取り組みじゃないかと思うんですけども、開催されてどのような状況であったか、評判等も含めてお伺いできればと思います。

#### ○縄田地域づくり推進課長

生涯学習センターが主催で行っておりますセミナーの中の子育て支援セミナーの関係でございますが、このセミナーは、親子がともに学び、学びを通じて親子のコミュニケーションを図るとともに、子供に教えたいと考えている人たちに教え方のコツ等を学んでいただくということを目的としておりまして、平成29年度から開催しております。

セミナーの参加者は、主要施策の成果の38ページにありますように、29年度は、106名の方が受講されております。また、セミナー終了後に毎回アンケート調査を実施しておりまして、その結果では、親子でいろいろ考えることができる良い機会であった。また、子供と一緒に共同作業ができるセミナーは良いと思うなど、受講者からの評判はかなり良かったと思っております。

以上です。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。この人数は多分、これお母さんの人数だけでしょうか、多分。3回の割には参加者がそこそこあったようにありますけれども、説明の中にある循環型学習社会ということを考えてこの事業を行っておられるという、循環型というのは教わる人がまた教える、もしくは受講者が講師になるというような意味合いがあるのかなというふうに理解はしているんですけども。そういった視点から、この講座3つの中でその効果を考えて、どういうふうな状況に今あるかというか、どのように感じていらっしゃるかお願いいたします。

#### ○縄田地域づくり推進課長

循環型学習社会ということでありますけど、光市では、平成29年3月に策定しました第2次光市生涯学習推進プランに基づきまして、市民講師の方の活躍の場を提供することとしておりますことから、高年者生きがいセミナー及び学び応援セミナーにおきましては、光市生涯学習サポートバンクに登録しておられる方を市民講師として活用しております。そういったことで、市民の皆さんの市民講師としての育成や掘り起こしといったところにも力を入れております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。大変いい取り組みだと思いますので、より効果が上がるように、また、これもそうですけれども、お知らせの仕方をぜひ工夫をしていただいで、充実して参加があるように進めていただければと思います。

次にまいります。決算書の79ページ、成果のほうは同じく38ページです。今の生涯学習推進事業のところのイの（ウ）に当たるんですけれども、そこに山口県立大学と連携したサテライトカレッジの開催というのが出ております。これについては、連携ということで、費用の負担がそれぞれどうなって、光市のほうでも負担がある程度あるのか、そのあたりと、回数、内容、参加者数、そのあたりについてお伺いできればと思います。

○縄田地域づくり推進課長

山口県立大学が行っておりますサテライトカレッジの件であります。本講座につきましては、山口県立大学が地域貢献活動の一環として実施しているものであり、地域のニーズに合わせた専門的、実践的な講座を開催することとなっております。

光市においては、平成28年度からこの制度を活用しており、平成29年度につきましては、子供と保護者のための夏休み応援講座と題しまして、計3回の講座を実施しております。講座の中身ですけど、第1回は、表現するということで、保護者を対象に、読書感想文、感想画、自由研究といった定番の夏休みの宿題を題材に、子供たちが表現することの意義について考えてもらうという内容で開催しております。

2回目が想像力から創造力ということで開催しております。これは保護者と子供を対象としたもので、子供と一緒に、実際に絵を描いたりしながら、想像と創造のヒントを学ぶという内容で開催しております。

3回目が読書感想文の書き方と子供への教え方ということで、これは保護者を対象に感想文を書くのにふさわしい本の選び方や感想文の書き方、子供への教え方のコツを学ぶための講座を開催しております。なお、このサテライトカレッジにつきましては、市の負担は特にありません。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。これ参加者はどこかに載っていますでしょうか。参加人数とかはわかりますか。

○縄田地域づくり推進課長

参加人数でありますけど、第1回の講座は保護者のみでありまして8名、第2回の講座は保護者と子供ということでありまして、11組の親子で、計26名の参加者でありました。3回目の講座につきましては、保護者のみということで、10名の参加となっております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。私も実はこのサテライトカレッジというのを、失礼なことに存じ上げてなかったんですけれども、もうずっと取り組んでおられるようなんですが、市民への周知というのが、やはりこれも必要かなと思います。内容がよいので、参加者がもう少し伸びればいいかなと思います。努力していただくようお願いいたします。

次にまいります。決算書の81ページ、成果のほうの44ページ、安全対策のところですが、交通安全対策事業として交通安全指導員の報酬ということで、419万9,800円上がっております。この交通安全指導員という方々の人数は、先ほど23名分とおっしゃったかと思いますが、その役割であるとか活動、活動日数というか活動回数といいますか、どのように活動されているかというのを伺いたしたいと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、交通指導員については、今申されたとおり23名でございます。続いて、役目、活動についてでございますが、主に児童や生徒の登校時の交通安全指導を行い、交通事故防止を図るもので、土曜日、日曜日及び祝日または教育委員会が定める学年始め、夏季・冬季及び学年末の休業日等を除き、通学路のうち交通量が多く危険等の理由で学校が指定した横断歩道等について登校時の立哨を行うものでございます。

以上です。

○仲山委員

今の話ですと、いわゆる登校日は全てという状態であるということでしょうか。

○小田生活安全課長

はい、そのとおりでございます。

○仲山委員

ありがとうございます。この交通安全指導員のお仕事というか、立哨して交通安全指導をされるということはわかりました。そう言われるとお見かけすることがあります。この交通安全指導員という方はどういった方になっていただいているのでしょうか。人選の仕方というか、そのあたりをお願いします。

○小田生活安全課長

人選の仕方についてでございますが、各学校長等が地域の人材から人選を行い、その推薦をもとに市長が適正と認める方に委嘱を行っております。

以上です。

○仲山委員



ありがとうございます。大変な仕事をやってもらっているということがわかりました。ありがとうございました。

次にいきます。決算書の83ページ、成果のほうの47ページになります。空き家対策事業のことです。

この成果のほうの説明のところに、空き家等が管理不適切な状態になることを防止し、また、管理不適切な状態にある空き家等を適切な管理状態へ導くよう努めたと説明にあります。

管理不適切な状況にある空き家について、解決した件数が29年度は9件ですか。上げられております。その解決とはどのようなことを指しているのか、あるいは、そのもとになっている不適切な状態というのはどの程度のもの、あるいはどういった状況でここに上ってきているのかということをお伺いします。

#### ○小田生活安全課長

9件ほど解決ということで上げておりますが、解決とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態や、著しく衛生上有害となるおそれのある状態が解消した場合の件数でございます。

29年度に解決しました9件の理由といたしましては、所有者において家屋の解体が3件、草木の伐採等による解決が6件でございます。

以上です。

#### ○仲山委員

御本人が解体されたということで解決をしたということと、付随するんでしょうけれども、屋敷内の木が、あるいは草がというのを整理をされたということが解決という内容だということは了解しました。この解決はいいんですけれども、防止という意味では、この対策事業では取り組んでいることとしてはどのようなことがありますでしょうか。

#### ○小田生活安全課長

空き家の対策につきましては、市民からの情報提供がございました空き家等に対して、職員による現地調査や所有者の特定を行い、解決に向けてのお願いや助言等を実施しております。

また、空き家等は原則、所有者が管理すべきものでありますことから、空き家等の適切な管理のお願いなどを、市ホームページや各出張所窓口にチラシの設置による周知及び県と共催で司法書士や建築士などの専門家による空き家セミナーの無料相談会を開催するなど、空き家の防止に取り組んでおります。

以上です。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。もう一点お伺いしてもいいでしょうか。空き家対策審議会委員の報酬が挙げられているんですけれども、29年度審議会が開催されたということだと思

います。審議会のほうではどういった内容、審議会の内容はどんな内容だったんでしょうか。

○小田生活安全課長

本来、審議会は特定空家等を認定する場合の審議会でございます。このたびの審議会についてはそういった物件の該当がございましたことから、現状の空き家についての状況説明をさせていただいております。

以上です。

○仲山委員

じゃ、特定空き家の件があったわけではないということですね。はい、わかりました。空き家の問題は結構、市内を回っておりますと、どうかなというのも結構まだ目につく状況があります。解消されていくように努めていただければと思います。

以上です。

○田邊委員

主要施策の成果の53ページをお願いします。個人カードが載っているんですけど、ここに。この個人カードの普及状況と県内の状況、また国の状況、今わかれば教えてもらいたいんですけど、よろしくをお願いします。

○古迫市民部次長

マイナンバーカードの普及率でございますが、先ほど保有者数6,908人で保有率は6,980を超える、13.4%と申し上げました。それで、全国の状況、山口県内の状況は、交付枚数を人口で除した交付率で公表されておりますので、そちらのほうで申し上げます。平成30年2月末でございますが、全国が10.7%です。それから、山口県も同じく10.7%、光市が13.0%で、光市の13.0%は県内19市町で1位ということになっております。

以上です。

○田邊委員

前々からこのマイナンバーカードはもうかなりなるんですけど、光市は1位で、13%ということで、光市の1位の13%についての取り組みとかなにかあるんですか。

○古迫市民部次長

1位の取り組みでございますが、29年度、いろいろ活動をさせていただきました。まず、通常、直接郵送にて地方公共団体情報システム機構へ個人が申請をしていただくんですけど、申請の仕方がわからない方もいらっしゃいますので、申請時に市役所で記載等申請をしてもらう申請時来庁方式というのを期間限定で行っております。

それから、開庁時間に来られない方もいらっしゃいますので、11月から3月までは第

2日曜日を休日窓口ということで開設をいたしました。

それから、同じくまた11月ごろに市民カードでございますが、これの保持者、全世帯に勧奨のチラシを送付したところでありまして、そのあたりから急に伸びてきたという状況でございます。

以上です。

○田邊委員

はい、わかりました。マイナンバーカードはわかりました。

次は、光地区防犯団体連合会についてなんですけれども、決算書の81ページをお願いします。光地区防災団体連合会で、決算で152万8,000円と出ておりますが、この連合会の具体的な活動はどんなものでしょうか。ちょっと教えてほしいんですけど、よろしくをお願いします。

○小田生活安全課長

光地区防犯団体連合会は、光警察署に事務局を置き、犯罪予防活動として学校やスーパー等への不審者侵入対応訓練、防犯教室、薬物乱用防止教室、うそ電話詐欺被害防止啓発活動などや少年非行防止防犯団体ボランティアの支援などを展開し、光警察管内の安全で安心なまちづくりを推進していただいております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。その中で、うそ電話の詐欺防止なんかの啓発活動、そんなものもやっておられるんですか。

○小田生活安全課長

うそ電話詐欺のオレオレ詐欺や振り込め詐欺、はがきによる差し押さえ最終告知のお知らせなどの架空請求詐欺対策として、年金支給日にあわせた啓発活動や敬老の集い等における講話、1人暮らしの高齢者戸別訪問等を団体で実施していただいております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。もう一点あります。市民部の関係で、大きく動いたところが少し、ちょっともう一度説明してもらいたいんですけど、地域づくり推進事業で、当初予算が8,816万円で、平成28年度よりは2,898万円減額だったんですが、補正で2億9,933万円を増、上げて、予算現額でトータル3億8,749万円だったんですけど、そういったところで、74ページ、75ページのところです。

それで、次に79ページでコミュニティーセンター整備事業、約3億460万円ってあるんですけど、これは最初から計画的に予算で組めたのかなとか、そういったものはどうなのかなと思うんですけど。そうしたいきさつをちょっと教えてもらいたいなと思うん

ですけど。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティーセンター整備事業 3億459万6,744円でありますけど、主なものは新しい大和コミュニティーセンターの整備にかかる経費でございます、これにつきましては、平成29年6月議会で補正として計上したものでございます。

当初予算になぜ計上しなかったかということでもありますけど、この整備事業につきまして、28年度末に実施設計が終了しましたことから、29年度当初予算に間に合わなかったため、計上できなかったということでもあります。

以上です。

○田邊委員

はい、わかりました。そういったところがあったわけですね。大和というのはわかっていたんですけど、ちょっとその辺が、そこがちょっと気になったんで。すみません。

以上です。

○河村委員

軽自動車税の今の不納欠損があったかと思いますが、ちょっとまだ理解ができていないので、説明をしてもらってもいいですか。

○藤本収納対策課長

軽自動車の多分不納欠損の説明だと思しますので、一応監査意見書の20ページをごらんください。ここに、軽自動車税111件、55万2,200円の不納欠損額が上がっております。この内訳なんですけど、いわゆる滞納処分をする。滞納処分ということは、財産があったものに対して差し押さえをする滞納処分という状況の中で、財産がない。課税者がもう貧困になる。これ以上差し押さえしたら生活ができない、もしくはもう居所不明、財産ともない人に対して滞納処分はできませんが、滞納処分の執行を停止しますということで、3年間執行停止してかわりばえなければ、その分が財産がないということで執行を停止して、落ちる状況の部分と、部分がこちらのほうでいうたら28件が該当しております。

それと、あともう一つ消滅時効、いわゆる市税は5年たったらもうとることもできないような状況になります。その中において、5年間の消滅時効で執行停止案件、1号、2号、3号該当しているもの与其他県外、所有者不明、会えないという状況の中での消滅時効を向かえた債権が83件で37万6,200円、合計で55万2,200円という状況になります。

以上です。

○河村委員

5年の83件というのが、わからんことじゃないんですが、車検を受けるときに今の納

税証明が要るんで、その納税証明がなかったら車検が受けられないというふうに理解をしちよったんですが、しかも車そのものが財産ですから、その財産が差し押さえできないという何か理由があるわけですか。

○藤本収納対策課長

その車を使いながら仕事や生活している人もおりますし、いわゆる換金価値のない車に乗っている場合は、もう差し押さえしても無理ということで、しておりません。以上です。

○河村委員

わかるんですが、それが今83件というのはちょっと多過ぎるし、その車は、じゃあ全く動いてないというか、検査が受けられんというその話がそんなに件数があるのかなど。今回は不納欠損ですが、収入未済もそこそこの金額が上がっていますので、もう少し円滑にできそうな気がするんですが、何か事務的に問題があるんですか。

○藤本収納対策課長

83件のうち33件部分が車検の受けない、原付きの50CC以下の課税も入ってしまして、それを現在調査の中で、基本的には行方不明という状況にもなっています。

それと、今年4月1日現在では軽自動車の課税者、所有者だったんですが、軽自動車の場合は2年もしくは新車で3年で車検を迎えるんですけど、車検をするときに、軽自動車検査協会においては、人に譲ったときも過去の納税証明を必要とせず更新ができるといったかたちになっていますので、前の所有者が、2年間払ってなかったら、新たな所有者になって車検を受けた場合、そこから課税の対象になりますので、そういった状況の中で、もう行方不明になった人たちとは連絡がとれないような、負債が出やすくなるような状況でございます。

以上です。

○河村委員

半分ぐらい理解したんですけど、50CCのバイクがこの中に入っておったというのはちょっと理解できなかったんで、軽自動車税とあるけれども、普通のバイクやなんかも皆入っていると。あとは名義変更のときに納税証明が要らないという話が、どうもそこがちょっと理解ができないんですが、通常の乗用車とかほかの車両の場合は、納税証明がなければ名義変更できませんから、それは何か特例があるんですか、軽自動車については。

○藤本収納対策課長

特に、この件に関しては軽自動車検査協会の方では決めていますので、何とも言えませんが、普通車について言えば、一月分の課税となっていますので、例えば1年、12カ月の内2カ月乗って、その後廃車とした場合は、10カ月相当分が還付になっているとい

う制度ですので、その辺が普通車と軽自動車の違いであって、軽自動車は4月1日の所有者に対して1回限りで1年分支払うが必要です。例えば乗らなかったら還付というのはありませんので、その辺の違いではないかと思われま

○河村委員

軽自動車税というのは、七千何ぼとかという話は、1カ月でも乗ったら11カ月分の還付というのはない。

○藤本収納対策課長

ありません。

○河村委員

とすると、じゃあ、払わんほうが得だと、こういう判断ができるわけね、そこで。要するに、抹消するときにも納税証明が要らないということであれば、当然払わんほうが得じゃから。そりゃ、それでも制度としてはおかしいんで、それはちょっと今国交省かなんかにそういう上申が要るんじゃないかと思うんですが。その制度を改めてもらわんと、ここの金額が必ず不納欠損で落ちていくと、こういう話になるんで、そうならん方策をどこかでせにゃいけんと思いますが、どんなですか。

○藤本収納対策課長

公平公正を保つために、一生懸命差し押さえ等をしながら、こういった金額だけは不納欠損しているというのが現状でございます。よろしくお願

○河村委員

気持ちはわかりますが、制度を改めにゃここの続くということになります。ほとんど毎年のように大きな金額になっていますから。それが3万円、4万円のものがというんではない。1万円ぐらいの話が積み重なった金額なんで、そのあたりの対策はぜひお願いをしたいと思います。

それから、決算書51ページの諸収入の貸付金元利収入の中の住宅新築資金等貸付金償還金、現年度あるいは過年度分とかこういう話があるんですが、これはどこか資料としてまとめたのがあったんじゃないんですか。載ったところがないですか。

○大山人権推進課長

この資料につきましては、主要施策の成果の83ページの上のほうにアとイの表がございますけれども、こちらに記載しております。

○河村委員

結構償還率が悪いと思ったんですが、そこそなんですね。この事業そのものは、もう今はやっていませんよね。

○大山人権推進課長

この事業なんですけど、貸し付け事業はもう終了しております、今は償還に関する事業だけを行っております。

以上です。

○河村委員

ですから、償還予定額というのは、例えば30年返済であったら平成29年度分の償還予定額がこの金額で、調定額がと、こういう話でいいんですね。

○大山人権推進課長

Aの住宅新築資金等貸付金につきましては、平成33年度で現年度分の納期が満了になる。Iの同和福祉援護資金貸付金等につきましては平成30年度で満了となります。このために、貸し付け総額につきましてまだ納期が来ていないものがございまして、それがAの償還予定額となっております。これがAにつきましては33年度、Iにつきましては30年度で貸付総額と同額になっているというようなかたちになります。

以上です。

○河村委員

はい、わかりました。77ページの下段の牛島の遊歩道の草刈り委託料24万3,000円とこの金額があるんですが、ちょっとこれ中身を教えてもらってもいいですか。

○縄田地域づくり推進課長

牛島遊歩道草刈り委託料24万3,000円ではありますが、こちらは牛島の遊歩道について年1回の草刈りを委託しているというものであります。

以上です。

○河村委員

いや、ここに書いてあるからそうなんじゃけど、誰がこれをもって、延長がどのくらいあるのか、24万3,000円といやあ、相当の距離があるよ。

○縄田地域づくり推進課長

この委託につきましては、先ほど言いましたように、年1回、シルバー人材センターに草刈りを業務委託しておりますが、その距離等につきましては、只今、資料を持ち合わせておりませんので、わかりません。

以上です。

○河村委員

シルバー人材センターだったら、何 $m^2$ という計算をして、掛ける何ぼという根拠を

たしか持っているので、わからんにゃ、また今度でいいですから。

それから81ページ、安全対策費の交通安全施設設置工事681万5,000円、ちょっと詳しい説明をしてもらってもいいですか。

○小田生活安全課長

主要施策の44ページをちょっとお開きください。真ん中あたりに、項目8の安全対策費の中のすぐ下の表でございますが、道路反射鏡、これについて8カ所、新規4カ所、建てかえ3カ所、撤去1カ所実施しております。

区画線については、5.7km、全9カ所について、市道等の中央線、外側線等などの引きかえをしております。そのトータルがそれぞれ229万6,000円と452万円で681万6,000円となっております。

以上です。

○河村委員

市道だけなんですか。最近、横断歩道やら、まあ中央線はそんなことはないと思うんですが、随分薄くなっていると思うんですが、それはどういうかたちで、年次更新的に地域を分けて今の線は引いたりしよるんですか。普通は、警察のほうからの了解があったりするんで、一遍にできないような気もしよったんですが、そういうところがあったら、やっていただくということでもいいですか。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問の横断歩道につきましては、これは市では実施しておりません。県の公安委員会がそういった塗りかえ等を実施しております。

以上です。

○河村委員

83ページ、上段の光市街路照明推進協議会補助金250万円、417灯と、こういう話でございました。国道が入っているのか入っていないのか、ちょっとようわかりませんが、従前は街灯に皆スポンサーがあって、協力をしていただきながら、「明るい光市」というようなキャッチフレーズでやりよったもんだらうと思うんですが、中身をちょっともう少し詳しく教えてもらっていいですか。

○小田生活安全課長

今現在417灯の街路灯の中には、国道、県道も含まれております。29年度末でスポンサーの保有基数については、284灯でございます。417灯に対し約68%がスポンサーの保有灯数となっております。

以上です。

○河村委員



すると、32%がスポンサーがないということで、その補助金に充当する金額が250万円ということによろしいですか。

○小田生活安全課長

街路灯1灯につきスポンサー料金をいただいているわけではございません。国道については年3万円、県道、市道については2万2,800円ということでスポンサー料をいただいております関係上、収入の金額に直すと、29年度実績で申し上げますと、電灯料の支出額が758万84円でございます。それに対してスポンサーの収入が602万600円でありますことから、収入面で言えば約80%の電灯料を補っていただくようなかたちになっております。

以上です。

○河村委員

とすると、その差額は150万円ということは、100万円ぐらいは雑費というかなにか、そういう類いのものですか。

○小田生活安全課長

この街路照明推進協議会での支出は、電灯料の支払いだけではございません。街路灯の修繕等も入っておりますので、そういったものを含めてます。今申し上げたのはその中の電灯料だけでの比較でございます。

○河村委員

はい、わかりました。85ページ、先ほど出張所でお話をされました。入札のほうにも機械警備で何件か上がっておりますが、機械警備の必要があるのかなど、変なことなんです。お金を置いてあればやっぱりどこかの方法があつて機械警備というのが要るんじゃないと思うんですが、ああそうか、出張所じゃからそうはいうてもお金にかわるものがあるか。なるほどね。わかりました。

以上です。

○森重委員

1つだけ。ちょっと主要施策は48ページ、決算は83ページですけれども、光市消費生活支援事業です。ここがもう、毎回お聞きするんですけれども、高齢社会を迎えまして、年度的に見ても、相談件数はうなぎ登りというところで、それは皆周知をしてきたという点もあると思うんですけれども、小さいところじゃないですけど、余り比較的大きな事業ではないですけど、大変市民のためになっているというか、安心・安全の窓口であるというふうに認識をしています。

ここで、今回さまざまな啓発の活動をしておられるんですけれども、特に高齢者のみならず、高校生や小学校とかそういうところの出前講座をされているような旨がここに書いてありますけれども、これどのような、要請があつて行かれるのか、自発的にどん

どん行かれるのか、そのあたりと、反響等、現場の声をちょっとお聞かせいただきたいというのと、もう一点は、光市消費者の会補助金で、これ少額ですけど、もう長くやられておられますけど、この辺、どういう活動をされているのか、ちょっとこれ県にも行ったり来たりされているいろいろ勉強もされているんだと思いますけども、そのあたりをちょっとお聞かせください。

#### ○小田生活安全課長

まず1点目の御質問ですが、高校に要請なのか、それとも自主的に行っているかについてでございますが、29年度の実績で申しますと、聖光高校1校ほど消費者教室の開催をさせていただいております。実際には、こちらのほうからアプローチをさせていただいて、こういった消費者教室を開催できることを周知し、各市内全ての高校について御案内を差し上げます。その中で要請いただいたのが聖光高校1校ということでございます。

続きまして、消費者の会の活動内容についてでございますが、平成29年度の主な活動内容を申し上げますと、うそ電話詐欺などの被害防止についての講演会の開催、消費者月間には市内2カ所のショッピングセンター前でのうそ電話詐欺などの被害防止啓発の活動などをしております。また、県からの委託事業で物価調査や警報メッセージつき通話録音装置の啓発、消費者普及プログラムの実施及び県などが主催する消費力向上セミナー研修会などへの参加や環境保全としてコバルトラインの清掃活動など、さまざまな活動を行っていただいております。

以上です。

#### ○森重委員

聖光高校はわかりました。夏休み等を利用して小学校も対象にやられているんですか。小学生なんかどういう内容でやられて、ごめんなさい、ちょっとよくわからないものですから。

#### ○小田生活安全課長

小学生を対象とした出前講座というかたちで案内しております。これについては、夏休みのサンホーム等活用しながら実施しております。内容といたしましては消費生活クイズ、お買い物をしてみよう、食品ロスについての説明、身の回りの危険を探すなどの内容で、29年度は13ホーム349名が受講していただいております。

以上です。

#### ○森重委員

よくわかりました。とても大事なことだと思いますし、やっぱり子供の目線に合わせてクイズ、それが生涯自分たちの身を守るということにつながってきますので、こういう授業はほんとに小さいながらも大切なことだと思いますので、今後ともぜひよろしく願いいたします。

また、年代別相談件数も60代、70代とやっぱり高齢になればなるほど、最近、販売法等もなかなか上手です、やり方がうまいですから。そういう意味でしっかり被害防止啓発に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加認定第5号 平成29年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：古迫市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

主要施策の成果の272ページをお願いします。特定健診についてですが、実施率が今27.2と落ちているんですが、これは要因としてどんなものが上げられるんでしょうか。

○古迫市民部次長

本市の特定健診の実施率でございますが、平成27年度の30.3%をピークに、下落傾向ということでございますが、要因については、これという分析結果を持っておりませんが、これまで熱心に受診されておられた方の後期高齢者医療制度への移行も一つの要因ではないかなというふうに考えておりますが、いずれにしても、意識改革が非常に重要ではないかと考えております。

以上です。

○田邊委員

特定健診、いろいろ案内なんか出すんですよね。もちろん。

○古迫市民部次長

全対象者に御案内のはがきを郵送しております。

以上です。

○田邊委員

高齢者の声を聞くと、なかなか行きにくいとか、わかりにくいとかというのも多々聞くんですけど、それは個人のことなんですけど、そういったことで、29年度は何か違った取り組みなんかはあったらとかいうのはないんでしょうか。従来どおりということで

しょうか。

○古迫市民部次長

従来のそういった戸別送付やいろんな、広報等で周知をしておりますけど、特に29年度は受診勧奨のポスターをリニューアルいたしまして、市内高校の出身者をモデルに起用して、関心を持ってもらうような工夫をさせていただきました。

それから、連合自治会や商工会議所、商工会にも受診勧奨の願いをして、ポスター掲示を依頼をしたところがございますし、初めて光市のフェイスブックにも掲載を行ったところがございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。国保関係、これからいろいろ健康にも注意しなきゃいけない時期にはなると思うんですけど、周知は今努力しているということで、今後ともまたほかのかたちでも実施率を上げるようにお願いします。

以上です。

○河村委員

特定健康診査で、身近な人から勧誘することができないかなど。例えば、それは市役所のOBであるとか、そういう人の統計調査みたいなものとか、或いは、大きな、市立病院とかあるいは光中央病院とか、そういうところで期間中の窓口設置とか、何かそういうふうな、みんなに周知させる手段というのを何か考えることはない。

○古迫市民部次長

この受診率を上げる取り組み案は、私ども非常に一生懸命取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、例えばがん検診等の集団検診にそういった特定健診の集団健診を持っていくというような取り組みもやっておりますし、日曜日の集団健診もできるだけ受けやすいように工夫をしておりますが、今議員さんの言われたような方法もいろいろ考えていかなければならないとは思っております。

以上です。

○河村委員

私もしょらんのいね。じゃけえ、自分でも何か動機づけがあって行けばいいなど、こう思うんですが、意外に診療所か病院から結構おって。あの人も皆受診してくれたら、それだけでも随分変わると思うんで、何かもう少し垣根が低いというか、簡単に受診できる、何かそういうものができたらいいなど、こう思いますので、ぜひ向上について努力をしていただいたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

③追加認定第10号 平成29年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：古迫市民部次長兼市民課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

主要施策の成果の304ページをお願いします。ここに平成29年度決算で1人当たりの調定額というのが上にあるんですが、平成28年度決算と比較して増額しているんですけど、そういった増額、増減のことをちょっと詳しくお願いします。

○古迫市民部次長

1人当たりの調定額でございますが、平成28年度が7万9,844円に対しまして、平成29年度が8万3,393円ということで、差し引きが3,549円増加をしています。これのなぜ増えたかということでございますが、保険料率につきましては平成29年度の改定はございませんけど、特例措置の見直しや所得金額の増加によるものだと分析しております。以上です。

○田邊委員

増えた理由はわかりましたけど、年々これ2%ずつ増えたようなかたちになるんですけど、次の6番の均等割とかこういったところは、所得割額の軽減、ここが28年度は5割軽減だったと思うんですけど、その理由はどういうことでしょうか。

○古迫市民部次長

今申し上げましたように、特例措置の見直しが国のほうで行われたのが変更点でございます。以上です。

○田邊委員

その特例措置とはいうんですけど、いろいろ調定額が上昇しているんですけど、今後とも上昇するようなかたちなんですか。

○古迫市民部次長

保険料の改定につきましては、2年ごとに行うということになっておりますが、30年度も税率の改定がありましたので、まだどれだけというのはわかりませんが影響は何

らかあるとは思っております。

以上です。

○田邊委員

これは75歳からは社会保険も国民保険もこっちの後期高齢者にかかわるということになっているんですけど、保険料の支払い方、これはどんなかたちなんですか。

○古迫市民部次長

保険料の支払い方でございますが、年金から天引きする特別徴収と、納付書や口座振替で納める普通徴収ということの二通りでございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。先ほどの8万3,393円が1年の額なんですけど、こういったものと、今後は被保険者が増加すると思われるので、保険料を下げる方向で今後考えてほしいなと私は思っておりますので。毎年毎年上がって、軽減率も変わってくるということになると、医療離れみたいなことも起こると思うんで、その点をよろしくお願いします。

以上です。

## 討 論

○田邊委員

追加認定第10号平成29年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論いたします。

平成29年度光市後期高齢者医療特別会計決算において1人当たりの調定額は8万3,393円であり、平成28年度の7万9,844円と比較して3,549円増えております。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別をつくっております。

2008年の制度導入から既に4回にわたる保険料値上げが強行されました。制度導入時、低所得者の保険料を軽減する仕組み特例軽減を導入しました。ところが、制度の定着を理由に特例軽減を撤廃していくことを決め、2017年度から低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小しました。所得に応じて支払う所得割は5割軽減から2割軽減に縮小、被保険者加入者の扶養家族から後期高齢者医療制度に移された人の保険料の値上げも始まっております。際限のない保険料値上げと差別医療の推進というこの制度が高齢者国民に対して負担がかかっております。元の老人保健制度に戻し、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を復元し、保険料や窓口負担の軽減を進めるべきであり、反対の意見を申し上げます。

以上です。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

- ①追加認定第4号 平成29年度光市一般会計歳入歳出決算について（総務部・消防担当部所管分）

説 明：讃井総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○仲山委員

おはようございます。よろしく願いいたします。決算書の67ページ、下のほうから9行目ぐらいでしょうか、個人情報保護審査会委員報酬2万5,500円とあります。昨年のちょうど半額程度の決算かと思うんですけども、この委員会がことしも開かれたというふうに理解はしていますが、個人情報保護ということについての審議ということで、資料、成果についてのほうの14ページのほうに件数等が上げられております。この審査会、これが回数それから人数あたりの、委員さんのですね、そのあたりどういった審議のために開かれたのかということをお伺いします。

##### ○讃井総務課長

個人情報保護審査会につきましては、これは個人情報の開示決定等に対します審査請求について、市長等からの諮問に応じて審査を行う際に開催をいたします。

具体的には、市長等の実施機関が保有している個人情報の開示決定について、請求人から不服申し立てがあった場合に開催、審査をするものであります。その結果については市長等に答申されることとなります。

平成29年度の開催ですが、昨年12月に1回開催をしており、弁護士さんや司法書士さんなど5名の審査委員さんにより審査をしていただいたところであります。

内容につきましては、本年4月からコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付、（通称）コンビニ交付、これに先立ちまして、光市個人情報保護条例の規定に基づいてオンライン結合による保有個人情報の提供について審査会の意見を聞くといったもので開催したものでございます。

##### ○仲山委員

ありがとうございました。不服申し立てがあったものに対してということ、今回はコンビニ交付のことについてということであることはわかりました。それで、この……。

##### ○委員長

仲山委員、ここで、執行部が発言を求めていますので。

##### ○讃井総務課長

先ほど御説明申したとおり、不服申し立てがあったときにも開催をするんですが、29



年度の開催は、このコンビニ交付について、これに先立ちまして、オンライン結合による個人情報の提供といったところで、条例上この個人情報保護審査委員会にかけなければならないという規定がありますので、昨年度はこれに基づいて開催したということがあります。

以上でございます。

#### ○仲山委員

では、不服申し立てがあったから開かれたというわけではないということですね。わかりました。状況は大体わかったんですけど、この表についてちょっとお伺いしたいんですけども、14ページのウの実施についてというところの表で、市長に対してという開示請求というのも出ているんですけども、病院事業管理者に対しての開示請求という件数が多く上がっているんですけども、このあたりの事情といいますか、そのあたり答えられる範囲でお願いできますでしょうか。

#### ○讚井総務課長

主要施策の成果のほうに病院事業管理者への請求の件数は掲載しておるんですが、内容等については所管外になりますのでお答えできません。

#### ○仲山委員

わかりました。何かトラブルが発生しているのかなと心配をしているということだけはお伝えしておこうと思います。

次に参ります。決算の83ページ、防災諸費の中の防災事務費の中に含まれるのだと思いますが、成果の50ページになります。50ページの下から2つ目、オのところ非常に非常時用接続回線の確保といったことが上げられています。説明では、停電時等の非常時における山口県総合防災情報システムへの通信手段の確保のため、外部のプロバイダーとの契約と説明がありますがけれども、具体的にこれに係るといえるか、これがどういったもので非常時にどのように機能するものなのか、お伺いいたします。

#### ○呉橋防災危機管理課長

非常時用の接続回線ではありますが、これはどういうものかと申し上げますと、災害時における県への報告、例えば避難所の開設情報であるとか避難指示等の情報、こういうものにつきましては市の庁内LANを使用して、平成29年度から運用を開始いたしました、山口県総合防災情報システム、いわゆるLアラートとありますが、これにより報告を行っておりますが、停電や地震等によりまして、本庁舎のサーバが使用できなくなった場合の非常時への対応策といたしまして、バックアップ回線を用意しておくものであります。これは携帯電話のLTE回線、これを利用することによってインターネットへの通信環境を維持しようとするものです。これによって、停電時でもLアラートへの情報提供が可能となるということでもあります。

また、利用方法なんですけど、これ以外にもフェイスブックであるとかメール配信サー

ビスが停電でも使えるという状況にあります。

以上です。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。確認といえば確認なんですけど、停電時ということで、いわゆる携帯電話の電波を通じてということでもありますけれども、これはいわゆる衛生のほうなのか、それとも、地上のいわゆる携帯のほうか、一般の人は携帯使えないときにはこちらもつながらなくなるほうなのか、そのあたりのことをお願いできますか。

#### ○呉橋防災危機管理課長

これは携帯電話の回線を使うということでもありますし、また、この回線につきましては、NTTが災害時にもつながりやすい環境を構築しております。特に役所なんか重要施設があるところについては、NTTが回線がつながりやすい環境を整えておるとか、予備電源を確保してあるとか、アンテナがずれても角度を自動的に調整するなどの機能がありますので、これによって混雑した場合でも使いやすい環境は確保できると考えております。

#### ○仲山委員

ありがとうございます。わかりました。かなり頼りになりそうな通信手段だということがわかりました。これに関しての費用といいますか、そのあたりについて、今わかりますか。大体、決算としてはこの中に入っていたんだと思うんですけども。

#### ○呉橋防災危機管理課長

これに対する費用でございますが、通信運搬費のところに入っております、初期費用が3,024円、そして月額の使用料が4,752円必要となります。ただ、通信による費用は発生しません。定額ということでもあります。

#### ○仲山委員

そうなんです、わかりました。ありがとうございます。

次に参ります。同じく防災のほうなんですけど、次の85ページの防災訓練事業64万4,538円の中にこれも含まれているのかなというふうに、今解釈しているんですけども。成果のほうの51ページに出ております、防災訓練事業というのがあります。その中の片仮名のウですね、災害応急対応高度化研修の実施ということで、訓練のかたちをとった研修であったかのようにこれからはわかるんですけども、この災害対応力の向上を図るためと説明してありまして、また内容としては大規模地震を想定した発災後の初動対応に係るブラインド型シミュレーション訓練というふうに書かれています。言葉としてはあれなんですけれども、内容について、ある程度具体的にお願いできますでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

災害応急対応高度化研修、これにつきましては消防防災科学センターのほうから出向いてもらって研修を受ける事業でございまして、費用については発生しておりません。

そして、この具体的な内容なんですけど、まず仮想の自治体における大地震発生後の3時間を想定をいたしまして、消防防災科学センターの指導員が各対策班に対しまして、例えばA地区であれば生き埋めが発生しましたとか火災が発生した、道路が通行できない、さらにはマスコミからの被害状況の問い合わせ、さらには住民からの安否確認であるとか避難所の場所の問い合わせ等、実際の災害に近い場面を想定したさまざまな状況を次から次にコントローラーのほうから示され、訓練の参加者がそれに対して災害対策本部会議の開催も含めまして、どう対処していくかを短時間で検討、判断していくというものでありまして、被害状況とかでありますけど、シナリオを事前に知らせないことからやっております、ブラインド方式という方式で訓練を行ったところです。

このたびの研修では、発災直後の初動対応や情報伝達の手順における指揮命令系統が確認できるよう、副市長及び部長、課長、係長、職員など56名が参加をいたしたところであります。

以上です。

○仲山委員

わかりました。県事業でうちの前松原自治会が以前やりました訓練、これは自主防災とかの訓練でしたけども、そのときのもそういったようなブラインド型だったんだなと今聞いて理解しました。いわゆる前もって何が起きるかを伝えていない状態で始めると、それで出された状況に対して対応する中で、いろんなうまくいかないことをしっかりと自分たちで実感していくというような面が効果として大変あるのかなというふうに思います。

その研修を通じて実感として、こういう点、あの訓練のおかげで向上したというかわ変わったかなというふうなところについて、ありましたらお願いします。

○呉橋防災危機管理課長

どう変わったかといいますか、本研修の成果ということで申し上げますと、大規模災害時の混乱ぶりや、また情報共有の難しさ、対応の優先度の考え方など非常に難しい面もありましたけど、これを模擬体験することによりまして、職員の防災意識の高揚や災害時の情報の収集であるとか伝達、分析能力の向上など、防災体制の強化については大変役立った研修だったと考えております。

○仲山委員

ありがとうございます。多分、今年の夏の災害のときにもその経験が多分、少なからず役に立っていたんじゃないかというふうな訓練だったというふうに理解しました。

あと一件お願いします。175ページ、消防のほうです。成果のほうは178ページになります。消防費、非常備消防費、消防団管理運営事業の中になる。先ほどの説明でありま

したけれども、消防用備品購入費の中に含まれているということはわかりました。こちらにも書いてありますね。成果のほうの178ページ、消防団の装備ということで、178ページの下のほうにオとして出してあります。市民からの寄附を活用して防災対応ボートを2艇配備したというふうになっていますけれども、このボート自体はどのようなものなんでしょうか。サイズや仕様等についてお伺いできればと思います。

○中原消防担当課長

災害対策用ボートについてお答えいたします。

まず、購入の経緯から御説明させていただきます。昨年、元光市消防団長の御遺族から光市に御寄附がありまして、消防団のほうに役立てていただきたいということでしたので、島田川からの氾濫、高潮等で孤立した市民の避難誘導を目的に、災害対策用ボート2艇を購入しております。

お尋ねのボートの仕様、規格についてでございますが、全長が3.2m、幅1.35m、重さが69kgのFRP製で定員は5名となっております。また、2分割の組み立て式で非常にコンパクトになりますので、少人数での組み立て、それから車両による搬送も容易となっております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。定員が5名でしたっけ。5名でしたね。2艇ということなんですけれども、どのような場面で使うか。今言われたように、高潮であるとか洪水であるとかという場面を想定されているということなんですけれども、今、実際にはどこに配備されているんでしょうか。

○中原消防担当課長

配備している場所についてでございますけれども、消防本部と浅江地区を管轄する第1分団の機庫にそれぞれ1艇を配備しております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。そこからトラック等に積んで運んで行って、そこで活用できるという話だったと思います。

これもう一点だけ確認ですけれども、これはエンジンと申しますか、船外機みたいなものが用意されているのか、或いは、付けられるようになっているのかと、そのあたりはどうなんでしょうか。

○中原消防担当課長

災害対策用ボートに船外機等がついているのかということでございますが、このボートにつきましては、手こぎもしくは手で曳航するタイプとなっております。

以上でございます。

○仲山委員

取り付けは可能なんですよ、多分、そういうボートというのは。

○中原消防担当課長

可能でございます。以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。大体仕様等、使い道等もある程度理解できました。  
これで質問を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、決算の85ページ、成果の50ページ、防災諸費について質問をいたします。

ある程度の理解はいたしました。まず一つは、防災士の育成補助金であります。予算では12万円と、決算では3万3,000円ということで、3名の受講者ということでありました。資格を取得した人が18名、29年度末で18名ということになっておりますので、受講者が非常に少ないような状況です。そのあたりはどのように分析されておりますか。

○呉橋防災危機管理課長

まず、防災士の育成補助については、予算に対して受講者が少なかったということですが、この受講に関しましては、各自主防災組織全てに御案内の文書を差し上げております。

また、我々のほうで自主防災組織の方と話す機会が頻繁にありますので、自主防災組織内に防災士のいることの意義というのを話をさせてもらいながら、ぜひ防災士の資格を取得していただきたいということを説明をさせていただきながら申し込みを受け付けておったんですが、昨年度は予算10名に対しまして若干少ない結果となったということは事実でございます。

○中本委員

わかりました。29年度まで18名ということですが、市内全体で資格者が何人ぐらいおられますでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

これは補助を使った防災士ということではなくて、防災士の資格を持った人数ということでお答えをさせていただけたらと思います。平成29年の4月末現在では38名となっておりますけど、それから1年たっておりますので数名は増えておる状況です。

○中本委員

補助金をもらって受講者が18名、その他全体で38名ということですので、かなり防災士が育っておるというように思っておりますけれども。中身についてはリーダーを育てるという意味合いのもとでそういう制度を設けておりますので、リーダーが育ったというような理解をしてよろしいでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

各自主防災組織の中に防災士がいる組織につきましては、一定程度活動は活発化しているのではないかと考えております。市の補助を受けて防災士の資格を取った人が18名ということですので、まだまだ我々も十分とは考えておりません。もっともっと組織内に防災士の資格を持った方がふえるように努力をしていきたいと考えておるところです。

○中本委員

わかりました。コミュニティセンターがありますが、コミュニティセンター地区の中でやっぱり地区防災組織が、或いは自主防災組織があるというように思いますので、そのコミュニティセンターでその辺の防災組織を育成する必要があるかなというように思っておりますので、そのあたりはどうなんでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

自治会単位での自主防災組織の中にも防災士さんの資格を持った方がおられるということは活動の活発化につながると思いますし、また、コミュニティセンター単位での組織の中に防災士の資格を持った人がふえるということは、活動の活性化に寄与すると考えています。もっともっと防災士が自主防災組織の中で活躍するように我々も努力をしていきたいと考えておるところです。

○中本委員

自主防災、或いは防災士の資格取得、この方たちが市内の持つておられる方が38名ということですので、補助金をもらって取得した方あるいはその他自己で取得された方、この方たち38名と色々な情報交換とかいろんな講習等含めてやるというような考えはありませんか。

○呉橋防災危機管理課長

昨年度におきましては、この補助金を使って資格を取得された方、または補助金を使わずに資格を取得された防災士さん相互に一堂に会しまして情報交換の場を設けたところであります。

○中本委員

総合的にいろんな連携をとりながら、自主防災組織、或いは育成者の活動の支援、引

き続きやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それからもう一点、自主防災組織支援補助金というほうがありますが、大体理解はしているつもりではありますが、現状をちょっと教えてください。

#### ○呉橋防災危機管理課長

それでは、自主防災組織の支援事業についての目的と昨年度の利用者数をお答えさせていただきたいと思えます。共助のかなめとなります自主防災組織の活性を図り、地域の防災力の向上を目指すため、自主防災組織の活動に対しまして、1団体につき年間10万円を限度に活動に要した経費を補助しております。

補助の対象となる活動につきましては、主要施策の50ページに記載しておりますが、7メニューございまして、設立時の補助となる設立支援であるとか研修会等の参加促進など、7つのメニューについて、自主防災組織の活動に対して補助をしておるところであります。去年におきましては33団体から70のメニューについて、合計111万2,000円の補助があったところであります。

#### ○中本委員

了解をいたしました。地域は自分たちで守ることが基本でありますので、この自主防災組織化を強固にするために、やっぱり今後、行政が支援をしながら、地区防災・自主防災組織を育てていかなければならないというふうに思っております。

今後はこの組織の中でいろんな取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。医療機関、或いは学校、或いは消防団とか災害ボランティア、いろんな企業等も連携をしていかなければならないというふうに思っておりますが、今後、今までもその連携はやっておられると思えますが、よりいろんなことで災害に備えての連携組織をしていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○呉橋防災危機管理課長

昨年度の自主防災組織を含めた連携ということではありますが、防災訓練等で連携を深めながら、各防災機関と共同して訓練等を行っておるところです。

#### ○中本委員

了解をいたしました。地域の自主防災組織の連携とか、もちろん、消防団、或いは地域の事業所、学校、或いは医療機関との連携ちゅうのは十分大事だというように思っておりますので、ぜひ今後の災害に踏まえて、しっかりと組織の強固、或いは防災士の育成に力を入れていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いをいたします。

終わります。

#### ○田邊委員

おはようございます。主要施策の成果252ページをお願いします。平成29年度の人件

費についてですが、平成28年度と比べて増えている、その理由なんですけど、平成29年度が33億598万円だったんですが、この平成29年度がですね、決算で。それで平成28年度の決算は31億8,852万円なんです。それがよくわかるところは、参考資料の30ページをご覧ください。そうしたところで、具体的に増えている理由を最初にお願いします。

○讚井総務課長

昨年度と比較をしまして、人件費が増えている主な理由ということではありますが、これは職員の退職手当の増加によるものであります。28年度の退職手当は、14名に対し2億5,519万3,000円を支給をしたのに対しまして、29年度は、22名に対し4億230万5,000円であったことが主な要因であります。

以上でございます。

○田邊委員

29年度決算では、8人退職者が増えたということが単純にそういった理由ということですね。それで、その人件費下段、30ページの職員給なんですけど、これが22億2,300万円、28年度です。そして29年度が22億980万円ということなんですけど。単純に1,500万円減っております。こういったところの理由はこういった理由でしょうか。

○讚井総務課長

28年度から29年度にかけてなんですけど、定年退職、その他退職をされた方もいらっしゃるんですけど、その方々が再任用職員で29年度雇用されることによって、より高い人件費であったのが安い人件費になってきたことによることによって、多少減少しているというところであります。

以上であります。

○田邊委員

わかりました。先ほどの戻りますけど、平成29年度の決算の人件費33億598万円、それに対して4億230万円の退職金用の71ページに決算書にありますけど、71ページの職員退職手当4億230万円、これを単純に引いた額という理解でよろしいのでしょうか。

○讚井総務課長

人件費につきましては、退職手当を単純に引いたものというふうに理解していただいて結構だと思います。

○田邊委員

わかりました。それなら平成28年度決算に比べて平成29年度の決算のほうが、職員退職手当を単純に引いた場合は、人件費については少ないという額で理解してよろしいでしょうか。



○讃井総務課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

理解しました。

それでは、次に主要施策の23ページをお願いします。次、時間外の状況をちょっと聞きたいんですけど、昨年度は各所管ごとに時間外を聞いて回ったんですけど、29年度決算については、主要施策の成果に詳しくは載っておりますので、ここから少し質問します。

28年度の時間外の状況は、全体で約4万8,000時間だったと思いますが、平成29年度は何時間で、それに伴う時間外手当の額のトータルをお願いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○讃井総務課長

まず、29年度の時間外の総時間ではありますが、4万8,159時間でありまして、それに伴う時間外勤務手当の額は1億623万6,000円でありました。

以上です。

○田邊委員

わかりました。この主要施策の成果23ページについてなんですが、ここに書いてある381名のうち、時間外手当の支給されない管理職員の数、これも含まれているのですか。

○讃井総務課長

381人の中には管理職の人数も含まれております。以上です。

○田邊委員

具体的に何名ぐらいなのでしょう。

○讃井総務課長

29年度の管理職の人数ではありますが、57人でございます。以上です。

○田邊委員

わかりました。主要施策の成果のエですね、時間外勤務手当及び休日勤務手当の状況、職員1人平均126時間と書いてありますが、これは数字が381人で平均しているわけです。

○讃井総務課長

そのとおりであります。

○田邊委員

だから、先ほど言った57名は、この中から引いて324名というかたちです。結局、324名で割らないと本来の数字は出ないということです。

○讚井総務課長

381から57人を引きますと324人であります。

○田邊委員

だから、今言うこの126はちょっと変わってくるというかたちは、そういうかたちということですね。

○讚井総務課長

そのように捉えていただいて結構です。

○田邊委員

わかりました。それで、これで見ると、昨年28年度決算に比べて余り時間外が、勤務に向けての削減が取り組まれていないことにも思うのですが、先ほど言われたように時間外手当自体が1億623万円ということですが、こういったことについての取り組みなんかを聞かせてください。

○讚井総務課長

時間外勤務の削減に向けての取り組みにつきましては、12月の委員会でもお答えしているんですが、改めて申し上げたいと思います。

本市におきましては、長時間労働の防止に向けて、職員一斉ノー残業デーの取り組みを平成26年から実施しているところであります。おおむね90%台の高い参加率ということでありましたが、制度を始めまして4年がたちましたことから、マンネリ化による実施率の低下が懸念されるということで、29年度は制度の見直しを行いまして、国が推進するプレミアムフライデーに移行した新たな取り組みに見直しを図ったところです。

見直し前は、ノー残業デーの実施日を毎月5日と20日の月2回の実施が、平成29年度は、毎週金曜日の月4回程度に実施日を拡充したところであります。さらに月末の金曜日はプレミアムフライデーということで、このノー残業デーの重点実施日としまして、定時になりましたら庁内放送によって退庁を促すとともに、時間外勤務命令を受けていない職員が残っていないか、部長が職場を巡回するなど取り組みをしたところであります。こうした結果から、少しではあるんですが時間外勤務が減少しているところであります。

以上であります。

○田邊委員

取り組みは従来どおり行っているということは理解しておりましたが、マンネリ度があるからという意見では、そうした捉え方みたいなんですけど。ウの職員平均年次年休

取得平均11.5日、これ全体で大体幾らぐらいあるもんなんですか、その年次休は。

○讃井総務課長

年次休暇であります、1年20日で、繰越分がある方は、最大20日繰り越しが可能ということになっております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。そういった働きかけで頑張っておられるというところは理解できました。そして、29年度決算において退職者が増えましたということで、4億230万円の決算で出たというのは理解したいんですけど。28年度決算と比較して、人事担当課長としての今後の退職者が増えたことについての見解などありましたら。

○讃井総務課長

特に私からの見解はありません。

以上です。

○田邊委員

ちょっと問いかけ方式で、わかりやすく言いますけど、光市役所の業務を行う上でという点では、それだけ退職者が増えたということで、どういった考えをお持ちかというところです。

○讃井総務課長

退職者が増えたことに対して、行政サービスの低下を招かないように。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○讃井総務課長

退職者が増える中で業務の継続に不安はないかということですが、退職者があっても、業務の引き継ぎをきちんとするとともに、退職者に人数的に対応できるように、職員採用も行ってっております。不安はないというふうに思っております。

○田邊委員

わかりました。理解できました。

それと、先ほど言われた時間外手当として、約1億円の予算、1億623万円、これだけあれば、仮に正職員を幾ら登用できるかということも、ちょっと気になったんで、その辺のところがありましたらよろしくお願いします。

○讃井総務課長

約1億円の予算があれば、正職員が何人雇用できるかのお尋ねであります。試算をするにあたって、想定される職員を平成30年の公表の値として、光市の職員の平均年齢40歳10カ月、平均年収でいきますと624万5,000円と仮定をいたしますと、1億円あれば約13人の雇用ができるという計算になります。

以上です。

#### ○田邊委員

わかりました。大体のところはわかりましたけど、最後に、もう意見だけ言わせてください。

何て言うか、私が思うところに、光市においても全国的なもんですけど、企業負担に財源を頼る部分があると思われるんです。しかしながら、住民負担、特に住民税を中心に税を集めて、自治体として住民福祉、教育、医療等サービスをしていく循環型の地方財政に変えていくしか今後はないんじゃないかと思われるんですけど、そういったものでは、公共部門で雇用を創出し、福祉、医療、教育と環境など整え、人間が人間を世話することが公共サービスの基本となり、そうした人材がいるため、高齢者ばかりの地域にならないと思われるので、今後とも、優秀な人材を光市においても採用をお願いします。

以上です。

#### ○林委員

すみません。1点だけ伺いたします。

決算書83ページの防災事務費の食糧費について確認をさせていただきます。

先ほどの説明では、29年度に650食の保存食を購入して、そのうち300食がアレルギー対応であると言われました。そこで素朴な疑問なんですけど、今回購入したアレルギー対応食では、特定原材料に準ずる27品目が1つも入っていないものと理解してよろしいでしょうか。

#### ○呉橋防災危機管理課長

ただいま委員が仰せのとおり、特定原材料と特定原材料に準じる27品目、これが全く入っていないものを購入したところであります。

以上です。

#### ○林委員

わかりました。この食物アレルギー保存食の購入についての数ですけど、先ほど300食というふうにとめて、600食のうちの300食が食物アレルギー対応の食品であるということをおっしゃっていただきました。アレルギー対応については、大変重要なことで、お気を使っていることには感謝いたしますけれど、現在、乳幼児が5%から10%程度の食物アレルギーを持っているお子さんがいるということでおっしゃるけれど、その割合から考えますと、アレルギー対応食の購入数が多いように思

いますが、いかがでしょうか。何かそういう点でお伺いします。

○呉橋防災危機管理課長

アレルギーを有する人数につきましては、今、議員おっしゃられたように、5%から10%ということなのですが、まず災害時という混乱した状況の中でも、アレルギー対応食の数が一定程度確保できておりますと、まず探すのも容易ですし、また、安全に迅速に被災者に提供できるのではないかという観点から、半分程度の購入をしたところ です。

また、アレルギー対応食というのは、アレルギーを有していない人にも食べられますから、万人に食べられます。また、アレルギーを持っている人についても、半分程度あるので安全に食べられるということがございます。

○林委員

大変失礼いたしました。安全・安心を考える中で、保存食の購入に対して理解をいたしました。ありがとうございました。

○河村委員

決算の審査の仕方ですが、部局によって変わると、どうもこっちが言いづらかったりすんで、同じような対応をぜひしていただきたいのと、それから説明のほうも、せっかく来ちよるんで、担当課できちんと自分の予算については、説明するというふうに扱っていただいたら助かりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、97ページの監査員費の中で、審査意見書をいただいております。昨年ちょっとお話をさせていただいたんですが、審査意見書の86ページに「むすび」というところで、ここが監査委員さんそのものの御意見を述べるというようなかたちになるわけですが、87ページの下段においても、市におかれては厳しい財政状況が見込まれる中、今後のまちづくりを支える持続可能な云々ということで、ほとんどよく理解できない。去年も本会議の中でちょっとお話をさせていただいたんですが、もう少し普段の監査の中身についての御意見を披露していただくと、数字は皆こう出ているんで、今回は貸借対照表を見れば、それだけで済むような話じゃなくて、普段、今の職員さんがいろんなことをやっていることを含めて、もう少し中身の濃い監査意見書をつくってほしいなど、こう思うのですがいかがですか。

○守田監査委員事務局長

お答えいたします。

今、委員のほうから、ちょっと2点ほど分けて御回答させていただきたいと存じます。

まず、決算審査につきましては、当然、監査委員の職務権限の一つでございますが、同様にその権限の中におきまして、年度途中の期中監査として、現金出納の例月検査及び財務監査、これを実施をいたしまして、議会及び市長等に監査の結果に関する報告、或いは報告に添えてその意見をその都度、提出を実はさせていただいているところでございます。

よって、そういった定期監査、或いは現金出納検査につきましては、それぞれその段階で完結をしているというような解釈を私どもはしております。

しかしながら、今、委員、御提言の決算審査の場合は、そうは言いながら、1会計年度の予算の執行をまとめて見ようというわけでございますので、先ほど申しました例月検査や財務監査は、大所高所からの主眼は一緒と考えますけれども、細かな見方は自ずと変わってくるのかなという気もいたします。

後半部分でございます意見書にどのような内容を反映させるかというお話でございますけれども、これは監査委員の御判断によるものでございますので、私がお答えするのは差し控えたいと存じますが、ただいまの議員の御提言というものは、代表監査委員にもお伝えをしたいと思っております。

以上でございます。

#### ○河村委員

行政監査ちゅうんかいね、要は、お金の出し入れだけでなく、普段の業務についての監査については、どのようにお考えですか。

#### ○守田監査委員事務局長

議員、行政監査一般論ですみませんが、これは地方自治法の平成3年の改正がございまして、そこで今まで財務監査だけであったものが、監査委員が財務監査に加えて必要があると認める場合につきましては、行政事務執行について監査することができると、こういう規定、条文等がございまして、199条の2項でございまして、これは公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が一段と高まってきているという背景がございまして、これに応じて、監査委員による監査委員監査の充実強化を図る。そういった意味で、財務監査に加えて、行政運営全般についても必要に応じ、監査を実施することができることが定められたという経緯がございまして、

以上でございます。

#### ○河村委員

今の話で行くと、必要性がなかったからしなかったと。こういうふうに捉えているわけですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### ○河村委員

私は、今、ちょうど東部の組合のほうにも出ているんですが、そのときの監査意見書も全くほとんど変わらないです。リサイクルセンターそのものの作業環境の話とか、いろいろさせていただく中で、単なる領収書の監査だけではだめだと。こういう話をさせていただいておるんですが、なかなか返事がないので、ぜひ、行政全般にわたっての監査というのは求められていると、こう思っておりますので、よくお伝えをいただきたい

と。

結果は、来年の今度また監査がありますから、その際にはお聞きするんでというふうにお伝えください。監査委員さんに。

それから、67ページの秘書業務、それから旅費のところちょっとお尋ねするんですが、まず議会会期中に市の幹部、あるいは市長、副市長が出張をする。あるいは県外に出張する。そういったときに、何か手続みたいなものがあるんですか。

○讚井総務課長

特に手続等は踏んでおりません。

以上です。

○河村委員

手続をすることがあるんですかって聞いているわけ。

○讚井総務課長

通常の出張の場合と同じであります。

○河村委員

いやいや、通常、会期中は外へ出ることができんのじゃから、そうすると、何らの手続ちゅうのがあるんじゃないんかね。一般論よ、これは。

○森重副市長

当然、会期中ですから、出席要請があれば、その場に出席しなければならないという我々には義務があるわけですから、そのようにその準備をしていかなければならないというふうに思っております。

ただ、それを超えて出席しなければならない用務等々がある場合がございますので、その際には、御相談をさせていただいて、その旨の正式な文書等々での手続は、今は割愛させていただいておりますけれども、その旨の御連絡等とはさせていただいているところでございます。

以上であります。

○河村委員

わかりました。ぜひ、最近、こうちょっと馴れ合い的に皆なっているんで、あまり馴れ合いが進行することは望ましくない。従前は市長も皆、委員会には出ていたんです。従前は。それを業務がたくさん増えたからということで、出席をしなくなったんですが、ちょっとそこにあんまり馴れ合いが過ぎると、ちょっとあまりよろしくないなと思いますので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

それから、69ページの上段、文書関係輸送委託料が該当するかどうかわかりませんが、最近、嘱託の職員の方があまりに長い。昔の市役所職員のOBであれば、3年とか5年

とか制約がかかっておったんですが、もう10年も継続して雇用されているという方が多数おられるような。指定管理業務になって、余計にそういう人がたくさんいらっしゃるような気がするんですが、指定管理は指定管理じゃから、根本的には違うとこういう話をされるとは思いますけど。そうは言いながら、表現悪いですね、きれいな仕事というのは表現悪いんですが、事務処理であるとか、運転業務であるとか、そういったところには、誰もが行きたいということが当然なんで、やはり、ある程度、今、ちょうど定年をされた方がたくさんいらっしゃるんで、そういう人たちが、ある意味では、羨望の目を持たれないような対処というのが必要だと思いますので、その点どんなですかね。

○讚井総務課長

人材の配置につきましては、個々の能力等に応じたかたちで、今後とも配置をしていくように努めたいというふうに思っております。

○河村委員

個々の能力に応じた採用をすると、要するに長ごうなるわけいいね。そんなに仕事の中身が特殊なものというのは、あまりないんですよ。だから、極力、例えば、代替がきくというのはおかしいんですが、今、団塊の世代がたくさんいらっしゃるんで、そういう人たちから、何である人は長いことおってのというふうに言われんように、注意をしてほしいということなんで、そのあたりは御配慮をしてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

それでは、主要施策の成果の51ページ、下段のエのところの平成29年3月に作成した職員非常参集訓練の中ということで、結果と言いますか、よく何時間以内に何人到着とか、そういうのがあったかと思いますが、報告事項があればお願いしたいと思いますが。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、職員参集訓練の業務継続計画にかかわる部分についてなんですが、優先度、A業務141業務について検証いたしました。優先度Aは141業務あるんですが、そのうち138業務がそのときの初動訓練の際の対象業務となりまして、その結果なんですが、3時間経過した時点で138業務のうち未対応が1業務だけで、あとは完了、対応中、着手はできたところですよ。

以上です。

○河村委員

その際、3時間経過でほとんどの業務ができたということなんですが、初動というのは、例えば30分、あるいはこれの2時間を求めているのか、そのあたりのところはいかがですか。要するに、2時間までに来なさいよと、こういう話をするのか。初動につい



ては、この近辺にお住まいの方を含めて、30分以内に集合せよと。こういう話なのか、その辺は教えてもらっていいですか。

○呉橋防災危機管理課長

業務継続計画につきましては、自宅から9km圏内の職員が6割参集できるという想定のもと、業務継続計画は立てております。それは、あくまで想定でありまして、とにかく早く職員は参集することが基本になります。

以上です。

○河村委員

本当の初動が30分だと、こう言われておるんですが、今の9km以内が6割という話は、恐らく2時間、目標時間がです。というように受けとれるわけですが、業務の中身をじゃあ、いかに早く初期対応ができるかということが大事なような気がするんですが、例えば、その30分以内に何人というのも集計しておられます。

○呉橋防災危機管理課長

訓練での参集状況につきましては、一定程度は把握しておりまして、訓練の際で30分以内に到着した職員は131名、47.5%であります。これは訓練の数字です。

○河村委員

これは、歩いて来るとというのが前提じゃなくて、車でもええと、こういう話なんですね。

○呉橋防災危機管理課長

訓練につきましては、6km圏内の職員については、徒歩、バイク、自転車、それ以上の職員については、通常の交通手段でということで訓練はしております。

以上です。

○河村委員

できれば、2km圏内にどの程度の方がお住まいか、よくわかりませんが、そういうふうな統計も、もしとれるようなら次回とっていただいたらなど。やはり、初期対応が大事ですし、この周辺に住んでいただくことも、なおかつ大事だと思いますので、よろしくお願ひしたらと思います。

それから、今、スポーツ公園に備蓄品があるんですが、耐震診断を受けてない状況なのですが、何かできない理由があるんですかね。

○委員長

決算との関係として、決算。

○河村委員

だから29年度に、まだ耐震ができなかった理由。

○呉橋防災危機管理課長

このスポーツ公園のレストハウスにつきましては、防災危機管理課の所管の建物ではございませんので、申しわけないんですが、お答えすることができないということを御了解ください。

○河村委員

わかるじゃろ。自分の所管のじゃないんじゃないのいね。この危機管理対応が所管なんじゃから、その所管の中である出来事については、あなたの責任なわけいね。そうすると、じゃあ、備蓄しちよるところへ、取りに行こうと思うたけど、それがかなわないという状況ができるというのは、いや、ありゃ、教育委員会が持ちちよるんやから、私は知りませんとはならんのやね。

そういうところで、もしなんやったら、預けちゃいけんわけいね、物を。その仕事の根本をちょっと意識改革をしてもらおうと、非常に助かりますがね。話だけにしときましよう。

それから、先行議員の中でちょっと話があって、防災士の育成の話がありました。初年度はよかったわけですが、今回は3人しかできなかったと。私のところは、幸いにして小学校区で、今、3人の防災士がおるんで、ある意味では、ええんだらうと思うのですが、そうは言うても、今年もゼロじゃったのいね。ゼロじゃったちゅうのは、地域にそねいな人材をおるはずがないのいね。要するに、自分が時間を持て余して、ボランティアをやろうと、こういう時間のある人ちゅうのは、そねいおっちゃないのいね。

それで、そこの認識が役所と違うのいね。地域では、できるだけやってほしいと、こう思うても、つい文書で来たからちゅうて、右から左にそんなもんが済むはずがないんよ。そのあたりをどうするんかというのが、危機管理の今の仕事だと私には思えるのいね。年に1回、今の自主防災集めて会議をやられていますけど、何ちゅうんかね。地域に入り込んで、もう少し話をせんにゃあね、地域ちゅうのはそれに応えられん。だから、いやいや私らこういうふうにするんじゃからって、毎年同じように文書でやりよったら、それで済むという話じゃないんですいね。そのあたりのちょっと考え方を言うてもろうてええですか。

○呉橋防災危機管理課長

これについては、先ほどもお答えしましたが、全ての自主防災組織について、文書で案内を差し上げていると同時に、できるだけ自主防災組織の方々と話ながら、組織内に防災士がいることの意義というのを説明をさせていただきながら、ぜひ、受けてくださいというお願いを現在しておるところです。

○河村委員

あったらいいと思うし、そうあるべきだと思うし、その必要性を感じん人はおらんのいね。でも、現実問題は、それがなかなかうまくいかない。だから、そろそろ、じゃあ、今自主防災の補助金なんかにしても、現行で、はあ、今、皆使いよるのいね、目いっぱい。じゃあ、次の展開に行こうと思ったときに、今身動きがとれんのいね、そうは言うても。それじゃから何か新しいものを考えるのは、地域と一緒に考えていかんと、私も、今、自主防災のほうの役をやりよります。だけど、あんたんとこの文書見るだけじゃけ。いざ、やろうと思うても、それ、なかなか実行に移すことは難しい。

だから、もうちょっと自分のほうから、今度は入っていかんにゃあ、改善できんと思えますよ。防災士の育成にしても、自主防災支援にしても、そんなにみ易い地域の状況は置かれていませんから。自治会そのものが、今、崩壊の危機なんですから。

それから、これは83ページは、防災ですね。海拔表示板ちゅうのは、総務の仕事じゃったんですかね。この海拔表示板が、例えば三島出張所のところが、7.0とかちゅうんじゃったと思うんですけど、あそこの向かい側の土手から言うと、ちょっとこうあれでも30cm以上下がちよると思うんですけどね。出張所のほうが。だけど、同レベル、表示がね。何を基準、何か測ったりするのに、こういう方法ちゅうのがある。

○呉橋防災危機管理課長

標高につきましては、役所にも技術者さんがおりますので、その職員に測ってもらいながら、高さを確認をしております。

以上です。

○河村委員

どうやって測るんかねって聞いた。図り方。

○呉橋防災危機管理課長

いろんな測り方があると思いますが、下水道のマンホールを基準にして、そこからの高さの差とか、そういう方法でやっております。

○河村委員

なるほどね。7.0とか、7.1とか、結構細かい、コンマのところが載ちよるわけいね。うちが何ぼやったかな。5.0ぐらいじゃったと思うんですけど、明らかに見ても、こんなことないでと思うようなところがあるんで、待てよ、何を基準にして測るんかなとこう思うんですが、土地家屋調査士に聞いたら、いや、コンピューターか何かで、何か跳ね返りか何かで測りよるといふうに聞いたんですが、別に同じような手法じゃない。もう市のほうで測ってやりよる、そこは。

○呉橋防災危機管理課長

そうであります。

○河村委員

わかりました。今、海拔標記、それから標高表示、それからもう1個、横文字の何とかちゅうのがあるんですが、できれば統一してほしいということもちょっと言うたと思うんですけど、表示の仕方で迷うということがあっちゃならんので、できるだけ早目に誰でもわかるような、表示方法、海拔表示なら海拔表示でええのよ。そのかわりほかのそういった表示についても、同じような格好でやっていただくことをお願いをしておきます。

それから、プロパンガスの借り上げちゅうのが、訓練のところであるんですが、85ページの上段です。プロパンガスちゅうのは持ってない、市役所では。

○呉橋防災危機管理課長

プロパンガスのタンクも、ガスも役所にはございません。

○河村委員

私のところの自主防災会では、プロパンガスを買うたのいね。すごい便利がええ。ガスそのものはね。誰が管理するかとか、ほかの問題は別にして、あると便利がええんで、ぜひ、買われたらと思いますけどね。あと、大和の支所でちょっとお尋ねするんですが、本来業務とはどういうものを、今、やられてるのか、ちょっとお話いただいていいですか。

○井上大和支所住民福祉課長

平成16年に大和町と光市、合併して以来、支所の取り組んでおります業務内容につきましては、戸籍住民基本台帳、印鑑登録証明、税使用料等の徴収、いわゆる出張所の方で営んでおります業務をはじめとして、所得証明書、住民税関係の証明、軽自動車の納税証明等、あと不燃物の搬入許可等の通常、出張所の方で取り扱っておらない業務、それから特別なものに近いものとしましては、市営バスの回数券の販売関係の業務、それから福祉タクシーの申請、あるいは障害福祉、児童福祉関係の業務、介護保険関係の業務、それから地域事業課の方では、道路維持補修管理というふうなものと、各農林関係、市営住宅関係との書類のやりとりといったものを主な業務としてやってきております。

以上です。

○河村委員

市営バスの回数券ちゅうのがあったんで、ちょっと聞いてみるんですが、今、岩田の駅の切符の販売業務ちゅうのは、地域で委託しちよってですいね。そういうものも、じゃあやろうと思えばできるちゅうことなんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

以上です。すみません。

○森重委員

じゃあ、ちょっと3点だけお伺いをいたします。

決算書は、69ページ。

69ページの顧問弁護士委託料、これちょっと、今回、今、6件の何か問題に対してというふうに言われましたんですが、この委託料というのは、要するに、6件であれば、1件1件に対する時間とかいろいろそういうものを文書的なものもあるんでしょうけど、そういうことの金額が、もしくは、顧問弁護士として年間契約か何かでもうお名前借りているという、そういうふうなこともあるわけ。そこをちょっと詳しく。

○讚井総務課長

顧問弁護士の委託料につきましては、1件あたり幾らという契約ではなくて、年間まとめて幾らという契約でさせていただいています。それで43万2,000円という金額で委託をさせていただいております。

○森重委員

じゃあ、年間43万2,000円で契約をして、間には何件あろうとも、御相談ができるということでもいいんですか。

○讚井総務課長

そのとおりであります。

○森重委員

わかりました。内容的には、すみません。言えるものがあれば、例えば、どういうふうなことを専門的に弁護士さんに入らせていただいて、御相談しているのか、ちょっと参考までに。

○讚井総務課長

29年度の相談であります。市営住宅の業務遂行に関することとありますとか、老人ホームの医療金品に関することとか、あと施設の解体工事に関することなどが29年度はございました。

以上です。

○森重委員

わかりました。ここは了解いたしました。

そして、もう1点は次のページ71ページの人事管理費のところの手数料なんですけども、先ほどここではちょっと何か抗体検査とか、何かワクチンとか接種とか、いろいろこれはどういう所管のどういう仕事にかかわる職員がどのような対応をされているのか

だけ、ちょっと認識しとったほうがいいと思いますので。

○讚井総務課長

まず、破傷風の予防接種であります。これにつきましては、環境政策課のほうの職員。破傷風の菌が土の中におったりするんで、そういった取り扱いの危険性がある職員、あとB型肝炎の抗体検査及びワクチンなんです。これにつきましては、環境事業課であるとか、あと福祉保健部の訪問をしたり、そうしたことをする職員に対して行っております。

以上です。

○森重委員

わかりました。ちょっとなかなか聞いてみないと、すみません。わからなかったものですから、ありがとうございます。

それと、もう1点ですけれども、もう1点は人件費なんですけれども、先ほどからもお話しちょっと出ておりましたけれど、退職金を与える人件費の割合というのは、どこの自治体も大きいわけなんですけれども、それで今後、やはり退職者の動向みたいなもの、やはり採用時の人数にもよると思いますけれども、どこもばらつきがあったり、一時やはり途中でいろいろそういう人員を整理するとき、抑えたりとか、どっと入れたりとかっていうふうな経緯も出てきておりますから、今まで。今後の退職金に対して、光市の人数の割合みたいな動向はつかんでおられると思いますけれども、そのあたりをちょっとわかれば、ちょっと教えてください。

○讚井総務課長

退職金といいますか、退職者数の今後の見込みといいますか、予定なんです。今年度末は定年退職者は10人です。来年度、31年度末これ14人、32年度末10人、33年度末が12人、このあたりが多くなっている状況であります。

以上です。

○森重委員

これにプラスさまざまな、今後、やはり中途退職等云々の諸事情も絡んでまいりますので、今回は28年は22人ということでお聞きしましたけど、大きな金額となりますので、今、聞きましたら、この22人を超える部分はないみたいな話ですよ。わかりませんが、基本的には。無事、満了定年退職をされる方がこういう人数ということですね。

○讚井総務課長

あくまでも定年退職者数の予定であります。早期退職等は含まれておりません。

○森重委員

わかりました。どこの決算といいますか、年次、年次の決算を行うときに、予算もで

すけども、やはりこの人件費の問題は直接大きくかかわってまいります大きな金額になりますので、今後ともその動向をしっかりと、財政の上でも執行もですけど、議会のほうもしっかり認識しながら、頭に置いておきながらしっかりと全般的なこと、予算編成等も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。わかりました。

## 討 論

### ○田邊委員

こんにちは、認定第4号平成29年光市一般会計歳入歳出決算総務部所管分について、反対の立場で討論いたします。

平成29年度決算においても、私は人件費について反対の意見を述べました。人件費については、義務的経費であります。こういったものは、常に財政にかかるものではありませんが、平成29年度決算については、人件費は増額しているが、これはあくまで退職者の増によるものであり、差し引きすれば平成28年度よりは下回っているということがわかりました。

平成29年度この時間外についても、平成28年度とはそんなには変わりませんが、28年度の決算時には、改善を私は求めました。こういったことで、平成29年度決算においても、また非正規社員の人件費の引き上げと同時に、正規職員の増員、勤務時間の改善などは、まだまだ考えるところがあると思います。というところで反対の意見とさせていただきます。

以上です。

採 決：挙手多数「認定すべきもの」